

75

40

75-40



1200501289741



始





續福澤全集

第六卷



福澤先生肖像（明治二十六年寫）



高橋武生肖像（前二十六平寫）

福澤先生筆蹟

蘭學事始の事に付今日
神田孝平氏を訪ひ事實

相分り候に付唯今別紙

認さし上候尙御刪正可披下候

實に此書は多年人を

惱殺するものにして

今日も之を認めながら獨り

自から感に堪へず涙を揮

ひ執筆致し候

何卒再版は澤山

にして國中に頒ち

度存候右申上度

匆々頓首

二十三年
四月一日 吉

長興先生

侍史

尙以従前の版本に

豊前中津侯昌庶公

とあるは昌庶の誤に御座候

是れも乍序申上候い上

書
翰
集

書翰集例言

本集に収録せる福澤先生の書翰は長短併せて千百餘通ある。緒言に記した通り、先生は平素非常に多くの手紙を書かれたので、其一生涯の書翰は何千通か或は萬を以て數ふるほどであつたらうと思はれる。編者が先生の傳記編纂に著手するとき、其資料として第一に重きをおいたのは先生の書翰であつて、先生と生前親交のあつた某々の家には多數の書翰が保存されてあることを豫て知つてゐたので大に望を屬してゐたところが、其著手の一箇月前に突發した彼の關東大震災火災のためにこれ等の書翰は烏有に歸してしまひ、其他にも此災に罹つたものが多かつた。誠に痛恨に堪へざる次第なるが、尙ほこれだけの書翰を集録して先生の性行面目を窺ひ知るべき絶好の資料となし得たのは此上もなき喜びである。尙ほ此集の編纂法と先生の書翰の書方に就て注意すべき點を左に記す。

- 一、書翰の分類は其宛名別とし、年次を逐うて排列することにしたが、先生の手紙には日附が月日のみで年の記してないものが多い。其文言に依つて推定の出来るものは成るべく年の順を逐ひ然らざるものは年月未詳と記した。
- 一、先生は書翰の宛名には通例何某様と様の字を書かれたが、中には何某先生と書かれたものもある。これは先輩同輩もしくは世間的地位のある人に對する場合である。併し其文言は何人に對しても差別はなかつた。
- 一、字句に就て注意すべき點は「益々御清安奉賀候」といふ場合に間々「候」の字が省いてあり、「小生儀」「何々之儀」などいふ場合に世間の普通には「儀」の字が用ゐられてあるが先生は人偏のない「義」の字を書かれ、又「委

細「を」「い才」、「仔細」を「子才」、「厄介」を「約介」、「修業」を「執行」と書かれたものが多い。

續福澤全集 第六卷 目次

福澤先生肖像
福澤先生筆蹟

書翰集

書翰集例言

いゐノ部

一	岩橋 謹次郎宛	明治十三年一月十七日	一	同	明治十五年八月六日	五
二	同	明治十三年十月七日	一	岩谷 彦三郎宛	明治十六年二月五日	七
三	同	明治十五年十月廿九日	二	庵地 保宛	明治十三年九月十二日	八
四	同	明治十九年二月十四日	三	伊藤 博文宛	明治十一年五月十六日	八
五	同	明治十九年八月廿五日	三	同	明治十二年二月十日	九
六	井原 市次郎宛	明治廿八年四月十一日	四	同	明治十二年四月八日	一一
七	岩倉 具視宛	明治十二年二月七日	五	伊藤 蕪藏宛	明治廿一年四月卅日	二二

目次

一五	伊東 要藏宛	明治廿一年二月廿六日	一五
一六	伊東 茂右衛門宛	年未詳八月廿一日	一四
一七	同	年未詳九月卅日	一四
一八	猪飼 麻次郎宛	明治十二年五月八日	一五
一九	同	明治十二年八月十五日	一六
二〇	同	明治十二年十二月廿二日	一七
二一	同	明治十三年三月十四日	一八
二二	同	明治十三年七月卅一日	一九
二三	同	明治十九年七月卅一日	一九
二四	同	明治二十年三月廿八日	二〇
二五	同	明治二十年七月二十日	二一
二六	同	明治廿二年五月十一日	二三
二七	同	明治廿二年八月十二日	二三
二八	同	明治廿三年三月廿三日	二四
二九	同	明治廿三年十一月八日	二四
三〇	同	明治廿四年八月十八日	二五
三一	同	明治廿四年十月二日	二六
三二	同	明治廿六年八月廿五日	二七
三三	同	明治廿八年一月十七日	二八
三四	猪飼 久馬次郎宛	年未詳三月廿七日	二九

二

三六	井上角五郎宛	明治十六年七月一日	二九
三七	同	明治十六年十一月廿一日	三一
三八	同	明治十六年十二月十五日	三一
三九	同	明治十八年四月十八日	三三
四〇	同	明治廿七年十一月十五日	三四
四一	同	明治廿七年十一月十六日	三五
四二	同	明治廿七年十一月廿四日	三五
四三	同	明治廿九年一月廿二日	三六
四四	同	明治廿九年五月卅一日	三七
四五	同	年未詳五月卅一日	三七
四六	井上 馨宛	明治十二年二月十日	三八
四七	同	明治十三年二月廿二日	四〇
四八	井上 馨宛	明治十四年十月十四日	四三
四九	井上 馨宛	明治十四年十月十五日	四三
五〇	井上 馨宛	明治十四年十二月廿五日	四五
五一	井上 馨宛	明治十六年五月十三日	五七
五二	井上 馨宛	明治廿五年八月廿四日	五九
五三	井上 馨宛	明治十四年十月廿九日	五三
五四	井上 馨宛	明治十四年十月廿九日	五三
五五	井上 馨宛	明治十四年十月廿九日	五三

目次

五	同	明治廿六年十一月十五日	五九
六	同	明治廿八年四月十三日	六〇
七	井上從吾右衛門宛	應慶三年十月廿六日	六一
八	今井 喜治郎宛	明治廿九年六月八日	六二
九	今泉 郡司宛	文久二年五月八日	六三
一〇	池 善平宛	明治六年九月十四日	六四
一一	石井 謙道宛	明治十年十月廿七日	六五
一二	石井 甲子五郎宛	明治廿九年二月六日	六七
一三	石河 幹明宛	明治廿二年一月六日	六七
一四	同	明治廿二年三月五日	六八
一五	同	明治廿三年十二月四日	六八
一六	同	明治廿五年五月十九日	六九
一七	同	明治廿五年九月廿七日	六九
一八	同	明治廿五年九月廿七日	六九
一九	同	明治廿九年十月廿九日	七〇
二〇	同	明治廿九年二月十八日	七〇
二一	同	明治廿九年二月廿二日	七一
二二	同	明治廿九年三月六日	七一
二三	同	明治廿九年四月十四日	七二
二四	同	明治三十年二月十日	七二

三

七〇	同	明治三十年三月十一日	七二
七一	同	明治三十年三月廿五日	七四
七二	同	明治三十年四月廿五日	七四
七三	同	明治三十年六月廿四日	七五
七四	同	明治三十年七月廿一日	七五
七五	同	明治三十年十一月九日	七六
七六	同	明治三十年十二月廿五日	七七
七七	同	明治卅一年一月三日	七七
七八	石河 幹明宛	明治卅一年三月八日	七八
七九	北川 禮明宛	明治卅一年六月十日	七八
八〇	同	明治卅一年五月十日	七九
八一	同	年未詳六月九日	七九
八二	同	年未詳八月三十日	八〇
八三	同	年未詳八月三十日	八〇
八四	同	年未詳八月三十日	八〇
八五	同	年未詳八月三十日	八〇
八六	同	年未詳八月三十日	八〇
八七	石田 友吉宛	明治廿八年十二月廿七日	八二
八八	石川 信宛	明治廿五年四月十一日	八三
八九	石黒 馨宛	年未詳七月十一日	八二

目次

九〇	石黒重熙遺族宛	明治廿九年四月廿一日	九三
八九	石坂專之介宛	明治十四年十一月廿三日	八三
八八	飯田平作宛	明治十四年八月廿九日	八四
八七	同	明治十四年?月未詳十九日	八五
八六	同	明治廿七年?八月十一日	八五
八五	同	明治廿九年五月四日	八六
八四	同	明治廿九年五月四日	八六
八三	飯田三治宛	明治十七年四月十七日	八六
八二	同	明治十七年?六月一日	八七
八一	同	明治十九年三月廿三日	八七
八〇	同	明治廿八年三月卅日	八八
七九	同	明治廿八年四月二日	九〇
七八	同	明治廿八年四月十一日	九〇
七七	同	明治廿八年七月五日	九二
七六	同	明治廿八年十月十五日	九三
七五	同	明治廿九年一月十七日	九三
七四	同	明治廿九年一月廿九日	九三
七三	同	明治廿九年五月四日	九四
七二	同	明治廿九年九月七日	九四

四

はノ部

目次

一四二	馬場辰猪宛	明治七年十月十二日	一〇二
一四一	同	明治十三年六月廿九日	一〇九
一四〇	同	明治十七年五月廿九日	一〇〇
一三九	同	明治十九年七月卅一日	一〇〇
一三八	小田部禮子宛	明治廿二年十二月九日	一一一
一三七	服部鐘子宛	明治廿五年九月十一日	一一一
一三六	同	明治廿五年十二月十二日	一一四
一三五	同	明治廿六年四月廿一日	一一四
一三四	小田部禮子宛	明治卅一年一月十日	一二五
一三三	服部鐘子宛	明治卅一年六月十九日	一二六
一三二	同	明治卅一年七月廿日	一二七
一三一	同	明治卅二年八月三日	一二八
一三〇	服部五郎兵衛宛	明治二年八月廿四日	一二八
一二九	服部元治宛	明治卅一年四月廿五日	一三〇
一二八	花房義賀宛	明治卅一年三月十二日	一三二
一二七	原時行宛	明治十二年一月七日	一三三
一二六	同	明治十二年八月廿五日	一三三

五

一〇九	同	年未詳八月七日	九五
一〇八	同	年未詳十二月十日	九六
一〇七	飯田廣助宛	明治廿九年一月十六日	九七
一〇六	同	明治卅一年一月六日	九八
一〇五	同	明治十六年?四月十六日	九八
一〇四	印東玄得宛	明治廿一年?四月四日	九九
一〇三	同	明治廿二年十月廿一日	九九
一〇二	同	明治廿四年?三月廿六日	一〇〇
一〇一	同	明治廿四年?四月五日	一〇一
一〇〇	同	明治廿四年?四月廿七日	一〇一
九九	同	明治廿四年?五月十八日	一〇三
九八	同	明治廿四年五月廿二日	一〇四
九七	同	年未詳七月一日	一〇四
九六	同	年未詳七月十三日	一〇五
九五	同	年未詳七月十八日	一〇六
九四	同	年未詳八月三日	一〇六
九三	同	年未詳十一月十六日	一〇七
九二	同	年未詳十一月十九日	一〇七

一四二	同	明治十二年九月廿二日	一三三
一四一	同	明治十二年十月八日	一三四
一四〇	同	明治十九年九月八日	一三四
一三九	同	明治廿一年一月十五日	一三五
一三八	早川政太郎宛	明治廿五年六月廿四日	一三五
一三七	早矢仕有宛	明治九年?六月廿九日	一三六
一三六	同	明治十年三月廿二日	一三六
一三五	同	明治十年四月二日	一三七
一三四	早矢仕有宛	明治十年?八月廿八日	一三八
一三三	中村道太宛	明治十一年三月十八日	一三九
一三二	早矢仕有宛	明治十二年四月九日	一三九
一三一	同	明治十七年?一月十四日	一四〇
一三〇	同	年未詳十月廿六日	一四〇
一二九	同	年未詳十月十五日	一四一
一二八	林 藏宛	明治廿八年十月廿九日	一四二
一二七	林 鈺宛	明治廿四年二月十五日	一四三
一二六	同	明治廿八年六月三日	一四三

目次

三〇 同 年未詳十月三日……………一八一
三一 星野 某宛 年未詳七月十三日……………一八二

へノ部

三二 山鈴逸² 廣² 江雲² 宛 明治十六年十月三日……………一八三

とノ部

三四 戸田 祝² 新春² 三策² 宛 明治廿七年八月廿六日……………一八六
三五 東條 彌² 元利² 一併² 宛 明治二年二月廿二日……………一八七
三六 渡邊 利² 八宛 明治四年一月廿八日……………一八九

をノ部

三三 小幡 篤次郎宛 明治五年六月四日……………一八五
三二 同 明治十四年九月十三日……………一八五
三一 同 明治廿九年四月廿三日……………一八五
三〇 同 明治卅年頃?三月廿日……………一八九
二九 同 年未詳四月十二日……………一九六

三三 本多 孫四郎宛 年月未詳卅一日……………一九八

【参照】天保義社紛擾ニ關スル意見書

三七 同 明治十一年一月三日……………一九〇
三六 東條 軍平宛 年未詳七月十九日……………一九〇
三五 富田 鐵之助宛 明治廿四年六月廿一日……………一九一
三四 同 明治廿四年六月廿一日……………一九三

三六 小幡 彌² 宛 慶應二年?五月九日……………一九九
三五 大石 勉 吉宛 明治十三年十月十二日……………二〇〇
三四 大童 信太夫宛 慶應元年?四月十日……………二〇〇
三三 同 慶應元年閏五月十三日……………二〇一
三二 同 慶應元年閏五月廿七日……………二〇一

目次

三二 同 慶應元年?十月廿四日……………二〇一
三一 同 慶應元年?十二月六日……………二〇三
三〇 同 慶應二年?三月十二日……………二〇五
二九 同 慶應二年頃?月日未詳……………二〇四
二八 同 慶應三年六月廿九日……………二〇四
二七 同 慶應三年九月五日……………二〇六
二六 同 慶應四年三月六日……………二〇七
二五 同 慶應四年五月十六日……………二〇八
二四 同 明治六年八月卅一日……………二〇九
二三 同 明治十五年八月廿六日……………二一〇
二二 大塚 茂平宛 文久三年四月一日……………二一〇
二一 大槻 磐溪宛 明治廿四年六月十三日……………二一一
二〇 大槻 文彦宛 明治十一年六月一日……………二一二
一九 大久保 一翁宛 明治十二年四月十二日……………二一三
一八 同 明治廿八年十一月三日……………二一四
一七 大久保 文輔宛 明治十一年二月廿八日……………二一五
一六 大隈 重信宛 明治十一年三月三日……………二一六
一五 同 明治十一年三月十九日……………二一七
一四 同 明治十一年五月五日……………二一八

二七 同 明治十一年六月廿一日……………二一八
二六 同 明治十一年五月頃?廿七日……………二一九
二五 同 明治十一年七月八日……………二二〇
二四 同 明治十一年十一月廿九日……………二二〇
二三 同 明治十一年十二月二日……………二二一
二二 大隈 重信宛 明治十一年十二月二日……………二二一
二一 同 明治十一年十二月十二日……………二二二
二〇 同 明治十二年一月十二日……………二二二
一九 同 明治十二年一月卅一日……………二二三
一八 同 明治十二年二月未詳……………二二三
一七 同 明治十二年二月十日……………二二四
一六 同 明治十二年二月十六日……………二二五
一五 同 明治十二年三月一日……………二二七
一四 同 明治十二年三月十五日……………二二七
一三 同 明治十二年八月二日……………二二八
一二 同 明治十二年九月十二日……………二二九
一一 同 明治十二年十月五日……………二三〇

目次

三六七	同	明治十二年十月十三日	三六二
三六八	同	明治十二年?月日未詳	三六三
三六九	同	明治十二年十月廿四日	三六四
三七〇	同	明治十三年三月十六日	三六五
三七一	同	明治十三年十一月廿四日	三六六
三七二	同	明治十四年三月十日	三六七
三七三	同	明治十四年三月十九日	三七八
三七四	同	明治十四年五月十日	三七八
三七五	同	明治十四年十月一日	三七八
三七六	同	明治十五年十二月廿六日	三七八
三七七	同	明治廿一年三月十六日	三七八
【参照】大隈重信宛矢野文雄書翰			
三七八	大江 卓宛	明治十三年六月十七日	三三三
三七八	大洲 佛乘宛	明治廿五年五月十二日	三三四
三七八	小川 武平宛	明治八年?九月廿日	三三五
三七八	同	明治十四年九月一日	三三五
三七八	緒方 拙齋宛	明治卅年十二月廿二日	三三七
三七八	岡 道亮宛	年未詳九月廿七日	三三八
三七八	岡本 武次宛	明治廿八年九月九日	三三八

三六五	岡本 貞休宛	明治十二年一月廿九日	三六九
三六六	同	明治十二年十二月十四日	三六〇
三六七	同	明治十三年頃?四月廿三日	三六一
三六八	同	明治十三年月日未詳	三六二
三六九	同	明治十八年頃?二月七日	三六三
三七〇	同	明治十九年七月十八日	三六四
三七一	同	明治廿年?八月十日	三六四
三七二	同	明治廿年八月十五日	三六五
三七三	同	明治廿七年六月三日	三六六
三七四	同	明治廿九年一月十五日	三六六
三七五	同	明治卅年十二月五日	三六六
三七六	同	年未詳四月十六日	三六六
三七六	同	年未詳七月十一日	三六六
三七八	岡本 七太郎宛	安政六年十一月五日	三六九
三七八	小田部 武宛	明治廿一年十一月廿日	三七〇
三七八	同	明治廿七年七月八日	三七一
三七八	同	明治廿八年七月廿七日	三七一
三七八	小田部 禮子宛	明治廿九年九月廿一日	三七三
三七八	小田部 菊市宛	明治卅年一月十七日	三七三

わノ部

三三四	同	明治卅年六月五日	三三四
三三五	小野 友二郎宛	明治廿七年五月十三日	三三四
三三六	同	明治卅年九月五日	三三五
三三七	小野 恒剛宛	明治十八年七月廿七日	三三五
三三八	小野 清宛	明治十三年一月八日	三三七
三三八	同	明治十三年一月廿二日	三三七
三三八	同	明治十三年四月十二日	三三七
三三八	奥田 竹松宛	明治卅一年八月廿六日	三三八
わノ部			
三三九	和 田 義 郎宛	年未詳六月三日	三三九
三四〇	同	年未詳十一月十五日	三四〇
三四一	同	年未詳十二月七日	三四一
三四二	渡 邊 一 郎宛	明治廿九年九月八日	三四二
三四三	渡 邊 修宛	明治廿四年五月廿二日	三四三
三四四	同	明治廿九年四月十七日	三四三
かノ部			
三四五	川 勝 貞 吉宛	明治卅年一月十三日	三四五

三三三	同	明治卅一年九月三日	三三八
三三三	同	明治卅一年九月十日	三三九
三三四	同	明治卅一年九月十日	三三九
三三五	同	明治卅一年九月十一日	三三九
三三六	奥平 每次郎宛	明治十二年八月廿八日	三三〇
三三七	同	明治十四年?十一月四日	三三一
三三八	奥村 伊榮門宛	明治十八年二月四日	三三二
三三八	小柳津 要人宛	年未詳六月廿四日	三三三
わノ部			
三四六	渡部 久馬八宛	明治十四年五月廿二日	三四七
三四七	同	明治十五年九月十六日	三四八
三四八	同	明治十七年一月廿二日	三四九
三四九	渡 邊 文 三宛	明治廿五年四月十八日	三四〇
三四〇	和 田 耕 月宛	明治卅年九月八日	三四〇
三四一	和 久 正 辰宛	年未詳一月九日	三四一
かノ部			
三四五	川 村 惇宛	明治十八年二月十一日	三四五

目次

三五四	川北元立宛	明治十四年十一月廿日	三九三
三九五	中川路太郎宛	慶應三年一月七日	二九四
三五六	香川眞一宛	明治十一年二月八日	二九五
三五七	同	明治十一年四月十二日	二九六
三五八	同	明治十二年八月十三日	二九八
三五九	同	明治十三年頃?十月九日	二九八
三六〇	金子彌平宛	明治十一年六月十三日	三〇一
三六一	同	明治十一年九月十二日	三〇一
三六二	同	明治十六年五月五日	三〇二
三六三	同	明治十七年四月廿五日	三〇三
三六四	金井又二宛	明治十七年頃?七月五日	三〇四
三六五	同	明治十八年頃?三月十二日	三〇四
三六六	金森吉次郎宛	明治廿四年十二月廿二日	三〇五
三六七	同	明治廿五年一月十五日	三〇五
三六八	同	明治廿六年十一月十五日	三〇六
三六九	金杉大五郎宛	明治廿四年四月二日	三〇九
三七〇	同	明治廿四年四月八日	三〇七
三七二	同	明治廿四年十一月四日	三〇九
三七三	同	明治廿四年十一月廿日	三〇八
三七四	鎌田榮吉宛	明治十四年九月十九日	三三四
三七五	同	明治十四年九月廿二日	三三四
三七六	同	明治十八年八月廿二日	三三七
三七七	同	明治廿九年三月六日	三八八
三七八	同	年未詳三月一日	三八九
三七九	同	明治廿七年十月五日	三九〇
三七八	同	明治廿五年二月九日	三〇八
三七八	同	明治廿五年六月四日	三〇九
三七八	同	明治廿五年十一月廿日	三〇九
三七八	同	明治廿六年四月十四日	三一〇
三七八	同	明治廿六年四月十九日	三一〇
三七八	同	明治廿六年十月廿日	三一〇
三七八	同	明治廿七年一月廿三日	三一一
三七八	同	明治廿七年三月廿四日	三一一
三七八	同	明治廿七年四月十九日	三一二
三七八	同	明治廿七年九月八日	三一二
三七八	同	明治廿七年九月九日	三一二
三七八	同	明治十三年二月廿二日	三二三
三七八	同	明治十四年九月十九日	三二四
三七八	同	明治十四年九月廿二日	三二四
三七八	同	明治十八年八月廿二日	三二七
三七八	同	明治廿九年三月六日	三八八
三七八	同	年未詳三月一日	三八九
三七八	同	明治廿七年十月五日	三九〇

よ

三九二	笠原 惠宛	明治十一年十月三日	三三二
三九三	同	明治十六年十二月十五日	三三二
三九四	同	明治廿九年十一月十四日	三三三
三九五	同	年未詳二月十三日	三三三
三九六	笠原文平宛	明治十三年頃?三月七日	三三三
三九七	柏村 信宛	明治廿五年二月十五日	三三三
三九八	柏本太門宛	明治十八年十二月十一日	三三六
三九九	柏川宗造宛	年未詳四月十三日	三三六
四〇〇	吉岡密乘宛	明治十年六月十二日	三三九
四〇一	吉川泰次郎宛	明治十八年七月十八日	三三〇

た

四〇四	第六銀行支店宛	明治廿二年六月廿九日	三三一
四〇五	田端重最宛	明治廿三年七月三日	三三三
四〇六	同	明治廿六年五月十八日	三三三
四〇七	同	明治廿六年?十一月十一日	三三三
四〇八	同	明治廿七年十一月三日	三三四
四〇九	同	明治廿八年七月十七日	三三四
四一〇	同	明治廿八年七月廿八日	三三五
四一一	同	明治廿九年頃?八月十五日	三三六
四二二	同	明治廿九年十月十五日	三三八
四二三	同	明治卅二年二月八日	三三八
四二四	同	明治卅二年十二月廿七日	三三八
四二五	同	明治卅二年十二月廿八日	三三九
四二六	同	明治卅一年九月廿三日	三三九
四二七	高田橋重岩宛	年未詳七月十三日	三四〇
四二八	同	年未詳八月十日	三四〇
四二九	田端重最宛	年未詳九月廿八日	三四一

目次

目次

四三〇	田端重晟宛	年未詳十二月廿七日	三五二
四三〇	田端重晟宛	年月日未詳	三五二
四二九	高橋岩路宛	年月日未詳	三五三
四二八	高橋岩路宛	明治十五年四月七日	三五三
四二七	同	年未詳一月卅日	三五三
四二六	同	年未詳五月十六日	三五三
四二五	同	年未詳七月七日	三五三
四二四	同	明治十七年二月廿二日	三五四
四二三	同	明治十八年頃?三月廿九日	三五五
四二二	同	明治廿一年三月一日	三五五
四二一	同	明治廿一年三月廿一日	三五六
四二〇	同	年未詳五月廿日	三五六
四一九	高橋達宛	明治廿三年五月十九日	三五七
四一八	同	明治廿六年十一月四日	三五七
四一七	同	年未詳六月十四日	三五八
四一六	高田源次郎宛	明治廿三年一月十五日	三五八
四一五	高田源次郎宛	明治十一年十月十一日	三五九
四一四	高木喜一郎宛	明治廿一年頃?月未詳	三五〇
四一三	同	明治廿一年十一月五日	三五〇

一四

四二九	同	明治廿二年一月廿六日	三五二
四二八	渡木邊治宛	明治廿二年十月九日	三五三
四二七	高木喜一郎宛	明治廿五年二月七日	三五三
四二六	同	明治廿五年二月廿九日	三五四
四二五	同	明治卅年四月十二日	三五四
四二四	同	同	三五五
四二三	高見龜宛	年未詳九月三日	三五五
四二二	同	明治廿八年一月廿九日	三五五
四二一	同	明治廿八年四月十三日	三五六
四二〇	同	明治廿八年四月十九日	三五六
四一九	同	明治廿八年七月五日	三五七
四一八	同	明治廿八年十月十八日	三五七
四一七	同	明治廿九年八月廿五日	三五八
四一六	同	明治廿九年九月廿七日	三五八
四一五	田中秀作宛	明治十一年四月廿二日	三五九
四一四	同	明治十一年十月卅一日	三五九
四一三	同	明治十一年十二月廿四日	三五九
四一二	田中米作宛	明治十一年十二月廿四日	三五九
四一一	同	明治十二年十月十二日	三五九
四一〇	同	明治十三年二月四日	三六〇
四〇九	同	明治十三年三月十七日	三六〇

その部

四五八	同	明治十五年五月廿九日	三五九
四五七	田中信吾宛	明治十三年八月卅日	三六〇
四五六	玉江東五郎宛	明治廿七年三月廿日	三七一
四五五	武部兵治宛	明治十八年頃?九月十日	三七一
四五四	武田正規宛	明治十二年十月九日	三七二
四五三	瀧口吉良宛	明治十九年?十一月六日	三七三

四六四	同	明治廿二年一月廿三日	三七五
四六三	同	明治廿八年一月廿日	三七四
四六二	同	明治卅年九月十二日	三七四
四六一	瀧澤直作宛	明治廿三年三月廿九日	三七五
四六〇	同	年未詳二月廿五日	三七五

つ部の

四六六	草薨清四郎宛	明治十六年七月十九日	三七六
四六五	同	年未詳一月卅日	三七六
四六四	同	年未詳七月十四日	三七七

四七二	曾木圓治宛	明治廿七年四月四日	三七八
四七一	同	明治廿七年八月九日	三七九
四七〇	同	明治廿七年九月十三日	三七九

なノ部

四七五	土居準平宛	明治卅一年六月廿八日	三八〇
四七四	東原熊次郎宛	明治六年四月十八日	三八二
四七三	塚田七郎二宛	明治十三年十二月廿一日	三八二
四七二	塚本定右衛門宛	明治十二年十一月十一日	三八三

四七九	津田興二宛	明治廿七年十月十九日	三八四
四七八	辻寛宛	明治十七年八月十三日	三八六
四七七	同	明治十九年四月十三日	三八六

目次

目次

四六二	成瀬 岩太郎宛	明治十九年五月廿七日	三六七
四六三	同	明治廿一年一月十六日	三六八
四六四	同	明治廿一年十二月十八日	三六八
四六五	同	明治廿三年七月十三日	三六九
四六六	成瀬 正恭宛	明治廿七年十月十日	三九〇
四六七	同	明治廿九年八月十三日	三九〇
四六八	永井 好信宛	明治十三年十一月十九日	三九一
四六九	同	明治十六年八月十九日	三九一
四七〇	同	明治廿三年五月六日	三九三
四七一	同	年未詳九月廿一日	三九三
四七二	同	明治十年十一月一日	三九三
四七三	長沼 村民宛	明治十年十一月十四日	三九四
四七四	同	明治十四年十一月廿日	三九五
四七五	同	明治十五年?月日未詳	三九六
四七六	同	明治十一年四月六日	三九六
四七七	中川 横太郎宛	明治廿三年一月廿二日	三九七
四七八	同	明治廿七年二月五日	三九八
四七九	同	明治廿九年一月廿二日	三九九
四八〇	同	明治卅年四月十二日	四〇〇

五〇一	同	明治卅二年二月廿二日	四〇〇
五〇二	同	明治卅二年十二月十五日	四〇一
五〇三	長 興 專 齋宛	明治廿三年四月一日	四〇一
五〇四	同	明治廿三年四月一日	四〇一
五〇五	同	年未詳十二月一日	四〇一
五〇六	永田 健助宛	明治卅年五月十三日	四〇三
五〇七	同	明治卅年七月一日	四〇四
五〇八	同	明治卅年七月二日	四〇四
五〇九	中村 栗園宛	明治十一年一月廿一日	四〇五
五一〇	中村 英吉宛	明治十八年四月十八日	四〇六
五一〇	中村 貞吉宛	明治廿六年二月二日	四〇六
五一一	中村 道太宛	明治十五年三月一日	四〇七
五一二	同	明治十五年?三月七日	四〇八
五一三	同	明治十五年?三月廿一日	四〇九
五一四	同	明治十九年八月一日	四一〇
五一五	同	明治廿四年一月廿四日	四一一
五一六	同	明治廿四年三月十一日	四一一
五一七	同	明治廿四年八月廿五日	四一一
五一八	中村 裳吉宛	年未詳八月廿五日	四一一
五一九	中野 松三郎宛	明治十四年二月二日	四一二

【参照】慶應義塾出版社活字買入金借入に關する書翰案文

五二〇	長澤 理三郎宛	明治十二年十月十日	四二四
五二一	同	年未詳一月十四日	四二四
五二二	長澤 理三郎父宛	年未詳	四二五
五二三	中上川 彦次郎宛	明治六年七月廿日	四二五
五二四	中上川 彦次郎吉宛	明治十一年九月十六日	四二八
五二五	中上川 彦次郎宛	明治廿年四月廿三日	四二九
五二六	同	明治廿年十月一日	四二九
五二七	同	明治廿二年八月一日	四三一
五二八	同	明治廿四年一月七日	四三二
五二九	同	明治廿四年一月廿七日	四三三
五三〇	同	明治廿四年二月二日	四三四
五三一	同	明治廿四年六月廿四日	四三五
五三二	同	明治廿七年十一月十五日	四三六
五三三	中嶋 精一宛	明治九年?十月廿四日	四三七
五三四	藤本 菅太郎宛		

七ノ部

五四六	村井 保固宛	明治十二年?五月廿二日	四三五
五四七	同	明治十三年九月三日	四三六
五四八	同	明治十六年五月十七日	四三七

五四九	同	明治十六年六月十九日	四三八
五五〇	村井 保固宛	明治十六年七月四日	四三九
五五一	村井 保固宛	明治十六年八月廿七日	四四〇

五三	森村保固宛	明治十六年十月廿一日	四八一
五三	村井保固宛	明治十七年五月廿七日	四八二
五四	同	明治十七年九月十一日	四八四
五四	同	明治十七年八月廿六日	四八六
五五	同	明治廿一年五月廿八日	四八六
五五	同	明治廿一年五月廿八日	四八六
五七	岩村井保固宛	明治廿一年十一月六日	四八八

うノ部

五三	上野景範宛	明治十一年十一月十六日	四五四
五四	内田晋齋宛	明治四年二月十三日	四五五
五五	内田全作宛	年未詳四月廿四日	四五六
五六	宇都宮三郎宛	明治十一年九月十八日	四五六
五六	同	年未詳十一月廿九日	四五七
五六	宇佐美祐次宛	明治十九年四月九日	四五七
五六	梅田才三郎宛	明治廿七年四月十三日	四五八
五七	同	明治廿七年八月八日	四五八
五七	梅田又八宛	明治廿八年四月十一日	四五九

のノ部

五六	野田鷹雄宛	明治十三年頃?八月廿日	四六六
五一	野村新八郎宛	明治卅年三月卅日	四六六
五二	野村彦四郎宛	明治七年頃?六月十三日	四六七

くノ部

五五	黒川正宛	明治十九年四月九日	四七〇
五六	同	明治廿一年十二月廿一日	四七〇
五七	黒田清隆宛	明治十二年四月四日	四七一
五八	久保扶桑宛	明治十四年頃?四月廿八日	四七三
五九	同	明治十七年三月七日	四七三
五九	隈川宗悦宛	文久三年?月日未詳	四七三
五九	隈川公健宛	慶應元年?十月十九日	四七四

やノ部

五九	矢田績宛	明治十七年四月十四日	四八一
六〇	同	明治十九年頃?七月十四日	四八三
六〇	同	明治廿一年十月七日	四八三
六〇	同	明治十七年三月十二日	四八四
六三	同	明治十七年十月十四日	四八四

五九	村井保固宛	明治廿七年五月廿八日	四八九
五九	同	明治廿八年十一月四日	四九〇
五〇	同	明治廿九年一月十一日	四五一
五〇	同	明治廿九年六月十四日	四五三
五二	村上守倫宛	明治廿九年一月十三日	四五四

五三	同	明治廿八年五月廿七日	四六〇
五三	牛場卓藏宛	明治十一年一月廿九日	四六〇
五四	同	明治廿年七月廿四日	四六一
五五	同	明治廿八年四月十一日	四六二
五六	同	明治廿九年八月十五日	四六三
五六	同	明治卅年十月廿四日	四六三
五六	同	明治卅年十一月二日?	四六四
五九	薄衣光親宛	明治十一年四月廿二日	四六五

五三	同	明治七年頃?七月七日	四六八
五四	野手一郎宛	明治十二年七月廿日	四六八

五二	同	慶應二年?十二月七日	四七五
五三	草間時福宛	明治十三年頃?九月廿五日	四七六
五四	久米弘行宛	明治十七年十月十四日	四七六
五五	同	明治十八年三月十一日	四七七
五六	楠本武俊宛	明治廿八年?六月十日	四七六
五七	楠本正隆宛	明治十二年六月廿日	四七六
五八	同	明治十二年八月二日	四八〇

六〇	矢谷田井保宛	明治十八年七月十七日	四八五
六〇	柳田藤吉宛	明治廿年十二月廿八日	四八五
六〇	同	明治廿九年三月廿七日	四八六
六〇	同	明治廿九年十一月廿二日	四八七
六〇	山縣有朋宛	明治十五年十一月八日	四八八

目次

六〇九	同	明治十七年一月廿九日	四八
六〇八	同	明治廿三年七月十八日	四〇
六〇七	山根文策宛	明治卅一年一月卅日	四九
六〇六	同	明治卅二年八月六日	四九
六〇五	山名次郎宛	明治廿三年七月三日	四九
六〇四	同	明治廿三年八月一日	四九
六〇三	同	明治廿七年五月十六日	四九
六〇二	山口良藏宛	慶應三年九月七日	四九
六〇一	同	慶應四年四月十日	四九
六〇〇	同	慶應四年六月七日	四九
五九九	同	明治元年十二月八日	五〇
五九八	同	明治二年二月廿日	五〇
五九七	同	明治二年四月四日	五〇
五九六	同	明治二年五月廿三日	五〇
五九五	同	明治二年十月十四日	五〇
五九四	山口良藏宛	明治三年十一月二日	五〇
五九三	山口良藏宛	明治四年七月未詳	五〇
五九二	同	明治五年七月十二日	五〇
五九一	同	年未詳二月十六日	五〇

110

六〇八	同	年未詳十一月一日	五二〇
六〇七	同	年月日未詳	五二〇
六〇六	山口良藏遺族宛	明治廿五年五月廿日	五二一
六〇五	山口寬齋宛	明治元年九月十一日	五二一
六〇四	山口喜十郎宛	明治廿七年十二月十五日	五二一
六〇三	山口廣江宛	明治十三年十一月四日	五二二
六〇二	同	明治十五年六月廿四日	五二三
六〇一	同	明治十七年三月四日	五二四
六〇〇	同	明治十九年二月八日	五二五
五九九	同	明治十九年五月十四日	五二六
五九八	同	明治廿二年四月五日	五二七
五九七	同	明治廿二年十月一日	五二八
五九六	同	明治廿三年三月廿三日	五二九
五九五	同	明治廿三年七月八日	五三〇
五九四	同	明治廿四年一月廿八日	五三三
五九三	同	明治廿四年十月卅日	五三三
五九二	同	明治廿五年三月廿五日	五三四
五九一	同	明治廿六年十月廿三日	五三五
五九〇	同	明治廿七年三月十六日	五三五

まの部

六四七	同	明治廿八年一月十七日	五二六
六四六	山崎新太郎宛	明治十九年四月廿三日	五二六
六四五	山本拙太郎宛	明治五年八月六日	五二六
六四四	同	明治五年八月十一日	五二九

六五一	安場保和宛	明治卅一年一月廿七日	五三〇
六五〇	安場末喜宛	明治十一年十二月六日	五三一
六四九	同	明治廿三年二月廿日	五三一

目次

六四四	前田博作宛	明治十六年四月十五日	五三二
六四三	清水廣密宛	明治十一年十一月十七日	五三三
六四二	前島密宛	明治五年四月十五日	五三四
六四一	丸屋善藏宛	明治十四年十月九日	五三五
六四〇	丸善書店宛	明治十四年十月廿一日	五三五
六三九	侯野景明宛	年未詳十一月二日	五三六
六三八	同	年未詳十二月十日	五三六
六三七	同	明治十三年九月十七日	五三七
六三六	松岡文吉宛	明治十四年一月十九日	五三八
六三五	同	明治十六年八月廿一日	五三九
六三四	同	明治十八年八月七日	五四〇
六三三	同	明治廿一年十一月廿日	五四〇
六三二	松岡勇記宛	明治廿六年七月二日	五四一

六三七	松方正義宛	明治十年十月十日	五四二
六三六	松田道之宛	明治六年十一月六日	五四三
六三五	同	明治十二年三月四日	五四五
六三四	同	明治十二年七月卅日	五四六
六三三	松田道之遺族宛	明治十五年七月七日	五四七
六三二	松平忠敬宛	明治十二年九月五日	五四七
六三一	松村録次郎宛	明治十七年四月廿三日	五四八
六三〇	同	明治十七年十一月四日	五四八
六二九	松倉恂宛	明治十一年一月十日	五五一
六二八	同	明治十二年頃?一月九日	五五二
六二七	松山棟庵宛	明治二年二月二日	五五三
六二六	同	明治廿四年三月廿八日	五五五
六二五	同	明治廿四年?四月二日	五五六

目次

六八〇	同	明治廿四年?四月廿一日	五五八
六八一	同	明治廿六年三月十五日	五五七
六八二	同	明治廿七年四月十二日	五五七
六八三	同	明治廿八年十二月廿八日	五五六
六八四	同	明治廿九年十月廿日	五五六
六八五	同	年未詳二月三日	五五九
六八六	同	年未詳五月廿九日	五六〇
六八七	同	年未詳六月廿六日	五六〇
六八八	同	年未詳九月三日	五六二
六八九	同	年未詳十月卅日	五六二
六九〇	同	年未詳十一月二日	五六二
六九一	同	年未詳十一月十四日	五六二
六九二	同	年月未詳二日	五六三
六九三	同	明治十二年五月十日	五六三
六九四	同	明治十二年八月六日	五六四
六九五	同	明治十四年八月九日	五六五
六九六	同	年未詳四月廿三日	五六六
六九七	同	明治廿九年四月十日	五六七
六九八	同	明治三十年六月七日	五六七

六九〇	同	年未詳八月十四日	五六八
七〇〇	同	年未詳八月十四日	五六八
七〇一	同	年未詳八月二十日	五六九
七〇二	同	年未詳九月廿二日	五六九
七〇三	同	明治廿一年十月卅一日	五七〇
七〇四	同	明治廿二年九月廿六日	五七〇
七〇五	同	明治廿三年頃?四月廿二日	五七一
七〇六	同	明治廿三年頃?五月二日	五七四
七〇七	同	明治廿三年頃?五月七日	五七四
七〇八	同	明治廿三年頃?五月卅一日	五七五
七〇九	同	明治廿三年頃?七月九日	五七六
七一〇	同	明治廿四年十一月十六日	五七六
七一一	同	明治廿八年十二月六日	五七七
七一二	同	明治廿九年十二月廿七日	五七八
七一三	同	明治廿九年十月廿七日	五七八
七一四	同	明治廿二年十月廿七日	五七九
七一五	同	年未詳三月十三日	五七九
七二六	同	年未詳三月十四日	五七九

七二七	同	年未詳五月五日	五六〇
七二八	同	年未詳五月廿六日	五六〇
七二九	同	年未詳七月十三日	五六一

けの部

七三三	同	年未詳四月廿七日	五六四
七三四	同	年未詳五月一日	五六四
七三五	同	年月未詳十日	五六五

ふの部

七三六	同	明治十九年七月卅一日	五六七
七三九	同	明治廿二年十月十八日	五六八
七四〇	同	明治廿二年十二月卅一日	五六八
七四一	同	明治廿三年四月十六日	五六九
七四二	同	明治廿三年八月廿二日	五六九
七四三	同	明治廿四年八月廿二日	五六九
七四四	同	明治廿四年九月廿七日	五九一
七四五	同	明治廿六年十一月九日	五九一
七五七	同	年未詳五月二日	五九三
七五八	同	明治三年五月七日	五九三

目次

七三〇	同	年未詳八月三日	五六一
七三一	同	年未詳十月一日	五六二
七三二	同	年未詳十月廿六日	五六三

慶應義塾出版社宛

七三六	同	明治十一年七月十六日	五九三
七三九	同	明治十二年二月四日	五九五
七四〇	同	明治二十年?六月十一日	五九六
七四一	同	明治二十年七月二十日	五九六
七四二	同	明治二十年七月廿八日	五九七
七四三	同	明治二十年八月五日	五九八
七四四	同	明治二十年八月廿六日	五九八
七四五	同	明治二十年八月廿七日	五九八
七五八	同	明治二十年八月卅一日	六〇一

藤山雷太宛

七三六	同	明治十一年七月十六日	五九三
七三九	同	明治十二年二月四日	五九五
七四〇	同	明治二十年?六月十一日	五九六
七四一	同	明治二十年七月二十日	五九六
七四二	同	明治二十年七月廿八日	五九七
七四三	同	明治二十年八月五日	五九八
七四四	同	明治二十年八月廿六日	五九八
七四五	同	明治二十年八月廿七日	五九八
七五八	同	明治二十年八月卅一日	六〇一

目次

七五	同	明治廿一年八月廿五日	六三一
七六	同	明治廿二年四月十七日	六三二
七七	同	明治廿二年十一月五日	六三三
七八	同	明治廿二年十一月二日	六三四
七九	同	明治廿四年五月四日	六三五
八〇	同	明治廿八年十月廿七日	六三六
八一	同	明治廿八年十月廿一日	六三七
八二	同	明治廿二年十二月十二日	六三八
八三	同	明治廿二年十二月十七日	六三九
八四	同	明治廿二年五月八日	六四〇
八五	同	明治廿一年八月六日	六四一
八六	同	明治廿一年八月六日	六四二
八七	同	明治廿一年八月六日	六四三
八八	同	明治廿一年八月六日	六四四
八九	同	明治廿一年八月六日	六四五
九〇	同	明治廿一年八月六日	六四六
九一	同	明治廿一年八月六日	六四七
九二	同	明治廿一年八月六日	六四八
九三	同	明治廿一年八月六日	六四九
九四	同	明治廿一年八月六日	六五〇
九五	同	明治廿一年八月六日	六五一
九六	同	明治廿一年八月六日	六五二
九七	同	明治廿一年八月六日	六五三
九八	同	明治廿一年八月六日	六五四
九九	同	明治廿一年八月六日	六五五
一〇〇	同	明治廿一年八月六日	六五六

二四

七六	同	明治廿五年五月十一日	六四七
七七	同	明治廿五年七月七日	六四八
七八	同	明治廿六年四月十八日	六四九
七九	同	明治廿六年五月廿六日	六五〇
八〇	同	明治廿六年七月廿四日	六五一
八一	同	明治廿六年七月廿六日	六五二
八二	同	明治廿六年八月三十日	六五三
八三	同	明治廿六年八月三十日	六五四
八四	同	明治廿六年八月三十日	六五五
八五	同	明治廿六年八月三十日	六五六
八六	同	明治廿六年八月三十日	六五七
八七	同	明治廿六年八月三十日	六五八
八八	同	明治廿六年八月三十日	六五九
八九	同	明治廿六年八月三十日	六六〇
九〇	同	明治廿六年八月三十日	六六一
九一	同	明治廿六年八月三十日	六六二
九二	同	明治廿六年八月三十日	六六三
九三	同	明治廿六年八月三十日	六六四
九四	同	明治廿六年八月三十日	六六五
九五	同	明治廿六年八月三十日	六六六
九六	同	明治廿六年八月三十日	六六七
九七	同	明治廿六年八月三十日	六六八
九八	同	明治廿六年八月三十日	六六九
九九	同	明治廿六年八月三十日	六七〇
一〇〇	同	明治廿六年八月三十日	六七一

目次

七五	同	明治十九年十二月廿五日	六三一
七六	同	明治廿年頃?二月廿一日	六三二
七七	同	明治廿年頃?二月廿三日	六三三
七八	同	明治廿年頃?二月廿四日	六三四
七九	同	明治廿年三月十五日	六三五
八〇	同	明治廿年六月三日	六三六
八一	同	明治廿年頃?六月六日	六三七
八二	同	明治廿年頃?八月十七日	六三八
八三	同	明治廿年十月一日	六三九
八四	同	明治廿三年?一月十四日	六四〇
八五	同	明治廿三年四月十九日	六四一
八六	同	明治廿四年一月廿四日	六四二
八七	同	明治廿五年十二月廿一日	六四三
八八	同	明治廿八年五月廿七日	六四四
八九	同	明治十八年十月一日	六四五
九〇	同	明治十九年十月廿五日	六四六
九一	同	明治廿年六月廿九日	六四七
九二	同	明治廿年七月九日	六四八

二五

八〇	同	明治廿年十月廿八日	六四七
八一	同	明治廿年十二月十九日	六四八
八二	同	明治廿一年一月廿九日	六四九
八三	同	明治廿一年三月二日	六五〇
八四	同	明治廿一年三月廿三日	六五一
八五	同	明治廿一年六月十六日	六五二
八六	同	明治廿二年七月五日	六五三
八七	同	明治廿二年七月十九日	六五四
八八	同	明治廿二年八月十日	六五五
八九	同	明治廿二年九月七日	六五六
九〇	同	明治廿二年十月十五日	六五七
九一	同	明治廿二年十月廿五日	六五八
九二	同	明治廿二年十月廿七日	六五九
九三	同	明治廿二年十月廿八日	六六〇
九四	同	明治廿二年十一月九日	六六一
九五	同	明治廿三年三月六日	六六二
九六	同	明治廿三年四月廿日	六六三
九七	同	明治廿三年六月十九日	六六四

目次

八三三	福澤 桃介宛	明治廿三年七月三日	六六六
八三三	福澤 拾次郎宛	明治廿三年七月十九日	六六七
八三二	同	明治廿三年八月廿六日	六六八
八三二	同	明治廿三年十月廿四日	六七〇
八三二	同	明治廿四年一月七日	六七一
八三二	同	明治廿四年一月十四日	六七三
八三二	同	明治廿四年一月廿一日	六七四
八三二	同	明治廿四年一月廿四日	六七四
八三二	同	明治廿四年二月三日	六七六
八三一	福澤 一太郎宛	明治廿四年二月十二日	六七七
八三三	福澤 拾次郎宛	明治廿四年四月廿三日	六七八
八三三	同	明治廿四年五月廿二日	六七九
八三三	同	明治廿七年六月廿九日	六八〇
八三二	同	明治廿九年十一月九日	六八一
八三六	福見 常白宛	明治十三年十一月二十日	六八二
八三七	福島 作次郎宛	明治廿五年十月十六日	六八三
八三六	同	明治卅年二月十日	六八四

二ノ部

八三〇	小泉 信吉宛	明治十四年六月十七日	六八四
八三〇	同	明治十四年七月八日	六八六
八三一	同	明治十六年六月廿九日	六八八
八三一	同	明治廿一年十二月十三日	六八八
八三一	同	明治廿一年一月十九日	六八九
八三一	同	明治廿一年二月二日	六八九
八三一	同	明治廿一年二月九日	六九〇
八三一	同	明治廿二年三月一日	六九一
八二七	同	明治廿二年四月十日	六九三
八二八	同	明治廿二年九月三日	六九三
八二九	同	明治廿三年二月一日	六九四
八三〇	同	明治廿四年十一月十六日	六九五
八三一	同	明治廿六年十月卅一日	六九五
八三一	同	明治廿七年六月三日	六九六
八三一	同	明治廿七年四月八日	六九六
八三一	同	明治卅二年二月廿九日	六九七

八五五	小泉 鈴木宛	明治廿九年九月七日	六九七
八五五	小泉 出宛	明治廿九年八月十日	六九八
八五五	後藤 牧太宛	明治十七年三月六日	六九八
八五五	同	明治十七年三月十二日	六九九
八五五	同	明治廿六年三月廿九日	七〇〇
八五五	同	年未詳 九月十九日	七〇〇
八六一	高力 衛門宛	明治五年三月廿三日	七〇〇
八六一	同	明治八九年頃? 五月二日	七〇一
八六一	同	明治十七年一月廿二日	七〇一
八六一	甲賀 信郎宛	明治十七年四月廿一日	七〇三
八六一	神津 吉助宛	明治十四年十二月十二日	七〇四
八六一	同	明治十五年六月七日	七〇五
八六一	神津 國助宛	明治十七年五月十九日	七〇五
八六一	同	明治廿一年三月十三日	七〇六
八六一	同	明治廿一年十一月廿日	七〇六
八六一	同	明治廿二年頃? 五月十六日	七〇七
八七一	同	明治廿四年七月廿五日	七〇八
八七三	同	明治廿六年三月十四日	七〇九
八七三	同	明治廿八年四月十四日	七一〇
八七三	同	明治廿九年十一月十七日	七一〇
八七四	同	明治卅年四月三日	七一一
八七五	同	明治卅年四月六日	七一一
八七六	同	明治廿八年十二月十五日	七一一
八七六	同	明治廿九年三月十日	七一二
八七六	同	明治廿九年九月八日	七一二
八七六	同	明治卅年三月十八日	七一二
八七六	同	年未詳 六月廿六日	七一二
八七六	同	年未詳 八月六日	七一二
八七六	同	年未詳 八月十二日	七一二
八七六	同	年未詳 五月廿八日	七一二
八七六	同	明治廿二年五月廿二日	七一二

元ノ部

八八六	江連 堯則宛	明治二年九月二日	七一九
八八七	江南 哲夫宛	明治廿八年八月廿二日	七二二

八八八	江口高寬宛	明治十三年六月十八日	七三三
八八九	江口高邦宛	明治十三年?四月十二日	七三三

てノ部

八九一	寺田福壽宛	明治十五年十月一日	七三四
八九二	同	明治十六年十二月十三日	七三五
八九三	同	明治十八年七月十一日	七三六
八九四	同	明治十八年七月廿日	七三七
八九五	同	明治十九年四月十日	七三七
八九六	同	明治十九年五月二日	七三八
八九七	同	明治十九年六月十五日	七三八
八九八	同	明治十九年十一月十四日	七三九
八九九	同	明治十九年十一月十五日	七三九
九〇〇	同	明治廿年六月二日	七四〇
九〇一	同	明治廿三年二月十日	七四〇
九〇二	同	明治廿四年十一月廿日	七四一
九〇三	同	明治廿六年十一月七日	七四一

あノ部

九〇四	同	明治廿六年十一月十九日	七三三
九〇五	同	明治廿六年十一月廿一日	七三三
九〇六	同	明治廿七年四月十九日	七三三
九〇七	同	年未詳四月九日	七三三
九〇八	同	年未詳六月廿七日	七三四
九〇九	同	年未詳九月廿五日	七三五
九一〇	同	年未詳十月一日	七三六
九一一	同	年未詳十月廿八日	七三六
九一二	同	年未詳十一月一日	七三七
九一三	寺崎常五郎宛	明治廿年一月廿五日	七三六
九一四	寺嶋宗則宛	明治十五年三月十四日	七三八
九一五	傳染病研究所宛	明治廿一年八月七日	七三九

九二六	阿原左金吾宛	明治十九年七月廿一日	七四〇
九二七	阿部泰藏宛	明治十五年九月廿八日	七四〇
九二八	阿部泰藏宛	明治十七年二月七日	七四一
九二九	同	明治十七年二月十二日	七四二
九三〇	同	明治十七年二月十四日	七四三
九三一	同	明治十七年二月廿二日	七四四
九三二	同	明治十七年二月廿七日	七四四
九三三	同	明治十七年三月六日	七四五
九三四	同	明治廿一年一月廿五日	七四五
九三五	同	明治廿四年一月十二日	七四六
九三六	同	明治廿五年三月十九日	七四七
九三七	同	明治廿六年十一月廿日	七四七
九三八	同	年未詳六月十六日	七四八

さノ部

九三九	同	年未詳十二月十八日	七四八
九四〇	荒川まさ宛	明治卅年六月廿一日	七四九
九四一	淺岡滿俊宛	明治十八年三月三日	七四九
九四二	同	明治十八年四月十六日	七五〇
九四三	同	明治廿二年八月廿一日	七五一
九四四	同	年未詳四月廿五日	七五二
九四五	同	年未詳六月廿六日	七五二
九四六	朝吹英二宛	明治十三年六月卅日	七五三
九四七	同	明治十六年十月廿八日	七五四
九四八	秋山恒太郎宛	年未詳八月廿三日	七五四
九四九	葦原雅亮宛	明治卅年八月六日	七五五
九五〇	安藤正胤宛	明治十三年頃?六月五日	七五六

【参照】横山沢宛島村鼎甫書翰(先生代筆)

目次

九五一	西郷從道宛	明治十二年四月三日	七五七
九五二	佐藤彌六宛	明治十八年六月廿八日	七五八
九五三	同	明治廿六年一月十八日	七五九
九五四	同	明治廿九年十月廿一日	七六〇

九五五	酒井良明宛	明治十三年?十一月十五日	七六〇
九五六	同	明治十三年五月十八日	七六一
九五七	同	明治十三年六月十八日	七六二
九五八	同	明治十三年七月十六日	七六三

目次

九四九	同	明治十三年十二月廿一日	七六四
九五〇	同	明治十四年一月廿二日	七六六
九五二	同	年未詳十月十日	七六六
九五三	同	年未詳十二月十八日	七六七
九五三	坂田 實宛	年未詳二月廿一日	七六八
九五三	同	年未詳六月廿五日	七六八
九五五	同	明治廿七年六月四日	七六九
九五六	同	年未詳三月三日	七六九
九五七	同	年未詳七月十一日	七七〇
九五八	同	年未詳十月八日	七七〇
九五九	佐野 藤作宛	明治廿八年八月五日	七七一
九六〇	同	明治廿九年八月十二日	七七二
九六一	同	明治卅一年七月卅日	七七三
九六二	櫻井 郁次郎宛	明治廿七年十二月十九日	七七三
九六三	山東直 砥宛	明治十四年四月十日	七七四

きノ部

九六四	桐原 捨三宛	明治十二年五月卅一日	七七五
九六五	清岡 邦之助宛	明治廿八年四月十五日	七七五
九六六	北原 直次郎宛	年未詳十一月十八日	七七六
九六七	北邊 田村有志宛	明治十三年頃三月十八日	七七七
九六八	北里 柴三郎宛	明治廿六年五月十六日	七七八
九六九	木村 利右衛門宛	明治廿一年六月八日	七七九
九七〇	木村攝津守(芥舟)宛	文久二年八月廿一日	七八〇
九七一	同	年未詳九月五日	七八〇
九七二	木村 芥舟宛	明治廿四年一月六日	七八一
九七三	同	明治廿四年七月十七日	七八一
九七四	牛馬會社宛	明治三年八月	七八八
九七五	同	明治廿四年十月十六日	七八二
九七六	同	明治廿八年三月廿三日	七八三
九七七	同	明治卅年七月二日	七八三
九七八	同	年未詳一月廿日	七八四
九七九	同	年未詳二月十二日	七八四
九八〇	同	年未詳六月十四日	七八五
九八一	同	年未詳九月廿六日	七八五
九八二	同	年未詳十二月卅日	七八六
九八三	木村 浩吉宛	明治十二年七月十七日	七八六

九八二	同	明治廿七年十月五日	七八七
九八三	同	明治廿九年三月十三日	七八七

ゆノ部

九八五	弓削 俊澄宛	明治廿五年十一月二日	七八八
-----	--------	------------	-----

めノ部

九八六	明治生命保險會社宛	明治十八年二月四日	七八九
-----	-----------	-----------	-----

みノ部

九八七	三輪 光五郎宛	年未詳五月五日	七八九
九八八	同	年未詳五月六日	七八九
九八九	水谷 六郎宛	明治廿九年四月八日	七九〇
九九〇	同	明治廿九年四月廿八日	七九〇
九九一	箕輪 五助宛	明治廿九年十一月十七日	七九二
九九二	箕作 秋坪宛	明治二年十月廿八日	七九三
九九三	三菱爲替店宛	明治十七年十二月廿五日	七九四
九八四	同	明治十八年三月卅一日	七八九
九八五	同	明治十八年七月廿一日	七八九
九八六	同	年未詳一月廿二日	七九五
九八七	三宅 豹三宛	明治三十年七月七日	七九六
九八八	美 澤 進宛	年未詳六月十六日	七九七
九八九	同	年未詳八月廿九日	七九八
一〇〇〇	同	年未詳十一月十四日	七九八

目次

しノ部

目次

1001	柴原 和宛	明治七年十二月、日未詳	七九九
1001	同	明治八年八月廿六日	八〇〇
1001	同	明治十一年二月十日	八〇一
1004	柴林 宗太郎宛	明治廿五年四月十八日	八〇三
1005	同	明治廿六年十一月四日	八〇四
1006	海老名 晋宛	明治四年二月十日	八〇五
1007	莊田 平五郎宛	明治七年一月四日	八〇五
1007	名兒耶 平五郎宛	明治七年二月廿三日	八〇六
1007	莊田 平五郎宛	明治七年四月四日	八〇六
1007	同	明治十二年十月七日	八〇七
1010	同	明治十二年十月十日	八〇八
1011	同	明治十三年四月三十日	八〇九
1011	同	明治十三年六月廿九日	八〇九
1011	同	明治十三年七月九日	八一〇
1011	同	明治十三年十一月八日	八一〇
1011	同	明治十三年十一月廿六日	八一〇
1011	同	明治十四年一月二十日	八一〇
1011	同	明治十五年一月廿四日	八一〇
1012	同	明治十五年五月三日	八一〇

三三

1010	同	明治十五年十一月廿七日	八一八
1011	同	明治十六年二月一日	八一八
1011	同	明治十六年三月十六日	八一八
1013	同	明治十七年三月六日	八一八
1014	同	明治十七年六月八日	八一八
1015	同	明治十七年頃?七月一日	八一八
1016	同	明治十七年八月二日	八一八
1017	同	明治十七年八月廿四日	八一八
1017	同	明治十七年八月廿五日	八一八
1017	同	明治十七年十二月九日	八一八
1017	同	明治十七年十二月廿九日	八一八
1018	同	明治十八年六月十六日	八一八
1018	同	明治十八年九月十八日	八一八
1018	同	明治十八年十二月廿六日	八一八
1019	同	明治十九年四月廿五日	八一八
1019	同	明治二十年三月廿五日	八一八
1019	同	明治二十年六月十六日	八一八
1019	同	明治廿二年十二月廿五日	八一八

【参照】福澤先生宛莊田平五郎書翰

目次

1017	同	年未詳五月六日	八二四
1017	同	年未詳三月十三日	八二五
1017	同	年未詳三月十三日	八二五
1017	同	年未詳一月廿六日	八二六
1017	同	明治廿八年十二月廿五日	八二六
1017	同	慶應二年頃?二月六日	八二七
1017	同	明治八年四月廿四日	八二八
1017	同	明治十年?十月廿七日	八二九
1017	同	明治十年十一月廿六日	八二九
1017	同	明治十一年七月十四日	八三〇
1017	同	明治十四年四月廿三日	八三〇
1017	同	明治十五年四月二十日	八三〇
1017	同	明治三十年七月廿八日	八三七
1017	同	明治三十年八月廿九日	八三七
1017	同	年未詳十月廿二日	八三八
1017	同	明治廿七年九月八日	八三八
1017	同	明治十九年四月十七日	八三九
1017	同	明治十九年八月廿五日	八三九
1017	同	明治二十年七月十日	八三九

三三

1017	同	年未詳五月六日	八二四
1017	同	年未詳三月十三日	八二五
1017	同	年未詳三月十三日	八二五
1017	同	年未詳一月廿六日	八二六
1017	同	明治廿八年十二月廿五日	八二六
1017	同	慶應二年頃?二月六日	八二七
1017	同	明治八年四月廿四日	八二八
1017	同	明治十年?十月廿七日	八二九
1017	同	明治十年十一月廿六日	八二九
1017	同	明治十一年七月十四日	八三〇
1017	同	明治十四年四月廿三日	八三〇
1017	同	明治十五年四月二十日	八三〇
1017	同	明治三十年七月廿八日	八三七
1017	同	明治三十年八月廿九日	八三七
1017	同	年未詳十月廿二日	八三八
1017	同	明治廿七年九月八日	八三八
1017	同	明治十九年四月十七日	八三九
1017	同	明治十九年八月廿五日	八三九
1017	同	明治二十年七月十日	八三九

目次

1097 同 明治廿一年十一月二十日……………八六一

ひノ部

1077 日原昌造宛 明治十七年十一月十九日……………八六二
 1078 同 明治廿年九月一日……………八六三
 1079 同 明治廿年十月十三日……………八六四
 1080 同 明治廿一年三月廿三日……………八六四
 1081 同 明治廿二年八月十七日……………八六五
 1082 同 明治廿二年二月二日……………八六六
 1083 同 明治廿二年三月十日……………八六六
 1084 同 明治廿六年八月廿四日……………八六九
 1085 同 明治廿七年三月十八日……………八七〇
 1086 同 明治廿七年十二月六日……………八七〇
 1087 同 明治廿九年三月廿一日……………八七一

もノ部

1092 本山彦一宛 明治十一年一月十三日……………八八二
 1100 同 明治十五年二月廿一日……………八八四
 1101 同 明治十五年六月十九日……………八八五

1102 同 明治廿二年十月九日……………八九一
 1103 森春吉宛 明治十二年十月十二日……………八九一
 1104 同 明治十三年二月十四日……………八九二
 1105 同 明治十三年六月六日……………八九三
 1106 同 明治十三年六月十二日……………八九四
 1107 同 明治十三年十月廿五日……………八九四
 1108 同 明治十四年三月廿九日……………八九四
 1109 同 明治十四年四月一日……………八九五
 1110 同 明治十六年五月廿七日……………八九六
 1111 同 明治十七年八月九日……………八九六

すノ部

1124 菅了法宛 年未詳八月十七日……………九〇三
 1125 菅學應宛 明治廿八年七月十二日……………九〇三
 1126 同 明治廿九年十二月十五日……………九〇三
 1127 同 明治卅一年三月二日……………九〇四
 1128 菅友輔宛 明治十三年十一月廿七日……………九〇四
 1129 菅治兵衛宛 明治十三年頃?十月三日……………九〇五
 1130 同 明治十三年十一月廿五日……………九〇六

1125 同 明治十七年十月九日……………八九七
 1126 森常樹宛 明治十九年八月廿五日……………八九八
 1127 森有禮宛 明治十二年四月十六日……………八九八
 1128 盛田久左衛門宛 明治十四年十月十日……………八九九
 1129 森村市左衛門宛 明治廿八年三月十二日……………九〇〇
 1130 同 明治廿八年四月十九日……………九〇〇
 1131 同 年未詳六月一日……………九〇一
 1132 森下岩楠宛 明治十三年六月廿九日……………九〇一
 1133 同 年未詳三月五日……………九〇三

1134 同 明治十三年十二月十五日……………九〇六
 1135 須田辰次郎宛 明治十八年十月廿四日……………九〇七
 1136 同 明治十九年一月卅日……………九〇八
 1137 同 明治十九年四月廿二日……………九〇八
 1138 同 明治十九年七月卅一日……………九〇九
 1139 同 年未詳十二月十六日……………九一〇
 1140 杉孫七郎宛 明治六年七月卅日……………九一〇

二二六	杉山 新十郎宛	明治二年?月日未詳	九二	二二六	角 利助宛	明治十四年十一月十日	九七
二二七	同	明治五年二月	九三	二二七	同	明治十四年十二月四日	九八
二二八	杉本 恒吉宛	年未詳五月廿四日	九四	二二八	同	明治十九年四月六日	九八
二二九	杉本 正徳宛	明治十三年九月四日	九四	二二九	鈴木 長藏宛	明治十二年九月十八日	九九
二三〇	同	明治廿八年十月五日	九五	二三〇	鈴木 閑雲宛	明治十年頃?九月廿五日	九九
二三一	同	明治廿八年十月六日	九五	二三一	同	明治十六年九月廿八日	一〇〇
二三二	同	年未詳十二月十六日	九六	二三二	鈴木 梅四郎宛	明治廿二年一月七日	一〇一
二三三	同	年未詳十二月十六日	九六	二三三	同	明治廿二年七月三日	一〇三

宛名不明ノ部

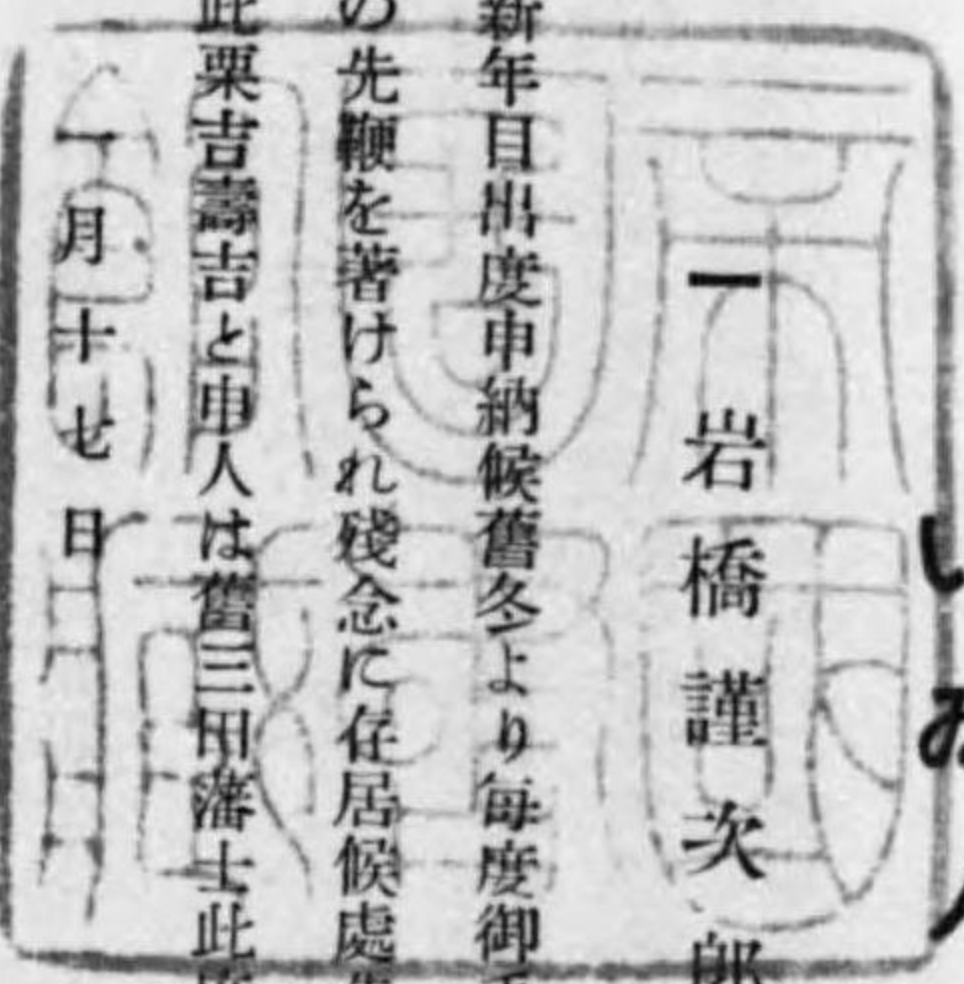
二三四	宛名 不明	明治五年七月十九日	九三	二三四	同	明治十五年二月十六日	九六
二三五	同	明治十二年三月十九日	九三	二三五	同	明治廿五年頃?月日未詳	九〇
二三六	同	明治十三年六月廿九日	九六	二三六	同	明治廿七年?月日未詳	九〇
二三七	同	明治十三年十月廿四日	九七	二三七	茶話會案内狀	明治廿九年九月六日	九二
二三八	大野 肅章宛	明治九年十二月二日付	九三	二三八	同	年未詳四月廿一日付	九三
二三九	武部 直松宛	年未詳四月廿一日付	九三	二三九	同	年未詳四月廿一日付	九三

追加ノ部

いゝ部

岩橋謹次郎宛

明治十三年一月十七日付



新年目出慶申納候舊冬より毎度御手紙被下難有老生は不相替多事に取紛乍存御無音御海容可被下候東京も箱館に大
火の先鞭を著けられ残念に在居候處先達一萬戸許の焼失先以て江戸の花を咲かせたり一笑

此粟吉壽吉と申人は舊三田藩士此度其御地へ商用にて罷越候に付ては何卒御懇意を奉願候早々頓首

岩橋謹次郎様

福澤諭吉

註 此頃岩橋は北海道に居た。(編者)

二 岩橋謹次郎宛

明治十三年十月七日付

本月二日の華翰拜誦時下秋冷相増候處益御清安奉拜賀去月二十日御著後は日々馬上にて山野御見分のよし誠に男ら
しき有様生も老骨ながら少しく御羨敷有之何卒此上の御勉強一に所祈に候鐵道の義尊大人へ御話のよし何は扱置此事
は施行いたし度日本全國に一條の鐵路なきは人身にして脊骨なきが如し運動の骨もなき其國に幾條の電信線を架する
も癱瘓患者の神經を穎敏ならしむるに異ならず便利は達せずして益煩悶を増す可きのみ○支那の沙汰は近來至て靜に

一一二 岩橋謹次郎宛

相成候畢竟唐人にさまでの氣力なき事と存候支那の評判よりも近日は藤田中野の一條中々喧しき事なり其眞實は少しも分らず何れ一二ヶ月過ぎたらば明白可相成存候○北渡試験學校の思召有之よし至極の事に可有之書生の口許達者にては實地に適し不申眞實のイミグレーションには是非試験を要する事なり

右貴答旁申上度早々頓首

十月七日

福澤諭吉

岩橋謹次郎様

尙以三田政黨云々政黨は間違ならん先日より小幡小泉其他新舊社中三十名許りの發起にて知識交換世務諮詢と申趣意を以て一社を結び社則等も略整ひ候よし必ず御聞込の事は此結社の一條ならん何れ發起人より御報知申事と存候或は昨今既に社則をさし上候事に無之哉各地方に入社の人多かるべしと申す事に御座候

三 岩橋謹次郎宛

明治十五年十月二十九日付

昨日の御紙面今朝拜見仕候尊嚴御事過日來少々御不例の處頓に御差重り一昨二十八日遂に御長逝の由誠に絶言語驚入候次第皆々様御愁傷の段深奉察候前以て御様子も承知不致會て御見舞申上候事も無之怠慢の罪御海容可被下候右御詫旁御弔申上度早々如此に御座候頓首

十月二十九日

福澤諭吉

岩橋謹次郎様

四 岩橋謹次郎宛

明治十九年二月十四日付

華墨拜誦益御清寧奉賀陳は本月一日御歸京其後御來訪被下候處生憎外出にさし掛り拜眉を不得誠に失敬御海容可被下候扱又本日は北海の銘産オットセイ御惠投に預り難有仕合實は從來其名を聞て未だ其物を見ざる珍品殊に其全體を具したるは珍中の珍なり家族子供等唯拜見して驚居候尙來客へも拜見爲致可申相樂罷在候就て相伺度は此物は人の食料に用るもの敷若し然るときは其用法は如何御序も御座候はゞ御傳授奉願候右御禮旁拜答迄如斯に御座候早々頓首

二月十四日

諭吉

謹次郎様机下

尙以北地の御話等詳しく拜承致度御閑も候はゞ御來訪奉待老年多事とは申ながら自から餘暇なきにあらず殊に朝中なれば大抵在宿に御座候何卒其中御來訪被下度奉待候

五 岩橋謹次郎宛

明治十九年八月二十五日付

本月十五日の貴翰拜見仕候來諭の如く本年は非常の暑氣之に加ふるに都下はコレラの騒ぎに閉口致候先づ以て今日まで三田山上には來襲不致幸に御放念被下度候

過日長崎に事變有之候得共至て静なり新聞紙あるも無言ならざるを得ず致方なき次第に御座候
右拜答まで申上度早々如此に御座候頓首

三一五 岩橋謹次郎宛

十九年八月二十五日

岩橋謹次郎様

註 長崎の事變とは丁汝昌の率ゐる清國北洋艦隊が長崎に來航碇泊中、其水兵が上陸して亂暴を働き、これを制せんとした我巡査と衝突し、彼我死傷者を出した事件である。(編者)

論 吉

六 井原市次郎宛

明治二十八年四月十一日付

春暖の好時節益御清安奉賀候過日は罷出久々にて御目に掛り欣喜に不堪御用繁の御中色々御世話に相成出立の砌は遠方の處態御送被下芳情不知所謝難有奉存候歸來直に御禮可申上の處何かと多事に取紛れ遂に今日に至り候段御海容可被下御承知の通り娘も其御地に殘し置只今は田中町にて座敷を借用致居候よし土地不案内の者共自然御教示を煩し候義も可有之存候宜敷奉願候廣島は不相替賑々敷御事ならん談判の成否如何東京にても昨今唯その話のみに御座候右は延引ながら御禮まで申上度匆々如此御座候頓首

二十八年四月十一日

論 吉

井原市次郎様

尙以時下御自愛專一奉存候乍憚令弟へ宜敷御致意奉願候分捕の旗は塾の者へ見せ來期の運動會には一層の景氣を増すべしとて喜び居候事に御座候

註 此年三月先生は三女後の嫁した清岡邦之助が郵船會社の字品出張所に在勤することゝなつたので、夫人と共に令嬢を送つて同

地に赴かれた。(編者)

七 岩倉具視宛

明治十二年二月七日付

謹白左右益御清穉被成御座奉賀候陳ハ華族ノ事ニ付テハ兼テ鄙見有之舊主人奥平ヲ始メ知人エハ毎度談論モ仕候事ナレトモ固ヨリ實際ニ著手ノ路モ無御座此度ハ公然書ニ認メ呈上候義何卒御閑ノ節御一覽被成下度奉願候尙詳ナルハ他日拜謁ノ時ニ附シ候此段要用ノミ申上候早々頓首

二月七日

福澤論 吉

岩倉殿下執事

尙以華族ノ事ニ付テハ既ニ明八日弊塾演說館ニ於テ愚説ヲ述候積ナレトモ其説ノ大意ハ唯華族ノ内部ヲ獎勵スルノミニテ別紙ノ如ク政府上ニ關スル事ニハ無御座候此段モ爲念申上候以上

註 續全集第七卷「諸文集」中の「雜纂其」に載録せる「華族を武邊に導くの説」参照。(編者)

八 岩倉具視宛

明治十五年八月六日付

奉呈

朝鮮事件ニ付過日來一書ヲ奉リ度存居候へ共其事ノ輕重未詳ニ付態ト差控罷在候處昨日馬關ヨリノ電報ニ據レバ彼ノ政府ハ彌以テ一時保守頑冥黨ノ手ニ落チ大院君ノ有ト爲タル事疑ナキガ如シ就テハ我政府ヨリ問罪ノ出師ハ萬止ム

六 井原市次郎宛 七 八 岩倉具視宛

可ラサル御事ナラン唯コノ際ニ大切ナルハ彼ノ國ニ於テ敵ノ所在ヲ詳ニスルノ一事ノミ國王ハ骨肉ニ於テ大院君ノ實子ナルモ政治ノ主義ニ於テハ父子全ク相反對スルモノナレハ決シテ日本政府ノ敵ニ非ス況ヤ日韓ノ條約ニ於テ日本國天皇陛下ト朝鮮國王殿下ト永世懇親云々ハ條約ノ精神ナレハ此精神ニ基キ彼ノ王室ヲ保護シテ國王ノ親臣ナル開化黨ヲ援ケ度事ニ御座候

又日本國內ノ政治上ニ付官民ノ調和ハ今日コソ好機會ニ可有之今日政府ノ勢力ノ強大ナルハ人ノ疑ハサル所ナリ此強大ナル勢力ヲ有シテ在野ノ有力者ヲ御採用ニナレハ其御採用ハ政府ノ無力無援ナルカ爲ニ非ス唯國事多端ナルカ爲ニ苟モ御役ニ立ツ者ハ御採用ニナルト申スマテノコトニシテ政略ノ最モ穩ナルモノナレハ天下ニ之ヲ怪シム者ハ有之間敷就テハ左府ノ宮様モ伊藤モ速ニ御呼返シ尙ホ内ニテハ副島、後藤、板垣、大隈其外維新ノ功臣ハ無論都テ在野有力ノ人物ヲハ御疑念ナク御採用相成大ニ參事院ヲ擴張シテ國事ヲ議シ多數ヲ以テ決ヲ取ルノ仕組ニセラレタラハ既チ名ハ參事院ニシテ其實ハ勅選ノ國會議員タルモノニシテ民心モ爰ニ大ニ緩和シテ後ニ民選議院ヲ開クモ亦難カラザル可シ若シモ然ラスシテ今後ノ不祥ヲ過慮スレハ朝鮮ノ事ヨリ支那ノ葛藤ヲ引出シ又其上ニ諸外國モ之ニ喙ヲ容レ我國情大ニ難澁ニ至ルコトナキモ期ス可ラス此難澁ノ時ニ至テ國內ノ人物ヲ御採用トアリテハ事既ニ晚クシテ民心ヲ收攬スルニ足ラス假令ヒ晚カラストスルモ政府ノ御失體ニコソ可有之又假令ヒ今回ノ事變ハ其結局ニ至ルマテ今ノ政府ノマ、ニテ會テ民間ノ力ヲ要セス恰モ政府ノ一手ニテ十分ナリトスルモ官民調和ハ何レノ點ヨリ論スルモ焦眉ノ急ニシテ唯今日マテノ成行キニテ其端ヲ開クニ難クシテアリシモノカ偶然ニ朝鮮ノ事變ニ逢フテ調和ノ端ト爲ルハ之ヲ不幸ノ幸ト云フ可シ何卒此處ニテ御英斷相成度奉祈候

或ハ一時ニ多人數ヲ容レルハ官民調和ノ方便ニハ然ル可ケレ共斯クテハ却テ官中更ニ不和ヲ生スルノ媒介タル可シトノ説モアラント雖モ政府中ニ實權ヲ掌握スル一首領アルニ非サルヨリ以上ハ五七名ヲ以テ組織スル政府ニモ不和アリ五七十名ヲ以テ組織スルモ亦同シカル可シ加之若シモ五七名中ニ軋轢ヲ生シタラハ其軋轢ハ五七十名中ノ軋轢ヨリ却テ苦々シキコトナラン故ニ政府カ人ヲ容ル、ナラハ五七十ヲ恐レス一二百ヲ厭ハス大膽ニ之ヲ容レテ其決ヲ多數ニ取ルノ外無之儀ト奉存候斯ノ如クシテモ天下ノ人望ハ自カラ歸スル所ニ歸スルモノニシテ維新勳功ノ元素ヲ以テ明治政府ヲ支配スルノ事實ハ變易セサルコト、信スル所ニ候

右拜謁申上度候へ共御用多ヲ奉察態ト書面ヲ以テ奉申上候也

十五年八月六日

福澤諭吉

岩倉公下執事

九岩谷彦三郎宛

明治十六年二月五日付

前月三十日の貴書拜誦時下嚴寒の節益御清適奉賀候御歸省後引續御不幸爾來御多用の爲再遊も御六ヶ布候よし人事意の如くならざるもの十に七八如何ともすべからず併地方は亦自ら地方の務あり身體を健全にして御勉強專一の御事に御座候老生近時は新聞の用に忙しく閉口致候唯頑健の段乍憚御放念可被下候右拜答迄申進度如此に御座候勿々頓首

二月五日

諭吉

岩谷彦三郎様

九岩谷彦三郎宛

尙以未だ拜眉は不致候得共御老人様へ宜敷御致意奉願候
昨年寫眞いたし候に付壹葉拜呈候間老顔御一笑可被下候
追て塾も變義無之生徒は日々増加内外五百餘名の數あり春暖にも相成候はゞ御出浮相成度候

一〇 庵地 保宛

明治十三年?九月十二日付

潤雨御同慶奉存候益々御清適奉拜賀候一昨日は御來訪被下其節御内話御座候人物の儀爰に壹名あり成田五十穂と云ふ此生は舊津輕藩士多年塾塾寄宿其後青森縣の學務課に暫く奉職次で又愛知縣中學校に従事愛知の方は勤仕の日月も長く學務上には聊實驗も可有之且人物の慥なるは老生も能く知る處にして決して間違は出來不申何卒一應御逢の上本人の所申御聞取尙御教示奉願候右は成田拜趨に付添書一筆態と如斯御座候頓首

九月十二日

諭

吉

庵地 様 梧下

尙以本成田は當時交詢社の事を取扱居候此段も爲念申上置候成田の外に人物は澤山御座候得共さし向き適當と申すは此人ならんかと存じさし出候儀此外に今一人との御注文ならば尙可申上候

一一 伊藤博文宛

明治十一年五月十六日付

一昨日の大變誠に言語に絶たる次第今日の有様にては再擧を企る者なきを期すべからず或は必ず有るものとして用

心いたし度就て是迄諸君の舉動を見るに用心甚だ堅固ならざるが如し國の大臣として卑怯なる外見を示すは些如何杯の説もあらんと雖ども小生の考は大に異なり大臣は文官也文官に腕力の以て賊を防ぐものなきも毫も不外聞とするに足らず封建時代武臣政を爲すの時とは同日に論すべからず故に今後兇徒を追捕し盡すの日もあらん又他に政略を運らして之を籠絡する時もあらんと雖も差向其時日を待つに違あらざることなれば不取敢堅固に身を護するの外に目下の策あるべからず其法は公然と大臣の邸宅に番兵を置いて可なり或は大臣は御所の内に官宅を設て可なり外出の時には必ず巡査を附る駄馬車と徒歩と併行不都合ならば騎兵を附して可なり兎に角に舊武家風のリキミを止め公に護衛いたし度内外の人に對して厘毫も耻るに足らざること、存候何分にも是迄は小勇を貴ぶ舊武士の遺風を存しキワドキ處に用心を怠りて大事を誤ること多し申上る迄もなく必ず御思案の事とは存候得共尙今日に至てもこれはあまり卑怯これは何分不外聞などとして妙な處にリキミは有之間敷哉と存候愚考の儘内々申上候御覽後御投火可被下候早々頓首

五月十六日

福澤 諭 吉

伊藤 先生 侍史

註 大久保利通の暗殺に付政府當局者の身邊護衛のことを勸告せられたもの。(編者)

一二 伊藤博文宛

明治十二年二月十日付

快晴御同慶奉存候益御清穆被成御座奉拜賀陳ば舊年御内話御依頼申上置候資本金拜借の一條商賣云々の名義にては何分にも不都合兎角正直に學問教育の名義にいたし可然旨極内々に劣姪中上川彦次郎迄井上君の御心附も有之旁以

一〇 庵地保宛 一一一二 伊藤博文宛

て其旨に従ひ東京府へ談じ教育資本拜借の處にて書面相認め該府へ差出し府知事より府の意見を添へ内務卿大藏卿御兩名に當て具上相成候事に御座候然るに先日井上君の御口氣にては少しくネガチウの様薄々承及びされば内務卿も御同様ネガチウ歟と臆測誠に以て驚愕落膽内工兩卿は必ず此事を御賛成被成下候事と暗に御依頼申上候處へ右のネガチウ事實ならば小生の心事は全く齟齬と當惑の次第なり依て本日縷々書を認め井上君に差上置候或は同君より御話も可有御座候得共其書の大意は

諭吉の拜借は眞實正銘の拜借にして抵當を入れ利子を納る譯なれば五代笠原等の類に非ず三菱商船學校に毎年壹萬五千を與るは何の理由なるや岩崎彌太郎は海の船士を作り福澤諭吉は陸の學士を作る其間に輕重あるべからず加之昨年より三菱には商法學校をも設立して巨額の金を費せり此金の出處は何れに在りや間接に彼の二十五萬圓の保護金中より出ることならん而して此商法學校の校長なり教員なり都て慶應義塾の舊生徒ならざるはなし恰も義塾の分校と云ふも可なり分校には間接に政府の保護を蒙り其本校をば捨て、顧みざる歟所謂正理に適するものにあらざるが如し又は開拓使にては壹萬圓の船を造れば八千圓の拜借と聞けり又昨年築地へ造船所を設るとて五萬の拜借したる者もあり尙近くは西村勝藏は靴を作る爲に五萬圓の拜借其抵當には地券もあるよし靴を作ると人を造ると孰れか輕重杯と愚痴を並べ立てたることに御座候

兎に角此度の一條は内務卿の一語に在て存すること、信じ候義幾重にも御賛成奉願候尤も西郷川村兩卿へも出願の手續等細密の御話は不致候得共教育保護の爲官の補助を貸すことに付ては甚御同説にて懇々命を得たることもあり寺島氏へは未だ話し不致候得共若し同氏へ話すことの要用ならば何よりも易し併し内閣の誰が承知してもアクチンゲ

プライム ミニストルたる内務卿の一語を得ざれば悉皆無益の事と存じ今日までは他に向て多辯を費さざる義に御座候幾重にも御勘考諭吉に限りて特別の擯斥を蒙らざる様御含置被下一日片時も速に御貴命相成候様奉懇願候此段爲念申上候早々頓首

二月十日

福澤諭吉

伊藤先生侍史

註 慶應義塾維持資金借用に關する件。(編者)

一三 伊藤博文宛

明治十二年四月八日付

一、昨朝は參上御無理の處御面話被下何共恐縮に不堪別て難有奉存候扱今日長文を呈するも却て御覽の御面倒を奉察要點のみ左に申上候

一、兼て出願の一條を御催促の體にて書面を認め之を再願として本日東京府知事迄さし出し候に付明日の中必ず上申相成る事ならん

一、知事より呈する書は前の如く内藏兩卿へ當て、差出す事ならん

一、右の一段に至り始めて書面の達する内務省に於て速に可否を決する事なく兎に角一度び内閣の評議に掛り候様仕度内務省はゾロウキン ルームの如し此表座敷にて可なれば最も妙なれども若しも少しにても否の意味を附せらるゝときは其壓力は非常の働を顯はし何等の變を生ずるも計るべからず如何にもして一昨日の御懇命の如く立塞が

るの一義なきのみならず御賛成を奉願候
尙委細は府知事よりも可申上候得共疑懼の餘默視するを得ず復一書を呈して清襟を煩はし候ウルサク不御思召様吳々も奉願候頓首

四月八日

福澤諭吉

伊藤先生侍史

註 前註参照。尙ほ明治十四年の政變に關し伊藤と井上馨と連名にて宛てたる書翰は井上の部に收む。(編者)

一四 伊藤薰藏宛

明治三十一年四月三十日付

其後は久々御目に掛らず時下春暖の候益御清安奉賀候過日三宅豹三氏歸來種々様々御地の近況を承り候就中廣島縣下も次第に文明に進むか浮氣に進むか宴會等の沙汰も多く藝者などの流行寒村の隅にまでも行渡り中々賑々しき由然るに尊宅並に三次の島津家は自から別地界なりと云ふ老生は此話を聞いて誠に喜び申候地方の小民は其地の有力者次第にて左右せらるゝものなり伊藤島津の如き大家にて屹然獨立して動かざるは實に兩家の私のみならず一地方の標準として其功德少からず何卒今後も固く御家風相守るやういたし度今度在塾の島津氏に托して近來印刷の書を差上候御閑の節御一讀被下度奉願候右要事のみ申上度匆々頓首

三十一年四月三十日

論吉

伊藤薰藏様 梧下

一五 伊東要藏宛

明治三十一年二月二十六日付

寒氣未去益々御清安奉賀候陳は爰に妙な事を申上候其事は議員撰舉一條なり其地方にて或は仁兄を推さんとする者甚だ多くして且甚だ有力なれども前年老生が兄に書を寄せて政熱狂者の愚を云々したることあり旁以て今日の政界に打て出るは面白からず畢竟伊東氏は福澤の片言を信じて爲めに動かざる者なりとて過日來拙宅に來て告るものあり左りとは老生に於て迷惑至極なりと申は従前毎度手紙を差上たることもあらん又拜面御話いたしたることもあらん其間には談笑自由無責任なる説を吐て大言壯語したることもあらんと存候得共是れは其時の事にして直接に君の身に關係もなく老生に利害もなく漫然たる浮世談のみ然るに今日撰舉區民の推す所と爲りて實際其進退を決するは單に戯にあらず篤と御考の上如何やうとも御決斷相成度老生には止むるにも勸むるにも自から説あり勸告の方より申せば方今の議員三百名満足なる教育を経てコンモンセンスある者は三百中多くも五六十に過ぎず他の二百四五十は所謂お百姓素町人か然らざれば儒流の陳腐論を聞かちりたる鈍物のみ實に取るに足らざる不文不明の群集にこそあれば君が今のわからんやの群集中に飛込み縦横無盡に掻き廻したらば之を私にして一身の愉快遊獵垂釣よりも面白からん加ふるに政府も随分微力にして議會を憚り議會に媚ること甚だしければ或は有志者が平生の所思を伸ることも出來可申故に撰舉に付馬鹿氣たモニを費さずに出られることならば今春の花見の代りと思ひ鼻唄を唄ひながら御出掛けも可然哉に存候其御出掛けと否とは姑く擱き老生が頑固に忌がると申事は御取消に成るやう奉願候右さしたる事に無之候得共過日來人の言を聞て氣に掛り候間態と一書匆々如此御座候頓首

一四 伊藤薰藏宛 一五 伊東要藏宛

三十一年二月二十六日

伊東 要藏 様 梧下

君の出身は當方の社友一同極めて冀望いたし居候間出られることならば舊友の爲め其情を慰る爲めにも御苦勞被成度事に候若しも君が當撰したらば社友は一同拍手ソリヤ伊東氏が出たと申て悦ぶ事ならん是亦少年の熱情止むを得ざる事に候

論 吉

一六 伊東茂右衛門宛

年未詳八月二十一日

益御清寧奉賀候陳ば老生事昨日來少々氣分あしく引籠居候もし御閑暇に御座候はゞ御來訪被下間敷哉久し振りにて將棋を思出し一戰御相手を願度御都合奉伺候々々

八月二十一日

伊東 様

論 吉

一七 伊東茂右衛門宛

年未詳九月三十日付

昨夜は態々御來訪被下小幡氏の金子今日遣し候由就ては今泉秀太郎療治の代金二十一圓今朝小幡へ納め候積りにて用意いたし候へ共渡して又請取も無益の手数なれば後刻彼方より此方へ遣候金額の内より二十一圓丈引去り候様致度此段乍御面倒先方へ御通知奉願候早々頓首

九月三十日

伊東茂右衛門様

福澤 論 吉

註 小幡とは齒科醫小幡英之助のことである。(編者)

一八 猪飼麻次郎宛

明治十二年五月八日付

暖氣日進益御清安被成御起居奉賀候當地塾も相替義無之四月大試業相濟爾後無事なり先月中旬彦次郎も妻を迎へ今後多事ならん先日御手紙被下拜見いたし候得共不相替多忙にて拜答遅延御海容可被下候市校も至て靜にして靜に困る程なるよし今日小幡氏にて同氏へ御遣しの御書面をも拜見先々其儘に維持いたし置き若し金が入用ならば思切て資本を費すべきのみ今日大分縣令より私書到來師市兩校合併の事も書記官始一同の異論にて急に埒明申間敷候得共何れ時節は到來すべしと極内の報知なり此義は決して御他言被下間敷事の妨相成候義御注意被下度候本塾四月の大試験に少く混雜を生じ様々の悶著ありしが遂に七八名再吟味と申處にて一同登級事は治り申候委細の事は中村より可申上御承知被下度其節の名作に

四月試業大悶着

新法唯々又諤々

再吟味罷皆登級

先以千秋萬歲樂

又生徒の登級を祝するに

一尺遠慮一尺負

一寸進取一寸勝

一六一一七 伊東茂右衛門宛 一八 猪飼麻次郎宛

歎願議論須無避 議論沸騰級亦騰

右にて誠に穩に相濟何事も無御座候前後相成候得共令妹も彌以御片付のよし誠に目出度御義御安心の御事奉祝候琉球の王子は先日著京兩三日前途中にて一寸見掛申候如何にも王子らしき王子上品にして温順なる容貌齡は二十前の少年なり朝鮮にても少々事ありし由中々多事ヨングメンは今後御苦勞に御座候右乍延引貴答旁申上候早々不備

五月八日

福澤諭吉

猪飼麻次郎様 梧下

尙以學校諸君へ可然御致意奉願就中永島君え忘れる程御無沙汰いたし候奇事異聞新説名論も候はゞ折節は御文通相願候事に御座候宜布御傳聲奉願候

註 此時猪飼は中津市學校の教員をしてゐた。(編者)

一九 猪飼麻次郎宛

明治十二年八月十五日付

殘暑尙強益御清適奉拜賀コレラは如何誠におそろしき事なり古渡資秀は本月十二日朝九時新潟に於て之が爲死亡何共申様も無之唯々愁傷落膽の外無之江戸にも少々づゝ流行一昨夜松山の門人沖野某京橋にて感染定て今朝は京橋にて死去ならんとの事實に可恐何卒御用心專一奉存候津田は神戸より歸り青森に參る筈の處好き機會にて開成校へ入る都合に相成先づ東京住居本人は勿論社友一同欣喜する所に候

濱野君は當邸南門の處に新築引移り其舊宅には須田氏引越し津田氏は舊の肥田の宅へ住居向合なり朝吹は三菱へ參

金箔付の道樂者に相成申候本塾は相替事なし此程中より小幡其外社友四五名の發起にて舊友結社の事を相談致居候議決の上は詳に可申上候老生は五六月の頃少々不快と偽り閑を設けて一書を著述し民情一新と題し本月下旬には發兌の積り紙數八十餘丁隨分美本出來の筈に御座候

四海昇平歌舞天 先生辛苦有誰憐
三句餘日幽窓下 纔記民情論一編

己卯七月初八民情一新稿成

御一笑に供するのみ乍憚市校諸君其外へ吳々も宜布御致意奉願如例多忙一々書を認むるの餘暇も不得御海客奉祈候早々頓首

八月十五日

福澤諭吉

猪飼麻次郎様 梧下

二〇 猪飼麻次郎宛

明治十二年十二月二十二日付

本月八日の華墨拜誦益御清安奉拜賀候先達小幡君歸府貴境の近況詳に承知市校も先づ好都合當方相替事無之交詢社望外に盛大既に千二百餘名の入社發起の人々は中々以て骨折に御座候横濱正金銀行出來是も大事業發起は中村道太小泉も先日より援兵に遣入候塾も少々改革其實は教育の人に何分にも活動力に乏しく生徒も唯スベキユラチーヴのみにてフヒジカル サイヤンスを知らずして言語道斷なる始末日々引込思案のみにて或は他に好地位あるも之に就くを

一九一〇 猪飼麻次郎宛

嫌ふ程の次第斯くては際限もなき事と存じ本年末より教師は自働自立と發言いたし候事に御座候然る後に至り谷井杯も此度横濱バンク小泉の手下に相成候位の儀に御座候

右貴答まで申上度早々如此御座候頓首

十二月二十二日

福澤諭吉

猪飼麻次郎様

尙以當年も誠に僅に相成候學校銀行其他諸氏へ吳々も宣布御致意奉願候

一小桃源笑語親 花開花落十餘春

洞門深鎖無來往 今日人間不復秦

示慶應義塾教員諸氏

これは先日塾監局へ参り候節記したるものなり御一笑被下度候永島君は如何いたし候哉頓と一筆の便もなし三年に一度位は交通も亦可ならん御序に御話被下度候

二 猪飼麻次郎宛

明治十三年?三月十四日付

一書拜呈時下春暄の節益御清安奉拜賀當地社友何れも無事御安意可被成下候三月頃は御出京可相成候様兼て承知いたし候其後久しく御便も無之御都合如何當地にも随分仕事なきにあらず候得共遠方に居ては時機に投ずる甚難し就ては今春早々御出京相成候様いたし度其仕事の種類は唯今確と難決定に付態と不申上彦次郎とも色々談じ居候義に御座候

候

右要用のみ申上度早々頓首

三月十四日

福澤諭吉

猪飼麻次郎様

尙以中津學校の事に付ても色々考もあり相談もあり御出京の上何とか一改革いたし度候事に御座候乍憚在校諸君へ宜敷御致意奉願候

三 猪飼麻次郎宛

明治十九年七月三十一日付

過日は華翰被下拜見仕候其御地御著後は百事御都合宜しき由何よりの御事に奉存候東京は近日はコレラの騒にて甚面白からず唯徒に用心致のみ條約改正内地雜居の事も内定の由長崎邊にて自然人心の賑に相成候義と存候
甲斐氏も桑港安著每度文通あり額田氏は福岡にて最も元氣宜敷よし過日吉村寅太郎氏歸京の上にて承はり候
一週前本塾の卒業試験に出席致し

地無走獸天飛鳥 卒土之濱人面人

多福初知是非福 生兒容易育兒辛

丙戌七月慶應義塾卒業試験用彌兒氏之文席上戲譯其文意

思想何深器何小 先生知是誠英人

二一 猪飼麻次郎宛

いるノ部

請看美必河畔野

容五洲民無苦辛

用前韻記反對論之意

御一笑可被下候

七月三十一日

猪飼賢契梧下

論 吉

二三 猪飼麻次郎宛

明治二十年三月二十八日付

三月二十日の華翰拜見仕候次第に春色を催し好時節相成皆様御清安奉拜賀候老生義依舊無異消日乍憚御放念被下度候東京は商賣不繁昌杯申せども人口は日々増加負郭の地までも家を作るもの多く一見誠に盛なる事に御座候本塾にも入社頻に多く昨今既に八百餘名に相成却て困却致居候本年九月後は數學と語學の専門科を設け追々金さへあればユニヴァーシティーに致度語合居候新聞紙は手間のかゝるのみにて金の點は餘り面白からず候へ共東京にては時事新報が第一等に位するものゝ如し須田氏も昨今歸京身分の事に付色々心配中なれども大體の處文部省にては評判宜しき方に御座候

中上川より惠與の御品とて海栗並じやぼん届來り遠方の處芳情不知所謝難有奉存候老生は此度芝居を見物致し候生來初ての事にて面白くもあり亦面白くも無之候

誰道名優技絶倫 先生遊戯事尤新

春風五十獨醒客 却作梨園一醉人

御一笑被下度候

右拜答御禮まで早々如此御座候頓首

二十年三月廿八日

猪飼賢契梧下

尙以御令聞へ宜敷御傳聲奉願候山妻よりも吳々御致意申聞候

二四 猪飼麻次郎宛

明治二十年七月二十日付

中村太郎氏今度長崎へ參候よしにて唯今告別に來訪幸便に任せ一書を呈し候時下大暑皆々様愈御清安奉拜賀候老生も依舊頑健乍憚御放念可被下候本塾も舊の如し時事新報は中上川去り老生壹人にて誠に忙しく困り申候府下近來の出來事は谷大臣が大に意見書を提出して他内閣員と相投せず近々擯けらるゝとの事なり老生は當春初て芝居を見物致し候其節戯に

誰道名優技絶倫 先生遊戯事尤新

春風五十獨醒客 却作梨園一醉人

御一笑可被下候尙當地の事情は中村氏より御聞取可被下候早々頓首

二十年七月二十日

二三―二四 猪飼麻次郎宛

論 吉

猪飼 麻次郎様

尙以時下御自重專一奉存候令聞へ宜敷御致意奉願山妻よりも吳々御見舞申上候以上

二五 猪飼麻次郎宛

明治二十二年五月十一日付

本月三日の華翰拜見仕候時下益御清安奉賀候老生義無異消光致居候乍憚御放念被下度候東京相替事は随分多し政府も今正に變化の最中何れ歸する所あるべきなれども不相替地方は日々に衰頹して東京は月に盛なる事に可有之存候

地方官も追々進退あるべし繁文を省き馬鹿に西洋風は勢力を失ふ事と存候奥平様先づ中津行と相成是にて御家の壽命も少し延び候事と窃に喜び候までなり

縣知事御夫婦へ御序の節宜敷御致意奉願候過日は東京より傳達のうに誠に難有厚御禮申上候老生は日々誠に忙しく千客萬來今日も朝來客計りにて殆んどつかれ不文亂筆御用捨被下度候

右拜答のみ申上度早々頓首

五月十一日

論 吉

猪飼 様 梧下

二六 猪飼麻次郎宛

明治二十二年八月十二日付

本月八日の貴翰拜見仕候暑氣甚しく候處益御清安被成御起居奉恭賀隨て老生義無異罷在候條乍憚御放念可被下候悴共も無事歸國安心仕候一太郎は唯今新聞紙の事を爲致捨次郎は神戸え参り山陽會社の方え何か相勤居候塾も少々改革致度昨今は小泉氏も病氣にて歸國専ら小幡君の盡力にて様々計畫致し居候六月中よりレウマチスに御惱みのよし御難澁御事奉察追々御快方の由何卒御養生專一に奉存候老生も七月初旬より御同症一週間斗平臥昨今先づ平日の通りに相成候得共用心致し居候兼て長與專齋氏の説に毎日身體を摩擦するは都て好き事なり其法は乾きたるフラネルを以てすべしとの事にて是まで試みたる事も有之候得共何分面倒にて長續き不致處今度病後一寸思出しフラネルの代りに羅紗製の字消しを用ひたらば如何とぞんじ之を用るに甚だ妙なり是れは老生が毎朝既にて別當共が馬の手入するを見て人間もあの通りに毎朝手入れをされたらばさぞ心地好き事ならんと存じ候處より馬用のブラシに類する字消しと案じ付たる事なり依て此度一具差上候間御試被下度御病後には必ず妙ならんと存候毎朝床の中に座しても立てもして自からからだ中をこするまでなり垢がたまりたらば小刀を以て上面を削り取るまでの事にて至て簡單にして利きめはフラネルの切れよりも遙に優ること、存候

右御返詞まで申上度早々如此御座候頓首

八月十一日

論 吉

猪飼 様 几下

尙以御令聞様へ宜敷御致意奉願候妻よりも宜敷申上候様申聞候以上

二七 猪飼麻次郎宛

明治二十三年三月二十三日付

本月十五日の華翰拜見仕候時下春暄の候益御清安奉拜賀三田の火車御尋被下先づ山の上は安全御安心被下度候夫は
扱置去月來令夫人御大病のよし誠に驚入候次第之が爲山口翁も御出崎被成候とは皆様の御心配深く御察申上候併次第
に御快方尙看護專一の御事に奉存候四月頃に相成は御出京にも可相成由久々にて御目に掛り度東京は随分相替候事多
く昨今は御巡幸博覽會國會開場の用意之に加ふるに米商の合戦金融の切迫談柄は澤山老生杯は何事も關係無之先づ頑
健に消光乍憚御放念被下度右拜答まで申上度匆々如此御座候頓首

三月二十三日

諭

吉

猪飼 飼 様 梧下

尙老妻よりも御見舞吳々も申聞候乍憚山口御兩所へ宜敷御致意奉願候

二八 猪飼麻次郎宛

明治二十三年十一月八日付

本月一日の御手紙到來御愛兒勝之助君御事御病氣の處御養生無相叶前月廿六日御長逝の由誠に絶言語驚入候次第皆
々様御愁傷の段深く奉察候過日來山口御祖母様も御出京此凶報には嘸々御力落の御事ならん尙御祖母様へ御目に掛り
御病中の御様子可奉伺奉存候右御弔詞まで申上度匆々如此御座候頓首

十一月八日

諭

吉

猪飼麻次郎様 梧下

尙以老妻始家族一同より御悔吳々も申聞候乍憚御令閨様へ宜敷御致意奉願候

三 白

先日は御懇書被下御地の事情詳に被仰聞拜承仕候久々御目に掛らず東京に居れば左ほどに不覺候得共三五年前
を願れば随分相替候事も多し殊に今年は國會の開場杯申て政治社會は中々賑ひ候様子なり老生も年次第に老し可
相成文け異事を避け候積り已に四五日前より子供をつれて静岡に参り久能山に登り三保の松原清見寺杯見物昨夕
歸宅致候次第亦是老餘の一快樂事なり小幡君は貴族院へ出身平生の徳望に對して至當の事なり社友全體の爲めに
も好き都合に御座候餘は次便に附し候以上

二九 猪飼麻次郎宛

明治二十四年八月十八日付

本月十二日の華翰拜誦其前にも來書を辱し此方よりは無申譯御無音罷過し不相濟次第平に御海容奉願候先以益御清
安皆々様御揃目出度奉存候老生も幸に無事當一月頃は例のインフルエンザにて大に苦しみ候得共昨今全く舊に復し元
氣好く相成候乍憚御放念可被下候上海に面白き事はなけれども先づ御安氣のよし人事不如意十に七八唯々辛抱の
外なき事と存候中上川は山陽を去り三井に入り六七日前東京に歸來致候東京は近來メツキリ淋しく相成候畢竟田舎の
豊年にて人の散ずるが故ならんか或は役人が改革に逢ふて儉約を始めたが故ならんか何に致せ不景氣と申てや
かましき事共に候

右御返詞旁御沙汰の御詫まで匆々如此御座候頓首

二十四年八月十八日

論 吉

猪 飼 盟 兄 梧 下

尙以乍憚御令闈様へ宜敷御傳聲奉願候老妻よりも御見舞申上候様申聞候

吉武氏へ御逢の節宜敷御致意奉願候

當一月中國會の眞さかりにインフルエンザの騒ぎ老生も惱まされて其病中に

東漸風光日々新

已犯人事又人身

滿城狂熱恰如醉

正是文明開化春

御一笑可被下候

三〇 猪飼麻次郎宛

明治二十四年十月二日

來書拜誦仕候陳ば日清貿易研究所に關する書ものを新聞紙に公にする云々義に付被仰越候次第逐一承知仕候右は何等の差支も無之紙面の都合を見斗掲載可致候處能く之を見れば昨年中の演說筆記にて既に已に舊聞に屬するのみならず昨年中或る新聞紙には之を記したるものもあるよしに付ては今更これを物珍しく時事新報に出すは如何に可有之哉新報の爲めを謀りても少し困る譯けに御座候就ては右の演說書と意味は大同小異にても苦しからず何か近來研究所に行はる、論説は無之候哉若し左様のものにてあれば御注文に應じて掲載可致何卒今一應御考奉願候

支那内地ゴタ／＼の義に付度々御報知被下誠に難有奉存候何卒今後も頻々御通報相願度此義に付ては新報社の人よりも可申上候間宜敷御含奉願候支那の事情切迫になれば新聞社は決して之を看過するを得ず是非共慥なる通信を要する義何卒御盡力奉願候

右御返詞まで申上度匆々如此御座候頓首

二十四年十月二日

論 吉

猪 飼 様 梧 下

三一 猪飼麻次郎宛

明治二十六年八月二十五日付

本月十六日の華翰拜見仕候時下殘暑甚しく益御清安奉賀候老生義も本月初旬より箱根邊を彼處此處とぶら／＼いたし居り久々にて今日歸宅始めて來書に接し候次第に御座候其御地へ御出の義は疾より承居候得共御無音のみ然るに御子様には中々の御大患のよし此節如何被爲入候哉吳々も御看護專一の御事に御座候老生方にも子供大勢孫も次第に多く相成隨て病氣等の沙汰も少なからず困入候多福必ずしも幸福ならざる如し來書に云ふ銀價の談も未定にて投機者流は多忙の様子相馬の話は何の事やら少しも分り不申候得共小新聞などへ無暗に書立てられる人達は随分難澁の次第ならん妙な事もあればあるものに御座候右延引ながら御返詞かた／＼匆々如此御座候頓首

二十六年八月二十五日

論 吉

猪飼麻次郎様 梧下

三〇—三一 猪飼麻次郎宛

尙以御令聞様へ宜敷御致意奉願候老妻よりも御見舞申上候やう吳々申聞候餘は附後日候以上
相馬の話とは相馬中村の舊藩主家に關する彼のいはゆる相馬事件と稱する訴訟事件をいふ。(編者)

三三 猪飼麻次郎宛

明治二十八年一月十七日付

本月八日の華翰拜誦仕候先以新年の御慶皆々様御揃益々御機嫌能被成御超歳目出度奉存候隨て弊家一同無事加年いたし候條乍憚御放念可被下候早春は伊勢御參宮のよしよき事を被成候老生も元旦不圖思付午前出門箱根の湯本に一泊翌日早朝出立舊街道を越へて沼津まで參り同處に一泊翌三日歸宅致し候湯本より沼津まで八九里を歩行致候得共さまでつかれも不致先づく達者なりと窃に喜び居候其節戯に

亦是書生物外情

屠蘇乘醉出京城

踏來八里函山雪

卜得一年行樂清

御一笑可被下候又新年の作に

中外風光與歲遷

往時回顧渺無邊

屠蘇先祝乃翁壽

六十二年如萬年

右御返詞旁申上度乍憚令聞始皆々様へ御祝儀宜敷奉願候勿々拜報

二十八年一月十七日

猪飼賢契 梧下

論

吉

三三 猪飼麻次郎宛
渡部久馬八宛

年未詳三月二十七日付

今日は無據約束にて東京府へ罷越候に付乍殘念講義御斷申候此段宜敷御取計奉願候頓首

三月二十七日

尙以昨日渡部君より御話の通り講義聽聞は幾人にもさし支無之自宅手狭ならば塾の講堂にても不苦候

註 慶應義塾塾監局に居た兩人に贈れるもの。(編者)

三四 井上角五郎宛

明治十六年七月一日付

每便御手紙下され其御地の事情詳に相分り難有奉存候此方は多事々々と申して御無音のみ不本意の至御海容可被下候

牛場氏歸去の後は別て御心配の事も多からん併し人間萬事艱難のみ是亦よき學校なれば御勉強被成度候

金玉氏到著御地の様子を承候得共確なる事は不相知唯原田氏へ御托しの貴書に據り大略を知るのでみ書中御注意の件々は能く心得居候積御安心可被下候

其御地御滞在の義は何の事情に拘はらず唯一身實學の爲と思ひ長く居すはり候方可然存候在留の費用は如何様にも被成或は韓政府の筋へ直に雇はるゝも可なり或は朴氏に談じて何か事を求むるも可なり又或は竹添氏へ話して日本政

三二一三三 猪飼麻次郎一渡部久馬八宛 三四 井上角五郎宛

二九

府の筋の事に役するも可なり夫是れしても彌さし支候事ならば兼て兪氏より可受取貸金の差引四百圓餘有之候間之を受取り少しづゝ御使用被成不苦候

其地に居て朝鮮人の信を取る可きは無論の事なれ共元と之れ日本人なり其政略上の方向も固より政府と同じからざるを得ず殊に外國に居ては同國人即ち骨肉に異ならず竹添氏へは別て世話にも相成義折々御尋問親しく御交際被成度事に存候

過般渡來の生徒十七名は本邸に居り飯田三治氏の請持にて世話致し追々上達のもの多く相見へ候

一太郎捨次郎兩人は米國へ遣し六月十二日横濱出發昨日か今日は桑港著の筈に御座候一太郎は農學捨次郎は何か理學の一課を爲勉候積にて學校等の事は華盛頓公使寺島氏と鮫島武之助へ頼み遣し置候

兩人一時に留主に相成隨分淋しく相成候其出發の節に

努力太郎兼次郎 雙々展翼任高翔

一言猶是餞行意 自國自身唯莫忘

又出發後船中に在るを思ふて

月色水聲遠夢邊 起看窓外夜凄然

烟波萬里孤舟裡 二子今宵眠不眠

親の愚痴御一笑可被下候

右幸便に任せ申述度早々如此御座候頓首

七月一日

諭

吉

角五郎様 几下

尙以朝鮮寒暑共甚しき地方のよし幾重にも御用心可被成功成るも身病では役に立不申荆妻其他子供よりも宜敷

三五 井上角五郎宛

明治十六年十一月二十一日付

度々御手紙被下候得共此方よりは逐一御返詞も不申怠慢の罪御海容可被下候爾來益御清適殊に近日は新聞紙も著手彌發行相成候よし幾重にも御勉強奉祈又時事新報の方へも毎度御報道被下最も難有御用繁の御中能くこそ御注意被下候段老生始一同にても滿悅の至に存居候

米行使節閔洪二氏首尾能使命を遂げ閔氏は米艦に乗て歸國洪氏は日本を経て同斷即兩三日前著京未だ面會は不致候得共至極盛と申事に御座候

朝鮮も追々開進に赴候よし仁川港も次第に繁昌いたす事ならん何卒無事に進歩致候様吳々も所祈候當地へ參候生徒等も甚勉強いたし士官學校へ入たる者も有之昨今慶應義塾には十五六名入塾致居候

京城新聞出來候に付ては朝鮮の假名入用に可有之爰に

朝鮮假名活字四號文字

四千三百餘種類

各百五拾個づゝ

三五 井上角五郎宛

此總數

六十四萬九千八百個

代金貳千〇七拾九圓三十六錢

但壹個に付三厘二毛

右出來の品有之若し御入用ならば差送り可申實は此品を賣れば此方に都合宜しき次第但し金子を前以御遣し不相成候ては相談出來不申品物は隨に手許に揃居候得共金の入用劇しく何分金と引替ならでは不都合に御座候故に若し其地の活版局に御買入にも相成候はゞ右代價の外に荷作り並に運賃を見込少々餘分の金を添て御廻し相成候はゞ品物は直に差上候様取計可申實を證するため態と老生より申上候

右要用旁早々如此御座候頓首

十一月二十一日

諭

吉

井 上 君 梧下

追々寒氣に向ひ折角御用心可被成一太郎捨次郎もヲハヨ一に留學毎月二度づゝは便有之至極達者のよし乍憚御放念可被下候其外留守宅の子供何れも無事長女さと事は中村貞吉方へ縁談整ひ過日引越申候是亦乍序申上候以上

三六 井上角五郎宛

明治十六年十二月十五日付

日本は歳末相成候益御清安奉拜賀候隨て老生無事消日乍憚御放念可被下候在米賤息共よりも毎度文通今尙ヲハヨ州

に留學致居候得共春にも相成候はゞ東部へ移轉致候様存居候○其御地新聞紙は第二號まで御送致被下著々皆可なり一向一心に御勉強奉祈候或は材料の爲に海外の新聞紙購求の事も緊要ならん又隨て英文翻譯の人物も入用ならん追々は紙面に繪を挿む事も韓人の耳目に新らしき工風ならん或は又朝鮮の假名文字にて近淺なる理學醫學の道理を知らせ又は滑稽洒落文杯も妙ならん兎に角に假名は早々御用相成度漢文のみにては區域狭くして埒明不申實は假名文を以て朝鮮の舊主義をも一轉いたし度事共なり日本にても古論を排したるは獨り通俗文の力とも可申決して等閑に看るべからざるものに御座候

今回朴愈和の大人歸國のよしにて留別來訪依て一書を託し候餘は同人より御聞取可被下候早々頓首

十一月十五日

諭

吉

角 五 郎 様 几下

最早月迫弊家杯は餅つき杯申して子供等は雀躍いたし居候朝鮮の嚴寒折角御自愛專一奉存候山妻よりも宜しく申上吳様申聞候

三七 井上角五郎宛

明治十八年四月十八日付

四月十三日神戸發の御手紙拜見仕候先づ以て御船中無御滞御著目出度奉存候直に御歸郷の由久々にて御母子御對面嚙々御歡の義途に奉察候御宅よりの御狀行違到來致候に付御届申候

昨日の電報日清平和二十四日御出發までには條約の簡條も相分り可申好都合なり

三六―三七 井上角五郎宛

三三

老生事は御覽の通終歳多忙或は身體の爲にも不宣と存じ近日箱根塔の澤へ入浴思立今度は家族不殘同道凡二十名斗の同勢昨今は天氣未定ゆゑ放晴次第出立の積に御座候

東京と箱根は一日程用事あれば直に歸京又東京よりも毎日通信可致不自由の事は絶て無之積なり

中上川の方へ京城通信の方法被仰越承知致候釜山御著の上は山田井大橋へ呉々も御頼み置き被成度東京よりは單に釜山三菱支店にて山田又は大橋と名當致し差出候間其東京差出し人の名が東條軍平とあらば必ず京城の井上角五郎へ轉送するの都合に被成置度存候

右要用のみ申上度早々頓首

四月十八日

三八 井上角五郎宛

明治二十七年十一月十五日付

秋晴御同慶奉存候益御清安奉拜賀陳ば昨年中日々新聞が何か經濟上の議論に付突然時事新報を相手取り其論文の中縁もなき人身攻撃を試みたるよりして遂に喧嘩となり様々互に書立たる末全體穩ならざる事ゆゑ止めにするが宜しかるふ云々御話も有之同時に老生が伊東已代治氏へ面會の節も色々懇話以來は人身攻撃がましき事は斷じて止めに可致と堅く約束して分れたることあり然るに近來又候朝鮮の通信一條に付何か頻りに悶著を始め日々と時事と互にくだらぬ論を致し居候年の若ひ人には随分面白き事ならんれども老生には少しも面白く無之夫は兎も角も日々新聞が又候例の人身攻撃を試み福澤論吉云々と妙な處の引合に出掛け候左れば昨今伊東氏は不在とは申ながら其記事を知らざる

善なし知て其まゝに差置くは昨年同氏が迂老へ語りたる處は全く一時の談にして今は其約束を取消したることかいよく取消とあれば其旨を確に承り度何卒至急御掛合被下度奉願候即ち其要は

昨年伊東氏が福澤へ約したる人身攻撃は決して試みずと云ひしも今は則取消して颯々とやる積りか

若しも然るときは時事新報の壯年輩も口を放て伊東氏の不利を書立る事ならん是れは老生が止めんとするも留む可らざる所なり

或は伊東氏の本心は然らず人身攻撃など鄙劣な事はせぬ積りなるか然らば是れまで日々新聞が福澤に加へたる無禮を謝すべし

右兩様如何やうにても苦しからず兎に角に人身攻撃を始めたるは時事にあらずして日々なり是に於て伊東氏の決する所如何至急御尋被下度従前の行掛りより御手数数を煩し候勿々頓首

二十七年十一月十五日

論 吉

井上賢契 梧右

三九 井上角五郎宛

明治二十七年十一月十六日付

昨日は御返書被下致拜見候陳は彼の日々新聞の一條先方の暴言こゝに至れば此方にても最早遠慮に及ばず颯々と返報するの外なし云々の來旨なれども靜に事の由來を尋れば去年伊東氏が老生に向て當時の紛紜は一掃忘るゝが如くして以後は人身攻撃など見苦しき事は斷じて犯すことなかるべしと約したることある其約言に對しては假令ひ彼れより

三八―三九 井上角五郎宛

三五

之を犯すも一應は其約束したる本人に意志の所在を糺さずして此方より復讐を謀る可らず士君子の一言は甚だ重きものなり彼れより違約したりとて直に此方も其筆法に倣ふとありては暴を以て暴に報ゆるに異ならず故に此處は一應仁兄より伊東氏へ御掛合いよく同氏の存念を承り度同氏がいよく非を改めずして昨年約束など更に意に介せず唯今は則ち亂暴勝手次第との本心ならば其上にて此方にも爲す所ある可し兎に角に仁兄は昨年事の中間に居て御心配被成候義に付其始末に付ては今日御引受被下度奉願候右重て申上度勿々如此御座候頓首

二十七年十二月十六日

論

吉

井上賢契 梧下

四〇 井上角五郎宛

明治二十七年十一月二十四日付

昨日の御手紙拜見仕候陳は御著書に序文の義兎に角に一應原稿を拜見致し度は是れまでも諸方より序文の註文は殆んど毎日の如し唯一概に斷るのみに致し居候得共今度は或は執筆も可致實を申せば斯る大切なる記事は小説にせずとも正々堂々眞面目に記すこそ事の體を得たるものと被存候過日は御話申も無益と存じ態と何とも不申上候得共扱ひよいよ文壇上の事となれば自から説なきにあらす何は扱置その草稿と申すものを拜見いたし度義に御座候右拜報まで勿々頓首

二十七年十一月二十四日

論

吉

井上賢契 梧下

註 井上の著書「漢城廻殘夢」の序文に關する件。(編者)

四一 井上角五郎宛

明治二十九年一月二十二日付

彼の英文は兩三日前ニウヨルクヘラルド記者へ渡置候併此文唯事實を記すのみにて新聞風の艶に乏し誠に殘念の事に存候記者果して之を紙上に掲るや否や計り難し何れ拜顔萬々御話可致候得共拜答まで勿々頓首

二十九年一月二十二日

論

吉

井上賢契 梧下

註 英文云々とは朝鮮の王妃閔氏の在世中の事實を記したものである。林夙藏宛明治二十八年十月二十九日付書翰參照。(編者)

四二 井上角五郎宛

年未詳五月三十一日付

不順の時候に御座候益御清安奉賀陳は爰に一事申上度舊炭礦會社員藤野近昌と申人は御承知も可有之會社創立以來盡力致居候處堀氏と共に退き今は無縁の身に相成候得共今度の變革に際し出來候事ならば復歸致度との志願なり同人が退社したる事情は種々ある中にも兼て園田氏と善からず常に堀氏と協同せしより堀の去るときに政府の筋より新社長に内訓して逐出されたることなり本人に是と申落度なきは明なるのみならず隨分豪氣にして人を御するが如きは其長所なり或は炭礦の山に入りて艱難を犯し一切を擔任するなどは得意に可有之哉に存候兎に角に御考置被下度老生も多年知る人にて今更他人のまきぞへにて方向に迷ひ居るは氣の毒に被存態と申上候義幾重にも御察可被下候今日にて

四〇―四二 井上角五郎宛

三七

も園田へ御話しにならば必ず不同心ならん如何となれば堀と園田と云々の時に眞先き進んで園田に當り其自由を妨げたる者は藤野なればなり其邊の意味を内々御承知置奉願候右要のみ申上度勿々如此に御座候頓首

五月三十一日

諭

吉

井 上 様 梧下

四三 井上 馨宛

明治十二年二月十日付

一兩日は別て嚴寒益御清穆被成御座奉拜賀陳ば一昨日彦次郎の話に此度出願の私塾資本拜借の一條に付先生の御口氣或はネガチウの如くなるよし之を承り誠に驚駭落膽と申す其次第は此一條に付未だ寛々拜話の機會をば得されども兼て小泉中上川より巨細の事情申上候通り大藏卿の處は(卿にして若し小生を賣るに非ざれば)最初より十分に盡力を約して更に疑を容るべきにあらず又海陸兩卿へも何れの方法何れの手續にて出願と申事の御話は不致候得共私塾維持の爲に保護は必要又之を保護して可然との事は懇々命を蒙りたることもあり右の次第に付此上の最大緊要は唯内工兩卿の可否に由て成否を決する事と存じ舊年十二月内務卿の御宅へ參り只管御依頼申し其後先生にも上國より御歸り直に彦次郎より申上候處出願ならば商賣云々よりも教育上の趣旨にいたし可然との秘訣を授けられ并に其節勸商局を大藏へ附したるは全く云々の譯け等伊藤君よりの御致意をも承り乃ち其旨に従て府知事へ談じ公然出願致候義に御座候斯る事實に候得ば此一事に付ては内工兩卿も必ず十分に御賛成被成下候事と信じ殊に先生へは兼て別段の御懇命を辱ふする所に事若し遅延せば或は内々大藏卿を促して成を得せしむる程の事ならんと私に御依頼申居候處に前段彦

次郎の話にては大に齟齬必ず同人の承り違ひと信じ候得共又思想を轉じて考れば兼て五代杯が政府へ拜借の事に付ては御宿論も有之今後は一切右等の弊を除くの思召に付ては諭吉の拜借も同様のものと御認め程も難斗候得共五代笠原等の拜借と諭吉の拜借は全く性質を異にし殊に諭吉の拜借は眞實正名の拜借にして抵當を入れ利子を納る事なれば官に於て萬々危険の患ある可からず加之教育に付官より保護は至當にして其適例を擧げんとならば三菱會社商船學校の如き最も著しき者と云ふべし該校には毎年壹萬五千圓の補助あり他なし國に商船の航海者を作るの趣意ならん岩崎彌太郎は船士を作り福澤諭吉は學士を作る海の船士と陸の學士と固より輕重あるべからず又同會社には昨春より商法學校を設け去年十ヶ月の間に壹萬餘圓を費したり此金の出處を尋れば間接に彼の二十五萬圓の保護金中より出ると云ふも妨あるべからず而して此商法學校の校長なり教育なり悉皆慶應義塾の舊生徒のみにして恰も義塾の分校と云ふも可なり分校の維持には間接に政府の保護を得て其本校は捨て、之を顧みざる歟正理に當らざるものゝ如し加之昨年は築地にて某氏造船所を建るとて五萬圓も拜借したる者あり尙近くは先日伊勢勝は靴を造るとて五萬圓の拜借を得たり靴を造ると學士を作ると何れか輕重あるべき哉靴の爲に五萬圓を拜借すれば人の爲に四十萬圓を拜借するも大なる不平均には有之間敷哉に奉存候既往將來傍より目を決して諸拜借の種類を見たらば必ず適例類例に乏しからざる事ならん故に諭吉は敢て諭吉に限りて特別の恩典を乞ふに非ず唯諭吉に限りて特別の擯斥を蒙ることなき様獨り之のみ願ふ所に御座候

右は正々の申分なれども又私方の内實を申せば此度の出願は最初より萬々間違なきものと信じ既に舊冬より塾の仕組にも手を著け今日に至ては虎に騎するの勢若しも罷違ひ候ては私の進退は爰に谷り實に大變の始末に及ぶべし事成

らざれば即ちヤケなり其邊の情實幾重にも御洞察被成下内務卿へも吳々御致意奉願候事の成敗は内工二卿の片言に在て存す若しも敗して成らざる歟公に云へば天下教育の爲に之を歎息し私に云へば二卿に對して愚痴を鳴らさざるを得ざるなり

右は自から熱心に乘じ筆端或は粗暴に似たるものもあらん併し筆端粗なるも中心決して粗ならず一席の御閑暇あらば寛々之を潤飾して申上度と存候得共事の神速を希ひ先づ書を以て申上候義に御座候吳々も不惡御承引奉願候頓首

二月十日

福澤諭吉

井上先生侍史

註 慶應義塾維持資金借用に關する件。(編者)

四四 井上馨宛

明治十三年二月二十二日付

其後ハ久々御無音仕候益御清安奉拜賀陳者此度吹田ノ一條誠ニ言語道斷皇孫ハ明ニ我國法ヲ犯シタルニ相違ナシ微行シタル皇族ヲ眞ノ皇族ト認メザルハ固ヨリ有ル可キコトニシテ警吏巡查毫モ罪スベキナシ然ルニ彼ノ請求ハ自カラ不犯日本國法ノ證ヲ取り次デ我地方官及ビ警察官ノ「バルドン」ヲ促ス無法無狀ト云フ可シ尙甚シキハ吹田村ノ戸長ヲ呼出ストハ何事ゾ戸長ハ吹田人民ノ名代ニシテ吹田ノ人民ハ我天皇陛下ノ臣民ナリ日本皇帝ノ臣民ガ謂レモナク外國ノ皇族ニ平身低頭スルトハ取モ直サズ之ヲ亡國ノ慘狀ト云フモ可ナリ昔年英國人ガ印度地方ノ酋長輩ヲ嚇シタル筆法ニ異ナラズ我國權ヲ損ズル舊幕府以來未ダ之ヨリ甚シキモノナシ

最初彼ヨリ無法ノ請求ヲ爲シタル時ニ當テ何故ニ左ノ如ク答ヘザルヤ

吹田銃獵ノ一條平人ノ所業ナレバ固ヨリ國法ニ背クモノナリ然リト雖モ獨逸皇孫ハ特別ノ事ニシテ敢テ咎ムベキニアラズ唯恨ラクハ皇孫微行シ給ヒ且通辯ノ者ヲモ召連レラレザル爲ニ警察ノ吏其皇孫タルヲ認ルニ由ナカリシヲ如何セン大阪府廳へ來臨ノ時モ亦然リ我日本ノ人民素朴ナリト雖モ皇孫ト知テ誰レカ之ニ無禮ヲ加ル者アラシヤ其罪唯知ラザルニアルノミ但シ假令ヒ皇孫微行ニテモ我官吏共力不可思議ノ眼力ヲ以テ穎敏ニ之ヲ視察セザリシハ不行届ナレバ皇孫ノ榮ヲ表スル爲ニ御會釋トシテ一應ノ御詫ハ申上ル今後御遊行ノ節ハ必ず前以テ御報告被下度通辯並ニ先導ノ者差添ヘ可申云々

斯ノ如ク答ヘテ何ト可申ヤ尙其立腹ヲ慰ルニ足ラズシテ之ヲ在日本ノ公使ニ訴ヘ又本國ノ政府ニ報ジ政府佛然トシテ怒リ再三再四掛合ノ後遂ニ我日本海ニ軍艦ヲ差向テ戰爭ニ及ブ可キヤ隨分御相手ニ可罷成サレドモ軍艦マデニハ餘程縁ノ遠キコトナラン否ナ右ノ事實ヲ皇孫ヨリ其父祖ニ報ジタラバ却テ叱カラレル位ノコトナランノミ

又或ハ方今條約改正ノ事モアリ兎ニ角ニ彼ノ氣配ヲ損セザル方可然トノ考モナキニ非ズト雖モ畢竟無益ノ空論ト云フ可シ彼ノ好意ヲ買ハントシテ我ヨリ會釋スレバ唯徒ニ彼ノ傲慢ヲ増長セシムルニ足ルベキノミ條約改正ノ事ハ此度ノ一擧ニテ今後ノ不都合ヲ増スモ減ズルコトナキヤ明ナリ抑モ皇孫ハ渡來以後亞國ノ「グラント」ト其接待ノ異ナルヲ憤リ到底和ス可ラザル者ナリ今ニシテ考レバ舊府知事楠本ナドガ「グラント」ノ接待トテ漫ニ騒立タルハ間接ニ國ノ困難ヲ醸シタル輕舉ト云フ可キノミ夫レハ扱置キ到底和ス可ラザル者ニ對シテ其厚意ヲ買ハントスルハ策ノ拙ナル者ナラズヤ唯程克ク取扱ヒ勉メテ速ニ送り返ス一策アルノミ

右ハ事ノ既往ニ屬スルモノニシテ今日ヨリ追フ可ラズ今日ノ謀ヲ爲スニ大阪府ノ知事ト外務ノ宮本ト此二人ノ職ヲ免ジ其度ノ一條ニ付警察吏ヲ罪シ吹田ノ人民ヲ過ラセタルハ全ク此二人ノ不取計ニ出タルモノトシテ其罪ヲ表シ右警察吏ノ免ジタル者ヲ前職ニ復シ吹田ノ人民ニモ其旨ヲ諭シタラバ之ニ由テ日本政府ト日本國ハ無疵ノモノタル可キ歟或ハ事ヲ鄭重ニスルニハ一時外務卿ガ免職モ甚ダ可ナラント思ヘドモ若シモ實ノ免職ト爲リテハ目今大切ナル條約改正ノ事アリ容易動ク可キ時ニ非ザレバ先ヅ前ノ二名ニ罪ヲ歸スル方可然ヤト被存候

昨今世上ニ民權國權ノ論ハ頗ル勢力ヲ得タレドモ人民ノ方向ハ嘗テ定ル所ナシ天下ノ人心ハ恰モ彈ゼザル糸ノ如ク又純白ナル布ノ如クニシテ之ヲ彈ズレバ何様ノ音ヲモ發スベシ之ヲ染レバ如何ナル彩色トモ爲ルベシ僅カニ一二ノ先導者アリテ世間ヲ煽動鼓舞スルトキハ何事カ成ラザラン一言ノ下ニ幾千萬ノ衆ヲ左右進退スルコト甚ダ容易ナリ隨分油斷ノナラヌ時節ト云フ可シ何卒政府ハ鄭重ノ上ニモ鄭重ヲ重ネテ毫モ間隙ヲ示サマル様致シ度吹田ノ一條ノ如キハ先導者ノ性質次第ニテ誠ニ好キ論柄ト爲リ衆心ヲ煽動スル爲ニ屈強ノ事柄トテ窃ニ悦ビ居ル者モ可有之旁以テ鄙見一通リ内々申上候尙御賢慮被下度候也

十三年二月二十二日

福澤論吉

井上先生侍史

註 ドイツ皇孫アルベルト・ウイヘルム・ハインリッヒが來朝して京阪地方を遊覽中、一日微行して大阪府下吹田村の禁獵地で銃獵を試み警官に咎められたところ、貴賓に對して無禮を加へたとて我政府に嚴重な抗議を申込み、政府は周章狼狽その警官を罷免し其土地の人民にも陳謝せしめた事件があつた。(編者)

四五 井上馨
伊藤博文宛

明治十四年十月十四日付

去年十二月初旬の頃井上君より中上川彦次郎を以て内談に政府にて公布日誌發兌の企あり即ち新聞紙なり今これを企てんとして其人物に乏し老生に於て其引受如何との話に付新聞紙とあれば直に之を拒む譯もなし但し其發兌の趣旨を書記したるものもあらば之を一見して後に應否の返答に及ばんと答へたり

然ば則ち一日をトして某の場所に集會せんとて十二月廿四五日の頃と覺ふ大隈參議の宅可然老生も出張せよとの事に付彦次郎の案内にて同宅へ行たり行けば則ち主人大隈と伊藤井上の三參議の在るあり是に於て老生は成程このたびの企は三參議の發意ならんと先推量したり座定まりて井上君發言して云く方今民間の有様を通覽するに其教育は果して何れの邊にある乎小學校は唯兒童の教育に止まり社會に影響を及ぼすこと固より遅々として目下の施政上に頼むに足らず苟も兒童以上の者を導くものは新聞紙と演説とのみにして今日其景況を見るに誠に言語に絶へたる始末今の新聞紙なり唯民心を煽動して社會の安寧を妨るの具たるに過ぎず去迎は今の外國交際の困難なる此時節に當て内閣に閱て外に悔を受るの不始末誠に憂ふ可きに非ずや此憂は民間の學者も在朝の官吏も共に與にする所なれば即ち同憂同志に非ずや就ては今回政府にて企る所の新聞紙は云々の趣向なれば之を引受けよとて一通り之を述べられ大隈伊藤の二參議も異口同説何卒コノ席にて應否の返答あれかしと頻りに勧められたれども老生の一身に取ては隨分小事ならざれば應否を決答せずして別を告げたり

其後大隈参議より人を以て催促もあり又井上参議よりは彦次郎へ傳言もあり躊躇す可きに非ざれども何分にも政府大體の主義を聞かざれば決すること能はず今の政府の政體にて今の内閣を今のまゝに維持するが爲に政府の眞意の在る所を江湖に知らしめんとするの新聞紙なれば假令ひ其意の誠なるにも拘はらず漫然たる人民の意に適せざること必然にして却て無益ならん譬へば今の政府を病者と見做して新聞發兌以て之に應援するは恰も芥子泥發泡膏を以て一時の病勢を誘導して輕快を覺へしむるものに異ならず去迎は唯幾萬の金の爲に今の内閣の御伽を相勤るものなれば老生の肩とせざる所斷じて之を謝絶せんと覺悟を定めて

本年一月、日を忘れたり一夜井上君の宅へ推参したり蓋し最前彦次郎より初て同君の言を以て照會したるが故に特に君の宅へ行て之を斷る積なりき其夜君に面會して前記の次第を述べ何分にも政府の主義を決するに非ざれば折角の御談しなれども御斷り申すの外無之云々と述べたれば井上君容を改めて云く然ば則ち打明け申さん政府は國會を開く意なりと老生は之を聞て實は驚駭したる程の事にて先づ以て其英斷美學を賛成し次第に其趣意を叩けば君の言に云く國會は斷然開からざる可からず今を以て考るに明治の初年に五條の御誓文ありしも決して偶然に非ず即ち其時の勢を表出したるものにして爾後今日に至るまで明治政府は會議の主義を以て成立し先輩木戸大久保の諸氏が國の爲めに盡したるも其旨は唯此一點に在るのみ且余が宿説に於て薩長の藩閥は最も心に嫌しとせざる所にして何時までも此閥を存す可きに非ず若しも強ひて之を存せんとすれば遂には政府の交代に銃劍を要するの場合に陥るも計る可からず最も歎かばしき次第なれば此度我輩に於て國會開設と意を決したる上は毫も一身の地位を愛惜するの念あるなし假令ひ如何なる政黨が進出るも民心の多數を得たる者へは最も尋常に政府を讓渡さんと覺悟を定めたり何卒この主義を以て此

度の新聞紙も論を立て公明正大に筆を振ひたきものなり抑も國會を須たすして施政の方便あれば必ずしも強ひて之を開くにも及ばざることなれども今の政府の内情を見よ事を企て事を行ふ者は我輩三名(大伊井を云ふ)にして鹿兒嶋参議の如きは傍觀者に異ならず唯の傍觀者なれば亦可なりと雖も自家の利害に關する事に至ては則ち蹈止まりて屹然動かす其勢力決して輕少ならず以て施政の遲滯を致す枚擧に違あらず國會開設論などは容易に合點す可きに非ず某参議の如き國會は百年の後と云ひ又一参議は三十年の後と云ふが如き誠に言語に絶へたる話なれども朝に説き夕に談じて遂には其同意を得るに至るの日も亦速きに非ざる可し(此邊に諭吉申言して云く國會開設は鹿兒嶋参議の爲には不利なるが如くなれども其開設の後にも決して之を政府外に排出することなくして其地位を保存する様致したきことなり云々と云ひしに井上君も固よりなりとて更に疑はざるが如し)都て此度の事は伊藤大隈の二氏と謀りて固く契約したるものなれば萬々動く可きに非ず斯く大事を打明けて申すからには三参議は決して福澤を賣らず福澤も亦三氏を欺く可からず全く徳義上の約束にして證書を認めたるよりも堅固なり若しも是れに疑念あらば大隈に面會して之を叩け益々其實を證するに足る可し余は生來斯る大事に就て違約など致したることなし云々と

老生は始終君の言を聞て感に堪へず是までの御決心とは露知らざりし斯くては明治政府の幸福我日本國も萬々歳なり維新の大業有始有終ものと云ふ可し諭吉も固より國のために一臂を振はんとて即座に新聞紙發兌の事を諾し其跡は雜誌に互り假に國會開設後の有様を想像して政黨は斯く分るゝならん其人物は誰れ彼れならん若し其黨が政府を得たらば誰れが外務卿たらん彼れが内務卿たらん若し然るときは井上君は即ち一時落路の人なるぞ其時には君は一個の國會議員にして議場に罷出で外國交際の事に付き前きの外務卿たる本員に於ては云々の見込など、述立る歎扱々面白き

事ならん論吉は兼て御存知の通り政治に念なし此時こそ遠方より活劇を見物致さんなど、兩人對話歎を盡して告別

一月十七八日の頃井上君福澤の宅へ來訪明後日露國の軍艦に乗て熱海へ参る積り過日の談は彌々以て間違なきことならん是より熱海にて伊藤大隈二氏へ面會果して間違なき旨を告るぞとの事に付固より異議なしとて尙承諾の約を固くし序ながら論吉より一問題を起して云く目今は大伊井三君漆膠の交の如くに見ゆれども權を争ふと申すは人類に免かれざるの常情若し今後一日國會開設の其時に誰れか首相の地位に昇りたるときに俗に所謂役不足などの意味は有之まじくや随分掛念なり其邊に就て三君の御間柄如何と尋たるに井上君笑て云く氣遣ひあるな福澤君我輩三名は既に已に誓て事を謀る者なるぞ徹頭徹尾三名の間に苦情の起る可き氣遣ひなし其誓の固きは既に斯くまでと申すは經濟の一點に付ては余は多年大隈と主義を殊にせり依て過日兩人差向に語て此一點は双方の向ふ所を別にするものと覺悟を定め強ひて相投するを勉めずして他は都て同説同意終始易變なかる可しとまで特に約束したる程の事なれば我々三名の間に何として不和の生ず可きや況んや彼のいやらしき役不足等に於てをや余が如きは壯年の時より鄙事に多能なりとも云ふ可き者なれば何役にても相勤め申さん夫れこそ大書記官の事にても苦しからずいやはや夫れ所の話ではなし此節は鹿兒島連の説諭に忙しく既に大晦日の其日にも余は殆ど終日川村の宅に行て説法さ政治家も亦多忙なる哉云々と實に磊落寛大の口氣これに加ふるに井上君又言葉を副て云く此度新聞紙の事又これに關する様々の示談は今後政府の參議中特に我輩三名を相手にして談じ呉れよ云々の言もあり論吉は益々三君の同一心たるを信じたり

二月何日大隈君熱海より歸京の後君の宅を訪ふて様々内情を叩きしに其説都て井上君の所言に異ならず談話懇々長しと雖も正しく符節を合するが如くなれば爰に略す

老生の本意は元來新聞紙發兌を以て名を得るにも非ず金を取るにも非ず唯其發兌の主義の公明正大なるを悦び此一發を以て天下の駄民權論を壓倒し政府眞成の美意を貫通せしめんとするの丹心なれば大隈君に問ふに國會開設の事を以てし其方法如何其時期如何と尋れば君は則ち云く中々以て大事なれば明言し難し今正に伊井二氏と相談中にして二氏も亦非常の盡力鹿兒島參議へも頻に説得中なれば漸次進むあるも退くなし就て彼の新聞紙の一條も大凡そ政府論勢の方向を定めたる上に發表する方可然との事にて日一日を消し老生も亦随分多忙なれば其儘に差置たり

四月頃と覺ふ論吉伊藤君の宅を訪ひ兼ての新聞紙の事は如何なりしやと尋ねたれば君は却て論吉に向て其事情成行を問ふものゝ如し依て大隈參議へ談じたる有様は是まで云々とて其成行を語りたれども此時の談勢恰も主客相反するが如くにして論吉の胸中には少しく不審を起したり左れども毛頭猜疑の念なし加之爾後或日伊藤君拙宅へ來訪熊本藩士某氏の事を内談せられ論吉はよく其情を詳にして數日の後其人にも面會懇々時勢を論じ専ら内安外競の主義を語りて本人熊本へ歸りし後も今に至るまで毎度文通互に最初の主義を變ずることなし

五六月の頃と覺ふ矢野文雄拙宅へ参り様々時勢談の語次極内々に大隈參議と伊藤參議は國會開設の事を奏して其旨大同小異なり云々と耳語して固く他言を禁じたり之に由て始て同志三君の決意公然たるを證したれば鹿兒嶋參議への説諭も大抵行届きたることならんと臆測したれども矢野が厳しく他言を禁じたるが故に正直に之を守り其後大隈君へは新紙の談に付度々面會したれども特に其奏議の事に限りて聞きもせず又語りもせざりし

三四月の頃と覺ふ論吉一日大隈君の宅へ参り雑話の語次に例の國會開設も容易なる事に有之まじく最早花も散らんとするの時節春去秋來中々以て遅々たることならんと云ひしかば君も亦云く然り中々不容易事なり左れども幾年も幾

年も待つ可きに非ず固より其開門の日は期す可からざるも政府議定の日は必ずしも秋風の起るを待たざる可し云々と又本年一月中旬井上君が拙宅へ來訪の時論吉の言に國會を開くとて凡そ今より何箇年何箇月の後を期するや其御見込は如何と云ひしに君の云く容易には出來ず先づ三年さと答へたる其趣は必ずしも三年三十六箇月を計へたるに非ず唯其用意の難きを表するものゝ如し論吉は首を傾け成程左様なる可し併し此三年の日月は随分喧しき日月ならん其遅速は兎も角も事の大體さへ定れば跡は跡の謀あらんのみと談を終りたることあり又伊藤君が拙宅へ來訪のときに國會開設の前に元老院を改革して士族を云々するの言あり是等を前後照し合して見るときは大隈君の考と伊藤井上二君の考とは少しく緩急の別あるが如くに覺えたれども畢竟同意團結の三參議大同論中の小異と思ふて輕々に之を看過したることなり

以上は去十二月より近日に至るまで御内談の新聞發兌并に政府の主義に付き老生が御同志と信じたる三君より承り又申述べたる關係の直筆記なれば御兩所に於ても必ず御記憶あらん然るに昨日大隈參議は免職せられたり是に由て見れば大隈君と伊井二君との間に政治上の交際は破れたること明なり老生は其破れたる所以の原因を知らず唯今日に在ては過去十箇月の有様を想起し昔日は三君漆膠の交際彼の如く今日は則ち其政敵たること斯の如し何ぞ夫れ變化の速なるや神出鬼没は政治家の常態迎も我々老朽書生の測る可き所に非ずとして漫然これを無頓著に附すと雖も爰に無頓著に附す可からずして至極迷惑なりと申すは當春來新聞紙發兌の事に付他人へは固より語られず親友へも二三の外は之を秘密にして告げざりしことなれども去迎これを發兌するには人物も入用又間接には永遠の方向をも不知不識の間に指示致し置かずしては叶はず旁々以て平常には無用なりと思ふ人員をも集め置きたるに今日に至りては其人物の適

する所を失ひ甚だ困却致す事に候

尙これよりも迷惑なることあり近日世間の噂に福澤は大隈と連絡を通じて民間を教唆し政府の主義に戻て妄に國會開設論を唱る者なりと云ひ尙無稽の極に至ては福澤は土佐の立志社など、應援して遂には顛覆論に陥るも計る可からずと云ふ者あり此流言所謂愚俗民間の流言なれば犬の吠るに異ならず頓著なしと雖も中々以て官海にも流行する由にて昨今は八方より拙宅へ書を投ずる者あり又井上君が御存知の事に付一證を舉れば外務省出仕の津田純一が一昨日上野大輔の前に呼ばれ前記流言の通りの旨を論して辭表を呈せしめんとしたるに付老生は之を聞き夫れは間違ならん今一度上野の宅へ参りて篤と承はれと申し昨朝純一は復た参りたる所上野の申すに大隈と連絡云々は間違なり唯純一は福澤の類にして其福澤は近來何か訝しき舉動あるが故に純一をも官より擯るなりと明言したり抑も上野は何の實證を押へて福澤の心事舉動を訝しと云ふ歟其國會論を唱るを以ての故歟若しも其故ならば本年一月以來福澤が伊藤井上との關係を語らん之を語りたらば伊藤井上の舉動を訝しと申す歟實に捧腹に堪へざる次第なり然りと雖も上野は外務大輔なり其言は即ち外務省の言なりとすれば省に於ても何か探偵して果して福澤の舉動に就き訝しと認む可き證據を得たる歟乍憚一點の事跡も有之まじく本來政治社會に厘毫の私慾を抱かず從來政治の壇上を避け今後も斷じて此壇に上ることなかる可しとて自から誓ひたる福澤の一身に就き何として訝しく又腥き事跡ある可きや若し是れありと云ふものあらば則ち攫空捕風の妄想たるに過ぎず論辯は擱き近く此方より實證を御覽に入れん著書と申すは學者の最も重んずる所書中の一字一句も著者の精神にして一説一論も其責に任ずるものなり過般發兌の拙著時事小言は去年來の腹稿を本年記載して其論或は時事に互るもの多し此書は先日彦次郎に附して一本づゝ呈上致したる筈なるが御多忙中未

だ御覽の暇もなきことならんと雖も一夕の閑を以て御一讀相願度著者の心事は今尙一月以來の伊井二君と主義を同ふする者なりとの事を御發明相成る可く若し或は此書を御覽の上この書中の所論を以て訝しと御認めならば老生の辯護も最早是れ切りにて一月以來二君との御話も一場の夢に歸せんのみ

或は弊塾より出たる者が新聞雜誌に又演説に随分詭激なることを唱る者もあらん此一事に就ては篤と御勘考被下度塾の生徒内外五百名もあり其中に卒業して或は官に就き或は商工に歸し又或は東京に地方に出沒奔走して何か喋々する者も多からん其中善良の君子もあらん又言語道斷なる者もあらんと雖も逐一この輩の言行に付其責を諭吉の一身に歸せんとするは甚だしき無理に非ずや譬へば今の毛利公にても舊山口藩の衆士族が銘々に何事を行ふも何言を云ふも其責に任ずることは難かる可し毛利公には舊主人の權あるも尙且斯の如し況や福澤の學塾にて烏合の生徒を教育したればとて何として其者等が諭吉の意の如くなる可きや本塾創業二十餘年生徒を育すること四千名に近しと雖も今日共に心事を語て稍や信任す可き者として五十名か百名に過ぎず僅かに此人數にても先づ今日までに大なる方向を誤らざるは良き手際なりと自から誇り居る程のことなり然るを此處に演説あり彼處に雜誌あり是れも福澤の書生なり夫れも福澤の生徒なりとて一切其責任を老生の身に來すとは誠に困却ならずや御察被下度は是れも前に云へる尋常の流言なれば苦しからずと雖も苟も在朝の貴顯と稱する者として或は之を信ずるとは餘り探偵の不行届と存するなり

右に陳する次第なるに付今後朝野の別なく苟も福澤縁故の者とあれば必ず其人を擯け其事業を妨るの風潮流行する事ならん老生の一身に於ては苦しからず候得共この交際の廣き諭吉が縁故の者と云へば官途は無論新聞社もあり商社もあり學校教師もあれば商賣工業の者もあり此者等に罪なし唯諭吉を知るの故を以て其事を妨げられ其業を奪はれて

は諭吉は恰も人の爲めに罪を作る者にして自から快からず他に對して誠に氣の毒千萬なる次第なれば何卒玉石を混淆せしめず事實擯く可き者は唯其一個人の舉動品行如何に就て御進退被下諭吉の縁故なるを以てすることなき様吳々も御注意を願ふのみならず廣く其筋の朝野へ御説諭を以て穎敏に御保護相願度斯く御依頼申して

第一 其依頼の如く急度御承知被下候哉最も妙なり

第二 此依頼には應ずる能はずとて急度謝絶せられんか歎無據次第なれば夫れにても不苦

第三 依頼に應ずるとも應ぜざるとも申し難し政治上の事は假令ひ懇意の間柄にても深意を洩らす可からずとの事歎是亦無據次第

右三様の内何れにても御紙面にて御回答被下度御回答の何れに出るかを見て老生も亦何とか工風不致ては不叶浮説流言の爲に知己朋友の利害を變動するは見るに忍びざる儀に付御用繁の中をも憚らず御懇談申上候也

明治十四年十月十四日

福澤諭吉

井上馨様

伊藤博文様

註 これ明治十四年の政變に關する質問書であつて、其事の始末に就ては、續全集第七卷「諸文集」中の「雜纂其一」に収録した「明治辛巳紀事」に詳細に記してある。次に掲ぐる書翰は、此質問書に添へて井上に贈られたものである。(編者)

四六 井上馨宛

明治十四年十月十五日付

秋冷深相成候處益御清適奉拜賀陳ば近日官海の變動に付思もよらぬ迂生の身に關しても不思議の事共引起り稀には餘りたわいもなき事にて申すも赤面に不堪程の次第畢竟訛傳誤報に出候事と存候得共或は事跡に顯はれたるものもなきにあらず老臺に於ては兼て迂生の心事御承知の義何故に斯くも間違ふもの哉と不審の餘り別紙相認めさし上候御一覽の上御返事奉願迂生は矢張り今日に至るまでも正直一偏に前説を守り別紙中緊要の事は十ヶ月の其間誰にも語り不申今は唯獨り自から怪しむのみ然るに鹿兒島人杯は様々に説を作り實に法外なる事を申觸らすよし畢竟己が心を以て他を臆測するに過ぎず去迎此輩に向ひ逐一打明けて辨解すべきにもあらず此儘さし置けば際限もなし實に困り果候何とか御工風相願度春來精神を費して「時事小言」を著はしたるも實は世安の一助にも相成殊に老臺杯に於ても或は竊に御満足にこそ可相成と存居候處間違へば間違ふものなり唯今の始末驚入候事に御座候何卒御勘考の上伊藤君と御相談奉願候頓首

十月十五日

論 吉

井上君 侍史

尚以別紙は昨朝認め他人えは見せられず彦次郎へ爲寫候義に付之を知る者は彦次郎一人に御座候此段も爲念申上置候

註 此書翰に添へて伊藤井上の兩人に贈つた前掲の質問書に對し、井上からは左の返書があつたが、伊藤からは遂に何の回答もな

かつた。(編者)

【参照】 福澤先生宛 井上馨書翰

拜復仕候御懸念の趣い細承知致候併爲人守其正道對天地所恥あらんやと相考申候新聞紙設立一件のヒストリー御綴被成御附與一讀仕候大略は右の通り併し第一の主眼とする處漸進を以て設立と云ふ事は申上置候事と存候尤紙中を以て不能盡其子細近日閑日を得候て可申上候間御來杖被下度左候はゞ其節附閑話度候先は貴答迄匆々拜復

十月十六日

馨

論 吉 様

再、第一條の御依頼に付ても只主とする處政治針路同轍に歸する人に候はゞ敢て玉石混交するの理無之候尤實に人情は日に輕薄にて時としては合し或は離るゝは生等不好處に御座候

四七 井上馨 伊藤博文宛

明治十四年十月二十九日付

拜啓益御清適奉恭賀陳ば去冬十二月中大隈伊藤井上三君より公布日誌發兌の儀に付御内談の末本年一月尙井上君と御相談右發兌一切老生にて引受可申旨御約束其節直に著手の用意可然との事にて其心組致居候中井上君は御旅行始終御不在勝なり且發兌に付ては費用の御話も不致ては不叶次第に付度々大隈君へ其趣意相同同君にも著手は隨分急がる

四六—四七 井上馨—伊藤博文宛

五三

る様子にて萬般の手當可致との事なれ共又一方に様々の御都合有之義と相見へ今に々々として日一月遅延相成候も政府の御都合相待居候處何か世論不穩義も承及候に付或は日誌發兌の事にまで變を生ずる様の義は有之まじき哉と不安心に付九月中彦次郎を以て井上君迄相伺候處何れ大隈君歸京の上御左右可有之との義に付控居候中本月中旬の變動就ては右發兌の義御趣向如何相成候哉定て相變り候事とは存候得共今日迄結末の御報知を得ざれば私方に於て誠に難澁の次第有之と申は前申上候通り春來何となく用意致し置既に親友二三の者へは其實情を語り七八の者へは假令ひ之を語らざるも追て斯く々々の事業を授ると申含置候事も有之候處に今更其話の立消へ候ては此輩に向て可申聞辭柄も無之老生は唯壹人中間にはさまりて曖昧なる事を約したるが如く其始を告て終を忘れたるが如く實に朋友の間柄とは申ながら事の成行を察すれば如何にも人を愚弄して傍若無人の舉動致候様相見へ八方より苦情を申立てられて赤面に不堪候固より老生壹人に付ては其心志を勞し物を費したるが如き誠に論するに足らず此位の間違は人間世界に珍らしからず昨是今非人情の常として不問に附すべきなれ共苟も親友に對して偽を行ふたるの姿に相成るの一點に至ては心苦しく存じ候間何卒御兩所様より其理由を明にして諭吉が是まで日誌發兌の爲に其進退を差圖し其方向を左右いたし置たる者共へ辨解の出來候様御取計被下度左候得ば諭吉壹人丈は責任を免かれ恰も其責任を江湖の輿論に讓渡すの姿に相成誠に難有存候

右拜面申上度候得共多事其暇を不得乍略義書を以て申上候間御手数數恐入候得共至急御書面にて御回答奉願候也

十月二十九日

福澤諭吉

井上馨様
伊藤博文様

註 これも明治十四年の政變に關聯して、新聞紙發兌の件が立消えとなつたに就て、其理由を質問せられたものである。(編者)

【參照】 福澤先生宛 井上馨書翰

益御多祥奉敬賀候爾後打絶御疎遠に打過遺憾千萬に御座候陳ば先達以來兩度の御書通に付面語盡其事度段申出置其後多忙に取紛今日迄も空打過段恐縮の至に有之に付來る廿一日午後五時頃官宅迄御出被下度御談話仕度候定て伊藤も同日は參り可申候此段書中を以て草々拜具

十一月十八日

馨

諭吉様

註 以上の如き度々の質問書に對し、井上から右の書翰を以て面會を求めて來たが、先生はこれに對し返事をせず、單に書面の請取のみをやられた。其後又井上は當時大藏省の官吏をしてゐた小浦鏗三郎をして中上川彦次郎に傳言せしめ、近日先生とどこかで面會したいというて來たので、先生は小浦に托して左の書面を井上に贈られたのであるが、遂に面會の運びに至らなかつた。

(編者)

四八 井上馨宛

明治十四年十二月二十五日付

過般來小浦鏗三郎へ御傳言又其前小泉信吉參館の節も様々御話有之由にて承候二氏の申す所に據れば去年十二月以

四八 井上馨宛

五五

降諭吉と大井伊三君と御内談致候事ありしか共諭吉は井伊兩君へ違約したる者なり其故如何となれば兩君は國會開設新聞發兌固より御同論なれ共畢竟漸進の主義たりしに豈計諭吉は之に反して急進に走りたり其證據は大隈が國會の奏議も諭吉の手に成りしものデアロウ三田の社中にて編製したる私擬憲法草案も諭吉の作デアロウ三田の壯年輩が都鄙に喋々したるも諭吉の差圖デアロウ是等の事に付ては金も費したる事ならん其金は三菱より出したデアロウ故に大隈と三菱と諭吉は同穴狐狸デアラウ云々と結局デアロウの四字を以て根據に立たる御考の様に被相伺候又其事跡に顯はれたる所は本年十月外務省の公席に於て近來福澤諭吉の心事舉動は訝しき者なりと明言するに至れり以て御考の果して然るを證するに足るべし抑も大隈の奏議三田社中の私擬憲法又其喋々言論の趣意果して是か非か是れは他日の談として擱き諭吉が之に關して力ありとは何の實證を押へたるや唯其據る所はデアロウの四字に止まるのみ世間若しデアロウを以て臆測を下だすときは疑ふべきもの少なからず否恐るべきもの甚だ多し例へば藤田中野は贋札を作りたデアロウ兩人の外に誰れ彼れも之に關係したデアロウとて遂に一昨年の不體裁を生じたるにあらずや故に方今政府に於て諭吉に對し彼のデアロウの迷夢を拂ふまでは辨解も無益と存じて差控へ唯我大切なる日本國の政府に斯るたわひもなき臆測の流行するを歎息し氣の毒に存するのみ實は諭吉が恰も性急潔癖にて是非共これを辨解せんと欲すれば亦自から其路も可有之哉に考候得共是れも大人氣なし且又社會の爲には是非を論ぜず一日にても無事を祈るの本心先づ々々默止居候義に御座候

右の次第に付近日何れか處をトして御面會は敢て辭せず候得共何卒例のデアロウの範圍外にて御話相伺度然らざれば御話も無益に付御斷申上候或は又少者の舉動に就ては長者其責に任する筈なりとの説もあれども斯くては際限もなき次第例へば政府にても上流の人は自から穩なる考あるにも拘はらず地方縣令其他小役人共の中には隨分言語道斷なる小人説を唱る者も少なからず候得共是迎上流の長官をして其責に任せんとするは無理なるが如し故に此責任の事に付ては朝野其趣を同ふするものと云ふべし

右所記の意味御了解被下候上ならば何時にても御都合次第御逢申度存候唯目下私方の急と申は過日來兩度書面さし上其御返事を伺ふて後に當春以來の始末は今日斯の如くなりしぞと明白に友人共へ披露出來候様相成候得ば夫にて満足に御座候夫れは扱置此度の事は畢竟政治上に關し何か議論がましく候得共是れは公の論なり公論を以て私の交際を破るべからざるは飽くまでも心得居候義私の緩急相助け禍福相喜憂するが如きは勿論の事幾久しく御懇親奉願候右申上度尙委細は小浦より可申上御聞取被下度候

十四年十二月二十五日

論 吉

馨 様

四九 井 上 馨 宛

明治十六年五月十三日付

春暄の時節益御清適奉拜賀陳ば此度政府にて官報日誌御發行相成候よし就て小生の記憶を喚起したりと申すは餘の義にあらず明治十三年十二月下旬大隈氏の宅にて主人並に井上伊藤二君の御同席にて官報新聞紙發兌の義御依頼相成其後彼此と思慮致候得共様々不都合の義有之のみならず政府施政の針路如何を知らずしては新聞發兌も無益小生も却て迷惑なる次第に付十餘日を経て明治十四年一月初旬靈南坂の尊宅へ罷出右御依頼の義不本意ながら御斷り申上候處

四九 井上馨宛

五七

其節の御話に政府の針路と申は斷然國會を開設するの内議に付其旨に従て新紙も發兌盡力可致との事に付小生も始て政府に國會開設論あるを承り且驚き且感じ左様の事ならば小生も書生の身を以て新聞の事御引請可申とて固く御約束申し且個様の大事に付ては決して御違約等無之旨御明言も有之旁以頗る其用意致し又可致との御話に従て懈怠なく罷在候處同年十月中旬大隈氏は頓に辭職加之老臺御直轄なる外務省に於て諭吉の心事舉動は怪訝など、の公言實に驚入候次第に付其節老臺並に伊藤氏御連名に當て一書を呈し書中所陳の次第相違なしとの御返辭は得たれ共一昨年来甚しき御違約相成候頭末に付ては今日に至るまで毫も御説明無之不本意の事に存候抑も前節大隈氏の宅にて御依頼の次第と云ひ其後の成行と申し全く私事にあらず在內閣の資格を以て御談しの事なれば假令未だ世に發表せざるも其事の性質は則ち公なり公の事にして初を語り其終の局を結ばざるは極て不都合況や假令ひ強て之を私とするも苟も君子の交際に於て特に違約等致まじくとまでに明言したるものを曖昧の際に抹殺するが如きは徳義上に出来まじく何卒其邊御勘の上一封の御返書を願度即ち明治十三年十二月以來新聞紙發兌に付御囑托の義は云々の譯にて御取消相成候とて其云々の次第詳に御報知被下度事然る上は小生は其次第を以て社友其外へ明白に可致存候

又一昨年十月外務省にて上野大輔（即外務卿の代理ならん）が近來福澤の心事舉動は訝しと申たるは全く無證據の作説なりしや又は實に公席に明言すべき程の實證ありしもの乎御報被下度官省の一言は九鼎より重し決して等閑に附すべからざるものと存候

右要用のみ申上候間至急御回報奉願候也

五月十三日

論 吉

馨 様

註 政府に於て「官報」を發行することになったとき、先生は明治十三年以來の新聞發行云々の件に付、回答を促されたのであるが、遂にこれに對しても返事はなかつた。（編者）

五〇 井上 馨 宛

明治二十五年八月二十四日付

殘暑強候處益御清安奉拜賀候陳ば此生は御存じも可有御座哉岡本貞熊と申舊小田原藩士弊塾出身多年來交詢社に居て時事新報に従事致候人に御座候就ては差掛り是れと申要用も無之候得共折々參上伺度義も有之申上度事も可有御座御閑暇の節は御逢奉願度從來卒直の性質何事を御話被下候ても決して御掛念の義は無之吳々も御教示奉願候い才は本人より可申上御聞取可被下候右は岡本の所望に任せ添書一筆勿々如此御座候頓首

二十五年八月二十四日

論 吉

井 上 先 生 侍 史

尙以先日一寸中上川彦へ傳言致置候義有御聞被下候義と奉存候

五一 井上 馨 宛

明治二十六年十一月十五日付

秋色深く相成候處益御清安奉拜賀候陳ば過日美濃大垣の金森吉次郎拙宅へ參り語次故所郁太郎の事に及び色々當時の事情を承り感に堪へざる其中に同人は大阪緒方の門人とありされば小生は緒方の塾に居る中前後時を異にして面識

五〇—五一 井上馨宛

五九

こそなければども同門子弟に相違無之或は近日同人の爲め建碑杯の御企も有之よしに付ては可成丈け履歴を詳に致度存じ段々舊同窓の者へ承合せ静岡の柏原學而氏が最も所に親しくしたるよしに付手紙を以て尋遣し候處返書到來色々相分り候義も有之今朝舊御同藩の手塚猛昌氏來訪に付同氏へ托し尊宅へ持參致候やう頼置候に付明日中には手塚より差上可申御一覽被下度唯右書中に所は二條にて暗殺とあるに引替へ金森吉次郎氏は長州山口にて病死と云ふ甚だ惑ふ次第なり或は京都の藥店丸元の方を詮索したらば可相分哉尙柏原氏の許へ尋遣候積に御座候右要用のみ申上度勿々如此御座候頓首

二十六年十一月十五日

論 吉

井 上 先 生 侍 史

五二 井 上 馨 宛

明治二十八年四月十三日付

其後は打絶御無音仕候時下春暖の好時節益御清適奉拜賀去年來は實に不容易御心勞時々御様子は傳聞如何にも御察申上候次第唯々過勞を御用心健康專一の御事に奉存候毎度伊藤欽亮より御文通も申上又高見龜も特別の御愛顧に預り候よし誠に難有今後共尙宜敷御指揮奉願候扱又爰に一場の俗談を以て清襟を煩はし候は兼て高見などよりも略御耳に入れたることも可有御座哉明治十五十六年の頃朝鮮より大勢の學生渡來其節萬般の監督致候は金玉均にして學資其他に付小生の手より餘程貸しに相成居候得共十七年の變亂後今日に至りては事既往に屬して敢て其返辨を促すの道も無之唯記憶に存するのみ何の證據もなければ致し方なくて實は内々絶念致居候處此度不思議なることにて明白なる證書を

得たり依て其證書の寫しと之に附するに小生の記憶書を以てして高見龜の許へ差遣置候間若し御閑暇の時も御座候はば同人へ御逢を許され御面倒ながら一應御聞取の上若し出來候事なれば如何様にも御取扱奉願度此一事小生畢生の願と申にも無御座候得共老書生の身には不相應の大金を空ふするも愚なりと存じて試に申上候次第萬般の御經營御多忙の御中にケ様の事を申出し眞實恐縮に不堪候得共他に更に方便を得ず何卒あしからず御承引奉願候右御禮旁願用まで勿々如此御座候頓首

二十八年四月十三日

論 吉

井 上 先 生 侍 史

尙以朝鮮の學生も御盡力を以ていよ／＼渡來のよし弊塾にては夫れとなく準備致居候其教授法取扱法に付ては時々伺も可致候得共御意見の所は無御腹臆被仰下候様奉願候以上

註 此時井上は駐韓公使として京城に居た。尙ほ此事に就ては此年飯田三治、鎌田榮吉、高見龜等に贈れる書翰、竝に續全集第七卷「諸文集」中の「雜纂其三」に記載せる「朝鮮人へ貸金の記憶書」を参照のこと。(編者)

五三 井上從吾右衛門宛

慶應三年十月二十六日付

昨日は早朝より罷出御用多の處御妨仕恐入候扱其節内々御話申上候荷物の一條今日も尙承候處小野友五郎義明後二十八日京師へ出立も可致哉の由若し同人出立いたし候ては留主中事の理非曲直は姑く舍き何事も留主に不相分と申場合相成到底落著致間敷哉甚心配仕候間如何にも御手數の段恐入候得共是非共同人在府中否哉の義相分候様仕度若し

五二 井上馨宛 五三 井上從吾右衛門宛

又亞行中私に罪状も有之候はゞ甘じて其罪に伏し可申荷物に罪は有之間敷罪の有無に拘らず一應の挨拶も不致他人所
有の品を差押候義士官たる者の可致處置に無之旁以昨今の中友五郎出立不致前に黑白相辨じ御書籍は勿論序
を以て私日用の品物までも取返し申度候何分にも宜敷御周旋奉願候此段爲念申上置候頓首

十月二十六日

福澤諭吉

井上從吾右衛門様御内様

註 慶應三年先生が第二回の渡米より歸られた際、一行の長官小野松本兩人の申立により、外國奉行から謹慎を命ぜられると共に
彼地より携へ歸られた原書入りの荷物を差押へられたので、紀州藩の有力者で當時公用人のやうなことをしてゐた井上(維新後
名を從吾と改む)に周旋を頼んだものである。續全集第七卷「諸文集」中の「雜纂其三」に記載せる「第二回来行歸朝後謹慎を
命ぜられし際の辨明書」参照。(編者)

五四 今井喜治郎宛

明治二十九年六月八日付

揮毫の事に付度々御催促何れ認め可申候得共實は老生の氣のすゝまぬ事なり會て御遣しの絹地もあるよし疾に紛失
せしことならんれども絹は拙宅にもあるべし何れ其中に認めて可差上存候勿々拜答

二十九年六月八日

諭吉

今井賢契 梧下

五五 今泉郡司宛

文久二年五月八日付

愈御清適被成珍重不斜奉拜賀候隨て小生義無異先月朔日當所著御用向も大抵相濟四五日中和蘭へ參り候手續致候各
國滯留の見積左の通り

和蘭滯留

五月中

プロイセン同斷

六月十五日まで

魯西亞同斷

七月十五日まで

魯西亞よりホルトガルまでの航海

十日を要す

ホルトガル滯留

十五日 即八月十日まで

ホルトガルより佛蘭西に歸る航海

五日を費す

佛蘭西へ再滯

二十日 即閏八月五日まで

佛蘭西より日本歸り航海

三ヶ月

右の積にて十一月五日歸府相成申候併此は極寬に見込の所にて歸途佛蘭西杯へは迎も二十日は滯留不致且歸航海も

三ヶ月はかゝり不申候に付十月には歸府可致奉存候左様御思召可被下候

歐羅巴在留中段々外國の事情も探索いたし大に益を得候事も有之何れ歸府の上は

御屋敷へ建白仕候積に御座候色々有益の器械書類も相求め度候得共何分金子不足にて不任心底併書物丈け充分相調
江戸御在所へも不自由無之様仕度積にて勉て他の買物は儉約致居候江戸出立の節は三百金計持參致候得共外國物價高
直一事一物を調へ候毎に實に驚愕致候譬へば洋酒四合計り一瓶相調候にも二ドルラル(一兩二分)履壹足五ドルラル

(四兩計り)諸品之に準じ百兩位の金は立どころになくし申候
 一當三日森山多吉郎著本邦の様子承知仕候正月十五日の騒動も先月十五日あたり新聞紙にて承知致居尙又此節委敷義
 は存不申候得共江戸橋八丁堀邊出火の由
 御屋敷は無事と奉存候

一例の如く御家中他れへも書狀指出不申宜敷御傳聲奉願候

太夫	御用人	彦三殿	犀藏殿	文三郎殿
衛介殿	文助殿	純平殿	庄藏殿	古田
古川	南摩	大西	周藏	

右の外誰にても宜小生の噂致候人へは御傳聲奉願候

五月八日 ロンドンにて

論 吉

郡 司 様

註 幕府の遣歐使節に随つて歐洲巡遊中の書翰。(編者)

五六 池 善 平 宛

明治六年九月十四日付

九月六日の御狀相達し拜見小生中津留別の書活版御摺立加能兩國の小學生徒へ御遣し相成度付此方さし支の有無
 御報可致旨承知いたし候此迄世上に偽版者多く嚴敷探索いたし毎々政府へ訴候事なれども畢竟私の利を射るが爲め人

の著述を盗む者を惡むのみ此度の一條は出版の前に御掛合相成り事に順序あり且活版を以て御摺立其書を買利を取
 るにあらずして却て費を顧みず小學の生徒へ御惠贈相成候趣誠に美なる思召なり小生方におゐて右留別の書は上本致
 候ものにもあらず何もさし支の筋無之候間御書面の通り官許の上御摺立兩國の生徒へ壹冊づゝ御惠投相成度此一事少
 しにても世の益に相成候はゞ小生は心を費し君は金を費し日本國人たる職分の萬一を盡すもの乎御同前に喜ぶべき事
 なり右貴答申上度早々頓首

九月十四日

福 澤 諭 吉

池 善 平 様

尙以彼の留別の書傳寫の誤はなきや篤と御校正被下度

註 池善平は加州金澤の出版書肆「中津留別の書」は續全集第七卷「諸文集」中の「雜纂其一」に記載してある。(編者)

五七 石 井 謙 道 宛

明治十年十月二十七日付

寒氣相増し候處益々御清安奉拜賀其後は無申譯御無音御母堂様始皆々様御機嫌能被爲入候義奉恐察候小生義も當夏
 來兎角不快勝にて海水浴温泉等度々出養生此節は先づ全快の様相覺候得共いまだ讀書も十分に出來不申候何分懶惰に
 て右の御無音不惡御承引奉願候

此人は島津祐太郎と申中津の士なり舊同藩の中にも兼て別段の懇意先頃まで參事杯相勤洋學に志篤く一藩の標的
 とも相成べき正直の人物に御座候然處三五年來病氣にて田舎の治療に任し有之候得共其病因を察し定る醫も無之投藥

五六 池善平宛 五七 石井謙道宛

六五

の不行届は勿論當人は固より分を安んずる人なれば不如意の中より金を費し老病を救んより寧ろ子弟の洋學執行に其金を費し度との素志のよしに承及候併小生始小幡杯は骨肉の縁も有之右の情實を傍觀するに不堪何卒治療の叶ふものならば一日の命をも延し候はゞ本人一己の幸のみならず中津一藩少年の裨益を成すことも多かるべく就ては是非共大坂迄出張在留の洋醫に一診を乞ひ候様可致旨此度申遣し候義に御座候右の次第に付自然同人義出阪いたし候義御座候はゞ差向兄の御旅宿へ相伺可申候に付洋醫診察尙又其上の服藥法等可然御取計被成下度奉願候

當人事中津にては相當の祿も有之赤貧と申には無之候得共天下一般今の士族なれば産は餘計あらざるは勿論に候間前段相願候診察等の手續も可相成だけ金を費さざるよふ御含奉願候去迎またあまり見苦しく他人の憐を乞ふも兼て本人の意にあらず其邊の義は幾重にも御含置宜敷様御差圖奉願候右願用申上度早々頓首

十月二十七日

福澤諭吉

石井謙道様

尙以先日は御令聞様より荆妻に御手紙被下難有奉存候家事に取紛いまだ御返事も不差出宜敷申上吳候様申聞候文部省も一變先日島村氏へ面會の處兄の御歸府もいまだ不分明のよし出来るものならば早く御歸被成度學校の事も物論喋々ナングカわからず何分にも私塾の方よろしと申事追々人の口にかゝり候病院も同様なり此間肥田玄其御地學校の全權にて罷越候小泉も兩三日中同斷出阪同人えも申談候義大阪の學校も病院も早く政府の手を離れ政府へは唯金斗り出させ校と院との權は平人の手に握るべし此利害得失の分らぬ役人は取るに足らず再三再四説て聞かせるがよしと相話し候事に御座候尙又御勘考の上早く政府の手を切り候やういたし度日本國の爲めに所祈

候以上

註 此書翰は島津祐太郎宛同日付の書翰に同封して贈られた添書であるが、島津はこれを使はなかつたやうである。(編者)

五八 石井甲子五郎宛

明治二十九年二月六日付

拜啓近日は餘り御出社なきやうなり御病所にて有之哉過日來の御起稿甚だ妙なり何卒御勉強被下度老生も次第に老却恃む所は後進生あるのみ随分共御助力奉願候何か御話の事も御座候はゞ私宅へ御出被下度ゆるゝ御目に掛り可申存候桃介も今熱海に在り四五日中には一寸歸來の積に御座候右申上度匆々

二十九年二月六日

諭吉

石井様机下

五九 石河幹明宛

明治二十二年一月六日付

拜啓仕候益御清安奉恭賀陳ば此度は御婚禮首尾能被爲整誠に目出度幾久しく御歡申上候隨て此品輕少の至候得共御祝儀の印まで拜呈仕度御收納被成下候はゞ難有奉存候右御祝儀申上度早々如此御座候頓首

二十二年一月六日

諭吉

石河幹明様梧下

尙以妻よりも御歡吳々も申上候様申聞候未だ御目には不掛候得共御新婦様へ宜敷御致意奉願候以上

五八 石井甲子五郎宛

五九 石河幹明宛

六七

六〇 石河幹明宛

明治二十二年三月五日付

拜啓仕候陳ば老生義兩三日來風邪の如亦風邪にもあらざるが如く何分にも氣分常に異にして殊に執筆推案に面白からず兩三日間百事を打すて保養致度存候に付ては社説の義今日明日の分は有之明後日より彼の教育犠牲の説を用度唯今二編出來跡の處早々御遣し被下候様奉願候右要用のみ申上度い才は一太郎より御話可仕奉存候早々頓首

三月五日

論 吉

石河様 机下

六一 石河幹明宛

明治二十三年十二月四日付

原稿二片拜見致し候然ば過日御遣しの人望論一編は山縣が議院にて施政の方向を演説したる後にては少々面白からず依て今朝御歸後少々筆を加へて編輯局へ送り明日は減租論の第三編を出さずしては不都合なるべきゆゑ明後六日の紙上に人望論を出し度と申置候就ては此二編は人望論の跡にするか或は國會前途の後にするか前にするか何れ編輯日割の都合に可致存候石申上度勿々頓首

十二月四日

論 吉

石河様

六二 石河幹明宛

明治二十五年五月十九日付

新議會召集の一編甚だ妙なり直に御掲載可被下候
扱今度提出の議案監獄費の如き緊急勅令の如き固より前のまゝに出すこと當前なれども鐵道買収杯は少しく趣を改めて提出致度議員にも自から意氣地あれば前會の通りを今度は其まゝ通過せしめたりとありては男が立たぬと云ふやうな意味も可有之候間そこは政府も通人を氣取りて何とか少々趣向を改め前會は云々なりしがゆゑに拒絶したり今度は云々なるゆゑ通過せしめたりと聊か議員等へ花を持せ度其邊の意味にて明日も一編御筆奉願候勿々頓首

十九日

論 吉

石河様

六三 石河幹明宛

明治二十五年九月二十七日付

拜啓仕候陳ば此生は伊藤宜七と中山形縣の豪農一昨年本塾を卒業して文才もあり餘程慥なる人物なり今度居村の利害に關する事件の爲め出京何か内々御話申上度義有之一度御目に掛度よし申聞候に付其望に任せ態と一書を呈し候何卒御閑の時に一寸御逢被下度い才の事は本人より可申上御聞取奉願候右伊藤氏の依頼に任せ添書まで勿々如此御座候頓首

九月二十七日

論 吉

六〇—六三 石河幹明宛

六九

石河様

六四 石河幹明宛

明治二十七八年頃十月二十九日付

改めて申には無御座候得共小生も年漸く老し聊か氣樂にして殘年を消し度にては新聞の社説常々御苦勞御氣の毒に候得共尙一層御勉め被下度就ては菊池氏も筆端尙未至らざる所多けれども行々は必ずものになり可申被存候間同氏へも勉強するやう被仰合何卒老生をして閑を偷しむるやう吳々も奉願候餘は附口頭候頓首

十月二十九日

石河様

註「菊池氏」とは菊池武徳のこと。(編者)

六五 石河幹明宛

明治二十九年二月十八日付

昨十七日の御手紙今朝相達し拜見仕候列國開議の説暫く見合云々の來示至極の事に奉存候態々御尋にも不及宜敷御取計可被下候

當地に参り座敷も廣き處を占め候誰れにても宜敷御來遊被成度熱海へ桃介を呼びに遣候今午時参る筈に御座候右御返事まで匆々頓首

二月十八日

論 吉

石河様

註 朝鮮國王の露國公使館へ潛幸事件のあつたとき「時事新報」社説に關する打合せの件。(編者)

六六 石河幹明宛

明治二十九年二月二十二日付

朝鮮を全見捨るは少々殘念なり故に其文意を曖昧にして別に對馬の一條を掲げて外交官に口實を與へたり御覽の上好くば明日の紙上に掲げ度奉存候能々御相談可被下候不一

二十二日

石河様

論 吉

註 前註参照。(編者)

六七 石河幹明宛

明治二十九年三月六日付

社説原稿五片差上候宮本氏の文甚妙なり此趣向にて簡單なる事を記せば本人の爲めには易くして讀者には分り易し巧ならんとしてグタク論ずるよりも少し淺薄にても苦しからず事を簡にし文を短くして手取り早く分るは何寄の事に存候同氏もこれを始めとして勉強するやう御獎勵被下度老生は甚だ頼母しく存候匆々不一

二十九年三月六日

石河様

論 吉

六四―六七 石河幹明宛

六八 石河幹明宛

明治二十九年四月十四日付

此原稿論旨は宜しけれども昨今の風聞に板垣入閣とあるに付ては少々立言を變じたし板垣の入閣如何は差置き自由黨の多人數を官に入る可きにあらざれば一時の彌縫策として其者共に實業の地位を授けんとするよしなどの口調に致し度原稿御一覽の上可然御刪正被下度奉願候拜具

四月十四日

論 吉

石河様

六九 石河幹明宛

明治三十年二月十日付

此人は舊塾生川村亨と申先年獨歩にて暹羅へ參過日歸來様々の記事多し社員の中誰れにても親しく接して之を聞取れば自から新聞紙上の材料たるべし兎に角に此手紙を携て社に參るやう申聞候間直接に御問答被下度候要用のみ匆々不

三十年二月十日

論 吉

石河様

七〇 石河幹明宛

明治三十年三月十一日付

英の義勇隊がクリートに出掛けた英政府の知らぬ筈はなし知て知らぬ風をすれば政府も少し臭いやうだ

扱義勇が實地に出掛けて希臘人に力を合せたそこで列國も黙て居られまい先づ英政府に照會してお前の國民が飛んでもない處に出掛けて平和の邪魔になるから之を引取るやうにしろと迫る英は之に答へて義勇は政府の兵にあらず一種の壯士輩のみ政府の知る所に非すと云はん列國は其手は喰はぬぞいよ／＼英政府の知らぬ浮浪の徒ならば列國の力を以て之を打殺すが夫れでも差支はないかと押返すと英政府も宜しいとは答へられぬ浮浪でも何でも英國の民なるからは之に手を附けることは不相成果して列國の奴等が手を出して見ろ英政府は正面より之を防ぐぞとて遂に大變が持上がりはせぬか是れはほんの想像にして且つ其列國は英を外にして悉皆同一致し居るや否やいよ／＼大事に及んで敵味方は如何様に分るゝならん

故に今日は先づ此電報を見ていよ／＼ほんものになるかならぬか内済になればどうおさまるか破裂すればどう破裂して敵味方はどう分かれるか刮目して見る可し事海外萬里に在りと云ふも日本の貿易上にも中々さしひびきは大きなり輕々看過す可らざる所なり云々

凡そ右の意味にて一社説は如何昨日の電報は時事新報の好き手際なり尙一説を加へて出したらばます／＼妙ならんと存候

三月十一日

論 吉

石河様

六八―七〇 石河幹明宛

七三

七一 石河幹明宛

明治三十年三月二十五日付

昨日は朝鮮公使との分らぬ話に殆んど終日を費し今日は同國學生を集めて馬鹿くしき説法旁以社説校正遅く相成候則爲持差上候間宜敷御取計可被下候勿々頓首

三月二十五日

論 吉

石河様

七二 石河幹明宛

明治三十年四月二十五日付

過日來御來遊もあらんと御待申上居候處に土希の事出來面白しとは申ながら御迷惑奉察候何卒閑を偷て一寸にても御出被成度奉存候

文部の一説校正差上候此類のものは御示しに不及直に御掲載可被下候

菅了法さんより別紙申參候宜敷御取計被下尙誰れかに御差圖返書差出候様御取計可被下候

右用事のみ勿々頓首

四月廿五日 福住にて

論 吉

石河様 几下

註 箱根逗留中の書翰。「土希の事」とはクリート島事件を指す。(編者)



七三 石河幹明宛

明治三十年六月二十四日付

對外前途甚妙なり此長きものにて大體を示し置次第に論ずる所あるべし色々腹案を講置候間今晚にても明朝にても一寸拙宅へ御立寄可被下候今日出社と思候處塾にて寫眞を取ると申其跡にて少々用事有之不得其義何卒御出入の節御出奉願候勿々不一

六月二十四日

論 吉

石河様

七四 石河幹明宛

明治三十年七月二十一日付

口 上

明朝出宅靜浦へ參り候積り御同行は如何哉社説も今日二つ出來居この一週間は宜し又今回御出張中も出來可申御考の上御返事奉願候

堀江氏も同道なれば妙なり此人も折々は養生大事と存候

明朝は可相成は六時の汽車にてひるまへ靜浦へ著候やう致度或は後れて十時にするも不苦唯六時なればべんとうなしに參るの都合なり

右申上度勿々頓首

七一―七四 石河幹明宛

七五

七月二十一日

石河様

六時の汽車は急行にて極めて早し之も試度存候い上

註「堀江氏」とは當時時事新報記者をしてゐた堀江歸一のことである。(編者)

七五 石河幹明宛

明治三十年十一月九日付

今回の政變を概評すれば薩閥の決断なり我輩は薩とも云はず長とも云はず唯活潑に政事を行ひさへすれば夫れで宜し政變の活潑果して大決断とあれば今後の施政の實際必ず活潑ならん誠に妙なり或は薩人に文明の思想なしと云はんかなれども之に随従する後進生の中には自から人物もある可し兎に角にテキパキ遺て貰ひたいよ〜テキパキヤラカセバ決して薩人を嫌ふに非ず左れば今度の政變に付人の進退を颯々とヤラカシクヤウナ其手際の通りに萬般の施政を勇らしく断行して天下の耳目を新にす可し其方針にして文明進歩の實を誤りさへせねば我輩は大賛成を表する者なり薩人は田舎者にて迎も役に立たぬなど豫め想像して豫めわらく云ふやうなことは不致大工はリウ〜仕上げを見んと欲するなり

凡右様の方針にて紙面の方針を定め漫に今度の新内閣を冷かすやうな事は無用に致し度わらくすると時事新報が政黨新聞と認めらるゝの憂あればなり

右申上度匆々頓首

十一月九朝

石河様

論 吉

今早大阪を出發山陽鐵道の行かれる處まで参り直に引返す積りに御座候

七六 石河幹明宛

明治三十年十二月二十五日付

校正差上候解散云々の説は今日の實況に従ひ宜敷御取捨被下度兎に角に議會の事實を突留めて然る後に御掲載可被下候匆々頓首

十二月二十五日

石河様

論 吉

七七 石河幹明宛

明治三十一年一月三日付

浮世談二編差上候尙引續き三編ばかりも可有之都て社説にして宜敷候得共昨今急を要する社説も多きゆゑ然るときは一日二社説と可致存候宜敷御取計可被下候い上

三日

石河様

論 吉

七五―七七 石河幹明宛

七七

七八 石河幹明宛
北川禮彌宛

明治三十一年三月八日付

日本鐵道會社の不始末は重役共の怠慢に相違なければども此際一筋に重役輩を責るのみにして同盟者を歓迎するは甚だ面白からず筆端は痛快なるに似て洒落には宜しけれども日本全國工業の利害を考れば同盟罷工決して恕すべからず要は唯諸會社を警めて事を未發に防ぐの法を講ぜしむるに在り苟にも世間の青年書生に倣ひ罷工を見て拍手稱快の愚を爲さざるやう御注意可被下候勿々頓首

三月八日

論 吉

石河様
北川様

七九 石河幹明宛

明治三十一年六月十日付

今日の議場の模様を見て明日の紙上に一説を記し度例へば地價修正を行ふて地租案を通過せしむるが如きは農家の大混雜を犠牲にして政府の我意を押し通さんとするものなり

或は百事成らずして解散か是亦何の事だ解散は單に議員を苦しむの武器と思ふな之が爲め日本國中に何百何千萬の金を費して國の損亡なり一國を料理する者はコンナ馬鹿毛た事を行ふ可らず

要は唯此日本の政府を政黨内閣にするか超然内閣にするかの一問題に歸するのみ度胸の狭い元老輩なりと罵倒し盡し度存候

此社説は校正を要せず御隨意に御認可被下候

十日

論 吉

石河様

別紙も出して宜し御一覽可被下候

八〇 石河幹明宛

年未詳五月?十日付

兼て御話申上候通り何れへか東海道を向て旅行致度明日晴雨に限らず出發可致午前か午後か何れにても不苦鬼に角に明朝御支度被成度御待申上候勿々拜具

五月十日

論 吉

石河様

八一 石河幹明宛

年未詳六月九日付

追々御暑さに相成候處いよ御機嫌能被爲入御目出度奉存候左様御座候得ば來る十一日私宅にて友達打寄素人音楽會相催し候積りほんの素人ばかりにて御なぐさみにも相成間敷候得共御ひまに被爲入候はゞ同日午後六時半より

七八 石河幹明—北川禮彌宛

七九—八一 石河幹明宛

七九

御出の程願上候何も御構申上候事は出来不申食事の用意さへ不仕唯鳴物を御聞に入候までの御事に御座候御繰合御入
來被成下候はゞ難有奉存候此段御案内申上度あらゝかしく

六月九日

福澤いと
同みつ

石河幹明様
同御奥様

註「いと」は先生の嗣子一太郎夫人、「みつ」は第五女で、此書翰は先生の自筆に係るものである。(編者)

八二 石河幹明宛

年未詳八月三十日付

岩手日報社長上村氏唯今來訪郵税全廢の話あり何卒一寸御逢ひ同氏の意見御聞可被下候勿々頓首

八月三十日

論吉

石河様
共外様

八三 石河幹明宛

年未詳十九日付

今日久松町明治座の芝居に參候茶屋は花屋なり何卒御出相成度開場は朝十時正味間違なし早々御出奉待候い上

十九日

論吉

石河様

花屋には電話もあり

八四 石河幹明宛

年未詳十九日付

今日久松町明治座の芝居へ參候に付社説も既にあり一日御遊被成度茶屋開場は正十時なり此段申上置候也

十九日

論吉

石河様

先刻御宅へも使を差出置候得共行違もあらんと存じ爰にも一書殘し候

八五 石河幹明宛

年未詳二十九日付

今朝少々新らしき事を聞込候に付原稿の末段を少し改めて昨今時情に持込み候い才は拜眉詳に御話可仕候勿々頓首

二十九日

論吉

石河様

八六 石川 信宛

明治二十五年? 四月十一日付

御類焼燻々御當惑の儀奉察候早速御見舞可申上の處御承知の通り三田も同日同刻出火拙宅は幸に免かれ候得共昨來非常の混雜に取紛れ不能其儀別紙一封輕少なから御見舞の印拜呈致候御轉居等の一助とも相成候はゞ本懐の至に奉存候何れ拜眉萬々可申上候得共不取敢御尋問まで匆々如此御座候頓首

四月十一日

諭 吉

石川 様 机下

八七 石田友吉宛

明治二十八年十二月二十七日付

本月二十三日の華翰拜誦陳は馬齡邊曆の壽賀とて御祝し被下殊に御心入の白木綿御惠投に預り芳情謝するところを知らず唯御禮申上候のみ老生も追々年をとり候へ共幸に無病近年は攝養專一に致居候別紙一片御目に掛け候御笑可被下候右御返詞に兼て御禮匆々如此御座候頓首

二十八年十二月二十七日

諭 吉

石田友吉様 几下

八八 石黒 磐 宛

年未詳七月十一日付

昨日も御來訪被下依舊匆々失敬御免可被下候陳は尾州名古屋の新聞社愛岐日報に記者一名所望月給は貳拾圓位と申義極て好地位には無之候得共若し思召あらば試に御周旋可致一度地位を得て世人も其技倆を知らる上には又如何様にも進退出來候ものなり篤御勘考可然被思召候はゞ至急拙宅へ御出被下度奉希候要用迄早々頓首

七月十一日

福澤 諭 吉

石黒 磐 様

八九 石黒重熙遺族宛

明治二十九年四月二十一日付

口 上

昨夜當地秋琴樓に止宿宿の主人と語次今度の戦争に大尉殿御討死目下御遺族様方の事情等傳承直に御見舞にも罷出度候得共旅中匆々不能其義就ては別紙壹封(金拾圓)誠に失禮の至に候得共拜呈仕度御靈前へ御供被下候はゞ難有奉存候い才は樓主人へ申置候御聞取可被下候拜具

四月二十一日 秋琴樓にて

福澤 諭 吉

石 黒 様 御遺族御中

九〇 石坂專之介宛

明治十四年十一月二十三日付

其後は打絶御疎濶三五日前須田辰次郎の一行歸京久々に近況を詳にせり爾來益御清寧の由實は前年の病症御歸郷

八六石川信宛 八七石田友吉宛 八八石黒磐宛 八九石黒重熙遺族宛 九〇石坂專之介宛

の後も如何哉と御案じ申居り一昨年小泉信吉御巡幸御供の節御目に掛候旨承り御全快と存居候上に又々此度は須田の便彌以て大丈夫なる御容體誠に喜欣に不堪候實を申せば數年前の御大病連も御全快はと効に期したる程の次第畢竟十分の御養生にて唯今の御健康感服の至に存候

來春暄氣の時節には或は御出京も可相成よし悦で御待受申候何卒久々にて御目に掛り度本塾も依舊相替事無之近來は生徒の數も非常に増加濱野門野其外數名□□(二字不明)勉強萬事都合宜敷御安心可被下候此段御全快の御歡旁申述度早々一書を呈し候拜具

十一月二十三日夜

論 吉

石 坂 賢 契

尙以追々寒氣の時節に相成殊に北地は雪深き由幾重にも御保養專一奉存候

九一 飯田平作宛

明治十四年?八月二十九日付

中島氏は上方行未だ歸來せざるや或は歸京との噂も有之候得共様子不相分夫は扱置島村預り金の儀十日計り以前長與へ面會の節も色々話有之島村の方にて金の始末も出來可申哉との事に付此方には何時もさし支なく返却可致様申置候間御用意有之度又島村の口のみならず可相成は舊出版社の事は次第く片付度は無論の義に付周藏又は弊家杯へも厳しく掛合入金の様御處分被成度周藏の口上に福澤にて不急の旨申居りし杯遁辭を設候よしなれ共固より左様の言可存にもあらず昨今世の不景氣と申は事實相違もなき事ならんと存候得共借用の金は粉骨碎身しても返すべき筈なり

是非共著手致度事に御座候何は後にするも島村の金はさし向候事に付如何致候哉中島氏彌以歸京の事ならば至急御相談被下度小生も病氣何分にも全快の場合に不至色々を思出して不愉快に不堪島村の一口にても見苦からざる様いたし度所望に御座候右要のみ申上度餘は拜眉の時に附し候頓首

八月二十九日

論 吉

飯田平作様

註 慶應義塾出版社の會計整理に關する件。島村とは大阪緒方塾以來の先生の親友島村鼎甫のことである。(編者)

九二 飯田平作宛

明治十四年?月未詳十九日付

島村の未亡人今朝印形持参いたし候婦人の一念切迫なり何卒中島氏へ御話し不都合なき様御取計被下度多事の中に毎度婦人と話しも面倒なる次第御推察奉願候早々頓首

十九日

九三 飯田平作宛

明治二十七年?八月十一日付

昨夜留主宅より電報到來中村叔母様御事御長逝のよし實は昨朝湯本滯留中上川の方への電報に卒中風云々にて姉は直様歸京致し候義其後如何と心配致居候處に昨夜の計報今更驚入候事に御座候彦次郎氏不在中萬事御擔任御苦勞の段奉察候中村方も唯今の姿にて何事も手廻り申間敷就ては金貳拾圓御手許迄差上置候宜敷御取計被下度老生は貞吉の不

九一―九三 飯田平作宛

幸後娘孫の世話にて一入疲勞昨今聊か養生中に付歸京不致御葬式には一太郎を差出候積りに御座候い才は今日歸京可致候家僕萬藏より可申上候早々頓首

八月十一日 塔澤にて

論 吉

飯田 平 作 様

九四 飯田 平 作 宛

明治二十九年五月四日付

拜啓益々御清安奉恭賀陳ば當五月八日は亡母二十三回忌正當に付拙宅にて法事相勤候積り御差支も無御座候はゞ同日午後御來駕相願度奉存候右御案内申上度勿々如此に御座候頓首

二十九年五月四日

福 澤 論 吉

飯田 平 作 様 梧下

九五 飯田 三 治 宛

明治十七年四月十七日付

一昨日次で昨日兩度電報を以て在長崎金玉均の許へ生徒の始末に付掛合候得共何の返事も無彌以生徒は放却し去るの策ならん就ては生徒より金へ直に電信を以て掛合候ては如何と存候御考へ可被下候

四月十七日

福 澤 論 吉

飯田 三 治 様 要用

註 朝鮮人留學生に關する件。(編者)

九六 飯田 三 治 宛

明治十七年?六月一日付

朝鮮生徒も今の如く相成候上は之が爲に金を費す事も出来不申實は生徒の爲にも不利と存候得共金なしの輩氣の毒ながら如何ともすべからず就てはさし向御手許の御都合如何何れなにか仕事を見出す様致度候得共是とても當節柄好機會も少し先づ拙家々計の中より別封さし上候間如何様にか御凌置被下度實は澤山さし上度候得共近來百方の不都合唯今の處にては米國の學費に兼て一家の入費を算すれば不容易金圓にて所謂あるものを端からくひへらすの姿にて出入固より相償ふべきにあらす不本意ながら右の次第に御座候此段要用のみ申上度早々頓首

六月一日

論 吉

飯田 三 治 様 机下

九七 飯田 三 治 宛

明治十九年三月二十三日

本月十八日の貴翰昨二十二日大阪にて拜見仕候益御清安奉賀留主中色々御世話相成難有奉存候丸家の一條中々面倒なるよし今度中村氏へも手紙差出置候何卒大事に至らざる様いたし度家内の者も大に心配致居候義幾重にも御注意奉願候朝鮮より未だ便は無之候得共注文品は百本文御用意被成下候よし何れ小生も來月六日頃には歸京可致候最早間合も無之義其節萬々御話可致候岐阜にては必ず白洲氏へ面會可致是れも歸京の上の談に附し可申存候右拜答旁御禮申

九四 飯田平作宛 九五—九七 飯田三治宛

上度早々如此に御座候頓首

三月二十三日 大阪中島三丁目一番地花や

諭 吉

飯田三治様

尙以丸屋の事に付ては度々裁判所へも御出頭被下候よし實に恐縮に不堪外に頼む人も無之以前よりの行掛り宜敷御取扱奉願候のみに御座候

九八 飯田三治宛

明治二十八年三月三十日付

昨日御認の華翰拜誦仕候時下春暄益々御清適奉賀候過日は御令闈様御安産爾來御母子様とも御壯健の由誠に目出度奉存候老妻始皆々より御歡宜敷申上候やう申出候

静岡同窓會の義は兼て御話も承り私方には是れと申して差支無御座何月何日にてもその以前一寸御報知被下候得ば可罷出先達長谷川善太郎氏出京來訪の處不在にて面會不致小幡氏よりい才を承り同氏より長谷川氏へ文通致し候筈又その前後に藤枝の甲賀(宮本)菊太郎氏も拙宅へ参り面會同窓會の話承知致候實は老生も次第に老境に入り折々旅行し養生致候心得にて既に過日の廣島行も唯娘を送届候までの用にて必ずしも老生が参らずとも相済むことなれども事に托して數日の旅行を試候義に御座候故に今度の静岡行舊友の御招待に應ずるとは申ながら實は春暖の好時節閑に地方の勝景を見物など致し數日の保養と致し喜び居候義に御座候右の次第に付滞留中は何卒御構なく起居眠食老生の自由に御任せ被下度老生は毎日定まりたるものを飲食し定まりたる時に寝起きし頓と餘計事を致さざる癖にて如何なる御馳走あるも餘り難有無之旅宿の取扱等も馬鹿に丁寧にして呉れては却て面白からず今度廣島行にても途中宿屋にて何か騒々敷致し先方は御馳走振り此方に取りては面白くも何とも無之例へばどんすのふとんなど擔ぎ出して美は則美なれども福澤の老翁は宅に居て絹布の夜具を用ひず唯木綿の奇麗に洗濯したるを貴ぶのみ何卒其邊の御含奉願候

右拜答まで申上度餘は近々御目に掛りゆるく御話可致奉存候頓首

二十八年三月三十日

諭 吉

飯田様 梧下

尙以參候節は宿屋の御世話奉願候静岡にては先年毎度大東館とか申處に止宿致候事有之今は如何相成候哉大東にてどもどこにても不苦輕便なる宿にて宜し内情を申上候老生の食物は

朝三州味噌の汁一品少々濃くして肴も勝魚節も入れずねぎか豆腐の汁の實之れ斗にて一切外の物は不用なり或は食前に牛乳に紅茶かコッヒーを加へパンにバターあれば最妙なり宅にては毎朝用ひ候得共旅中は必ずしも求めず 晝魚肉野菜取雜ぜ二品斗あればよし

夕肴類を少々澤山にして酒の極上品を少々

實の所望は大凡右の通りにて飲食するものは多くあるも多く用ひず少なければ更に促すべし即ち老生の平生にて三食の外は一片の菓子も不時に食ひ不申三四十年來の習慣性を成したる事に御座候

九九 飯田三治宛

明治二十八年四月二日付

三十一日の華翰拜讀陳ば御地同窓會は六日に相成候よし老生は五日より可罷出時刻は唯今シカト申兼候得共何れ其中に電報にて可申上候小幡氏は未だ何とも承らず候兎に角に老生は前日より参り處々歩行遊覽致候積り唯々天氣を祈居候宿の處宜敷御申付置奉願候再報まで匆々頓首

二十八年四月二日

論

吉

飯田様 梧下

一〇〇 飯田三治宛

明治二十八年四月十一日付

過日は罷出色々御世話相成殊に御看病の御中恐縮に不堪昨今御病人様は如何被爲入候哉老妻始皆々より御様子伺度申聞候同窓會并に有志諸君へ逐一書を認るを得ず御序の節宜敷御致意奉願候歸來不相替多事匆々一筆御禮まで如此御座候頓首

二十八年四月十一日

論

吉

飯田賢契 梧下

内 啓

朝鮮の書類は最早無きものと存居候處好くこそ御保存被下候歸宅後段々其筋の人に示し候處此節柄或はものに

なるべしと云ふ尙事情は追々可申上候以上

一〇一 飯田三治宛

明治二十八年七月五日付

益々御清安奉拜賀陳ば彼の朝鮮の一條著手致候處或は彼の政府にても捨置き難し云々の説もあるよし然るに今度學生の學費一條に付井上公使と相談の上本塾より特に一人渡韓爲致直に彼の政府に談するの都合に致し候に付ては幸便に任せて貸金返済の事をも試に掛合候積りに御座候

右の次第にして不圖思付候には右の貸證に飯田三治の姓名のみあり朝鮮にては福澤々々と申居候事ゆゑ若し萬一も代言流儀に福澤の名義なしなど申されては自から一時の故障たるべきを恐れ候依て別紙證明書案を認めて差上候間宜敷御正刪の上御調印早々御廻し被下度老生は法律の事に不案内なり文面は如何やうにても不苦凡原案の意味が分れば宜敷義に御座候右要用のみ申上度匆々頓首

二十八年七月五日

論

吉

飯田様

尙以御病人様は如何被爲入候哉其後御見舞も不申上定めて御順快の御事と奉存候老妻よりも宜敷申上候やう申聞候

(別紙) 證明書

九九一〇一 飯田三治宛

明治十七年拙者名義ヲ以テ大朝鮮國協辦交渉通商事務兼東南諸島開拓使金玉均ニ係ル貸金七千六百四拾七圓六十錢ト同貸金八千圓ト合計金壹萬五千六百四拾七圓六十錢ハ其元利及コレヨリ生スル利子共都テ福澤諭吉ノ所有權利ニ屬スルモノニシテ飯田三治ハ其際當事者間ニ於テ此事ヲ取扱ヒタレハ所有主即チ福澤諭吉ノ依頼ニ依テ該證書面ニ貸主トシテ其ノ姓名ヲ記セシメタルモノニシテ其實ハ福澤諭吉代理人ノ資格ナリ依テ茲ニ之ヲ證明ス

明治二十八年七月 日

飯田三治

福澤諭吉殿

一〇二 飯田三治宛

明治二十八年十月十五日付

秋涼人に可なり皆々様御揃益々御清安奉賀候陳は彼の朝鮮の貸金一條種々様々談判の末遂に取れる事に相成勿論利子は話しにならず元金のみなれども朝鮮國人を相手にしては能く出来申候自から引け道も多く候得共右請取金の内千圓丈け差上度存じ除き置候其中御出京も御座候はゞ御立寄奉願候或は御都合次第にて爲替にいたし差上候ても宜敷御差圖に任せ可申候實は先日來も事情申上度存候得共取れる／＼と申して間違ふてはきまりがわるきゆゑいよ／＼正味の金を見るまで態と御報知不申上次第に御座候右要事のみ申上度匆々如此御座候頓首

二十八年十月十五日

諭吉

飯田三治様

一〇三 飯田三治宛

明治二十九年一月十七日付

明日は何卒御來會奉願候松山大夫も歸來一席相催度存じ候處今度集會前後兎角多用にて暫時見合候積なり左様御含可被下候

明治座の芝居も次第に日を消し其盛なる中是非一見致度二十一日をトし參るやうに致置候に付ては若し御差支無御座候はゞ同日御出奉願候中上川の姉も參る筈に御座候右用事のみ申上度餘は拜眉の時に附し候匆々頓首

二十九年一月十七日

諭吉

飯田様

註「松山大夫」とは松山棟庵のことで、飯田も松山も共に好んで義太夫を語つた。(編者)

一〇四 飯田三治宛

明治二十九年一月二十九日付

華翰拜讀過日は久々にて拜顔失敬仕候家内共よりも宜敷申上候やう申出候

高吟數々拜見馬の耳に念佛か字を讀むのみにて意の寓する處を解する能はず老妻が何か口走りたるもの別紙御刪正の出来るものならば奉願候其中に初めの寒月落穂は拙作なり分るか分らぬかこんなことで間に合ふものなれば随分容易に出来可申候兎に角に發句の韻字も平仄も分らず是れでは到底ものに相成間敷奉存候右御返詞まで申上度匆々頓首

二十九年一月二十九日

諭吉

一〇二一〇四 飯田三治宛

飯 田 様

梅ありてこそ驚もしたはるれ

との高吟に應じて

梅もよし牡丹も見たし道成寺

と申は老妻の句にして

誰が聞分けん鐘とつゝみと

是は唯今老生の附句なり

一〇五 飯田三治宛

明治二十九年五月四日付

拜啓仕候陳は當五月八日亡母二十三回忌正當拙宅にて法會相勤候に付ては同日午後五時御來會被成下度奉願候右御案内申上度々如此御座候頓首

二十九年五月四日

福 澤 諭 吉

飯 田 三 治 様 机下

一〇六 飯田三治宛

明治二十九年九月七日付

拜啓時下益御康寧奉恭賀陳は夏中は炎暑に苦しめられて久しく御不沙汰仕候處昨今の清涼漸く人に可なり就ては本

月十三日拙宅にて茶話會を催しゆる／＼御目に掛り度同日午後一時前より御來駕被成下候やう奉願候その趣向は態と御饗應の用意不致眞實文字の通り粗茶粗菓の點心を呈するのみなれども亦以て來賓の方々御談話の媒介にも相成候はば主人の本意不過之何卒其御含を以て御繰合物外の一席二三時間を費し候様吳々も御案内申上候頓首

明治二十九年九月七日

福 澤 諭 吉

飯 田 三 治 様

同 奥 様

尙以私方は例の如く無人殺風景ろくに御持成しは出來不申一切萬事來賓の御隨意のみ其邊は幾重にも御海容被成下度申上候までもなく御召物などは御ふだん著のまゝ恰も主人相識らざるものゝ如くにして御銘々の御勝手次第に任せ偶座談笑遊戯の自在を願ふ計りに御座候

註 此案内狀は活版印刷のものである。(編者)

一〇七 飯田三治宛

年未詳八月七日付

松本福昌氏明朝歸京に付一書を托し候陳は本月十日は米國郵船出發に付い才の返書不遺ては不叶次第事の調不調は是非なき次第なれ共其ありのまゝを申遣度候に付誠に恐入候得共明日の汽車にて一寸塔澤まで御出被下一泊九日の汽車にて御歸京相願度奉願候い才は松本氏へ傳言致置候得共氏も多用の人御面會出來候哉不相分此手紙御覽の上宜敷御支度直に御出可被下候要用のみ早々頓首

一〇五―一〇七 飯田三治宛

いるノ部

八月七日 塔澤にて

論 吉 九六

飯田三治様

尙以其節買物は松本氏に頼置候書付御覽可被下候

まくはうり

ゑだ豆

里いも

もい

栃木屋の酒

きうりか

又は若き白瓜

凡そ右等の品に御座候尙新聞社よりも一名参り呉候様申越置候間御同道可被下候

状袋並郵便切手半切少々御持参可被下候

一〇八 飯田三治宛

年未詳十二月十日付

年内餘日も少なく嘸々御多用の御事奉察候陳は今便米國より別紙の通り申來候是れは老生におゐて姓名も知らず候得共或は先年中御世話に相成候彼の参州人の居殘には有之間敷哉に推察被致候若し御記憶も御座候はゞ如何なる者に

て如何なる有様に相成居候哉凡そ御推量の處被仰聞被下度又或は先方へ何か返事を遣はさずては不相濟義に御座候哉夫是伺度態と一書を呈し候右要用のみ申上度勿々如此御座候頓首

十二月十日

論 吉

飯田様 机下

註「先年中御世話に相成り候彼の参州人云々」とは、明治二十年井上角五郎が米國移住のため連れて行つた者のことであらう。

(編者)

一〇九 飯田廣助宛

明治二十九年一月十六日付

本月十三日の貴翰拜誦陳は舊年は尊嚴御不幸のよし少しも御様子を知らず來書に接して驚入候皆々様愁傷の段深く奉察候將又徴兵の義昨年御話承り是れは如何ともすべからざる國役勇進の御覺悟左こそと存候唯尋常の就役と志願兵との利害の一條未だ御決斷不相成候由老生の考には志願一年の服役こそ可然存候近日知友の間にも其子弟を志願兵とするもの多きが如し又陸軍の方にも資産中以上にて稍知見ある者は志願の者を好むよし一も二もなく一年就役と御決斷相成度御勸申上候御留住宅の御都合も可有之候得共僅に三百六十日の辛抱なり病氣臥床に優る萬々と存候況や國の爲めに身を役す事は則美なり後顧する所なく御出掛相成候やう致度義に御座候右拜答まで勿々如此御座候頓首

二十九年一月十六日

論 吉

飯田賢契几下

一〇八 飯田三治宛 一〇九 飯田廣助宛

九七

一一〇 飯田廣助宛

明治三十年一月六日付

新年目出度申納候

一月一日縷々の來示去年中は色々御心配の事のみ兵役の方御免除なれども其後地方の水害旁以御出京も六ヶ敷よし是れは致方無く又退て考れば勉學必ずしも學問にあらず近時交通便利の世の中閑を偷て折々御出京可然隨分利する所あるべしと存候

學問は方便なり獨立獨行の生活は目的なり勇を鼓して獨立を謀り之を謀り得て安心の境遇に至る上は則ち地方の改良に志し人民一般の氣品を高尙にするやう致度是れに就ては色々御話申度事に御座候

拙家は先づ無事安寧本年元旦

成家三十七回春

九子九孫献壽人

歳酒不妨舉杯晚

却誇老健一番新

御一笑可被下候妻を娶て三十七年四男五女を産み今は九人の孫を得たり老生年六十四老妻五十三歳先づ無事に暮し居候乍憚御安意奉願候

右拜報まで匆々如此御座候頓首

三十年一月六日

飯田廣助様 几下

諭

吉

老生書は甚だ拙なれども一葉認候間差上申候

一一一 印東玄得宛

明治十六年？四月十六日付

春暖の好時節益御清安奉拜賀候陳ば近來餘り御疎濶に付非政談の小集相催度本月二十日午後四時より拙宅に御來車相願度粗末の田舎料理にて一酌を呈し候間何卒御差繰御入來奉願候匆々拜具

四月十六日

福澤

諭

吉

印東玄得様

尙以御差支も候はゞ當方都合も有之候間乍御面倒一兩日中に御報知奉願候

一一二 印東玄得宛

明治二十一年？四月四日付

拜啓仕候陳ば中村貞吉悻愛作（五歳男子）義凡そ十日前より毎日發熱致し松山氏へ依頼して種々手當致候得共何分效を見ず數日の間は時を定めて發熱致居候處昨日來は弛張を不規則にして今曉は更に熱度を加へて現に四十度い上に上りたり又醫藥の手當としてキニーネを用ひ其量十二ゲレインに達したれども毫も效なし松山氏も説なきものゝ如し就ては甚だ恐入候得共御一診奉願度御都合次第御早く御來車被成下候はゞ別して難有奉存候右願用まで匆々如此御座候頓首

四月四日

諭

吉

一一〇 飯田廣助宛

一一一 一二二 印東玄得宛

九九

印 東 様 机下

一一三 印 東 玄 得 宛

明治二十二年十月二十一日付

拜啓仕候陳ば中村おさと事四日前の夜中頓に悪寒して發熱(三十九度)翌朝松山氏へ診察を煩はし候處キニーネを十二ダレイン二度に投じて大に解熱致し其翌日は先づ何も服藥せずして様子を見る方可然とて放頓致置きしに特に發熱も不致候得共常に七度何分八度には至らずして宜敷様子なれども全く解熱せず不進不退に有之昨日に至り又々少しく熱を増したる様にて乃ち解熱劑(キニーネか何か丸藥)を用ひたれども今度は其效なく今日となれば熱は大に進んで唯今(午前十時)三十九度に相成松山氏の説に或は不完全なるタイホイド杯にはあらずや何も投すべき藥劑とてはある可らず唯々食物の用心してリモナーデでも飲み可然と申候得共右の診斷必ずしもタイホイドと斷じたるにもあらず今尙疑の中に在ることに候得者何卒御一診相願度可相成は病の性質丈け速に斷定して安心致し度誠に恐入候得共御都合次第一寸御來診奉願候右願用のみ申上度勿々如此御座候頓首

十月二十一日

論 吉

印 東 様 几下

一一四 印 東 玄 得 宛

明治二十四年三月二十六日付

拜啓仕候一昨夜も御來訪被成下難有奉存候其後相替義も無御座大小便の通じも宜しく排尿後の痛も次第に軽く相成

候様に覺へ候但し次第と申すに參らず今度は軽くして其次には然らざるあり唯夫のみに御座候

扱又貞吉病氣の義相替義無之昨夜長與氏來訪不計同席の語次病氣の事に及候處何は扱置き直に轉地可致或は酒匂川の松濤園杯可然是非とも參れと忠告且叱咤せられ當人も其氣に相成候得共一應御診察を願ひ其上の事に致度に付ては恐入候得共今日にも御診察相願轉地の可否を決し度申聞候何卒巡回の御序一寸御立寄奉願上候右願用まで申上度勿々頓首

三月二十六日

論 吉

印 東 様

一一五 印 東 玄 得 宛

明治二十四年四月五日付

春暖の好時節益御清安奉拜賀候過日來も毎々御尋被下誠に難有奉存候陳ば娘事去る八日夕御覽被下候節咽喉の爲必ず發熱致す事もあるべしと仰の通り其後果して然り夫れより含嗽藥を頻りに用ひて一兩日中に熱もなく候處昨朝より又候少し發熱是れは従前喉の右の方に患ありしものが昨朝より左の方に及びたる故なりと申し松山君の命に従ひ氷嚢を用ひて爲めに熱も大に昇らず八度餘りにて夫れも夕刻より次第に降りて夜中は安眠今朝は咽喉内外の痛少しは軽く相成候よし

右咽喉の談は姑く擱き排尿後の苦痛は今以て舊に異ならず近日に至り尿色は淡泊透明毫も平尿に異なる所なし然るに排尿後の苦痛は痛むが如く重きが如く尿意頻りなりと可申か尿意残ると可申か何とも名狀すべからずとて今朝杯は

一一三―一五 印 東 玄 得 宛

101

ウン／＼うなり居り候併し尿意頻りなるにもあらずと申すは例へば宵に一度排すれば夜中一度も起きず朝に至るまで安眠何とも無之唯小便の通じたる跡にて苦しむのみ昨日松山君の視察に尿口の下産道の邊にカタルの狀ありとて軟膏を授けられ唯今は之を帖し居候右の事情を素人考にすれば患は單に尿道の邊にあるのみにて膀胱には縁なきものゝ如し或は病院にて用ひたるカテーテルの不潔などにて尿道を害したるやうの事には有之間敷哉小便の色の彼の如くにして尙苦痛を覺ゆるとは誠に不思議のやうに被存候何卒御序も被爲在候はゞ御一診奉願度奉存候

中村貞吉は御蔭を以て大に快きよし申參候天氣の宜敷節は殆んど終日散歩致居候よし何れ其中には中歸り御診察相願候義にも可有之尙宜敷奉願候

右要用申上度匆々如此御座候頓首

四月五日

論

吉

印 東 様

一六 印東 玄 得 宛

明治二十四年？四月二十七日付

過日來も毎々御來診被成下難有奉存候御蔭を以て病人も次第に快方に赴き尿通の節痛を感ずること甚だ軽く排尿の最終に一寸痛むやうな心もちいたすと申位にて其間は僅に一分間に過ぎず又尿口の腫れも減じて殆んど常の如しと申し尿性は試験紙の青き方を入れて直に紅變し其色は大抵赤紙の色に等しくして少しく薄しと申位に御座候
右の次第にてありながら當人の臆病か又は眞實身體の衰弱したるか又は痛所あるか何分にも起立ち不申矢張り床の上

上に在ること舊の如し

就て奉伺候は始終腰湯を好み腰湯をすれば甚だ快しと申事ゆゑ今日の處にて洗藥等を廢して差支なきことならば湯本などの温泉に連れ出し候ては如何に可有之哉尿道の患さへなければ氣分は必ず宜敷可相成實は病人のみならず看護人たる兩親も其序に暫く養生も致度旁御考案奉伺候義に御座候決して無理を犯して参りたしと申にはあらず病勢の許す處に従ひ進退致候義に付可否共無御伏臆被仰聞被下候様奉願候右伺用まで申上度草々如此御座候頓首

四月二十七日

論

吉

印 東 様

一七 印東 玄 得 宛

明治二十四年？五月十八日付

昨日は態々御來診被下誠に難有奉存候其節御示命の御藥いたゞき度使の者さし出候間此者へ御附與奉願候
扱又娘の洗滌一條昨夜より徐々に話致し居候得共今に尙未だ決するを得ず赤面の至りに候得共無理に叱り付るも面白からずと存じ暫く猶豫致候段何卒あしからず御承引奉願候何れ一兩日中又々重て可申上奉存候右御禮旁申上度匆々如此御座候頓首

五月十八日

論

吉

印 東 様

一一八 印 東 玄 得 宛

明治二十四年五月二十二日付

過般來も度々御來診被成下難有奉存候

中村貞吉より別紙の通り申參候に付ては御面倒ながら御一讀被下尙御差圖も御座候はゞ老生まで被仰下候様奉願候
愛作事御蔭を以て解熱いたし咽喉の痛所も全くなりし様に相見へ候得共氣分常の如くならずして食慾少なし且
今日午後より少々熱を催し候やうにて唯今検査すれば三十七度七分より今晚にも又々其度を増し候様の時には如何可
仕哉或は解熱薬にても御座候はゞ用心の爲めいたゞき置度奉願候

おしゆん事尿の一方は先日申上候通り引續き快方に候處凡そ今より五日程以前より少々腹合を損し下痢と申ほどに
は無之候得共軟便を通じ毎日一度の便通にてあるべき處に二度も有之爲めに食慾も少しは衰へ候様に有之候是れは如
何可致哉毎日三合づゝのみ候ミルクを減じて宜敷哉宜敷からざるや尙其外に御差圖相願度奉存候
三八の藥なくなり候に付いたゞき度宜敷御下命奉願候

右要用のみ申上度勿々如此御座候頓首

二十四年五月二十二日

印 東 様

論 吉

一一九 印 東 玄 得 宛

年未詳七月一日付

連日の悪天氣益御清安奉賀候過日來毎々御來訪被下恐縮の至病人事服薬は不怠候得共急に奏功の様子も無之不相
替病むが如く病まさるが如くいたし居候昨日より少々風邪の氣味かほろせ出來困り居候このほろせも今回始めての義
に無之兩三ヶ月以來動もすれば發表して不愉快を覺候事に御座候右今日の有様を申上尙御藥奉願候頓首

七月一日

印 東 様

論 吉

本文申上候得共決して御來診を願ふにあらず天氣にも相成候得ば此方より罷出御診察可奉願存候

一二〇 印 東 玄 得 宛

年未詳七月十三日付

不相替鬱陶敷天氣に御座候益御清安奉賀候妻事過日來御差圖の藥を服し候處何分にも胸先きに支へて快からず左
りとして胸の痛むときに用れば輕快を覺るとして近來は唯痛むときに用るのみ是にては唯鎮痛の用を爲さしむるのみにし
て本來治病の趣意には背くものゝ如し依て色々相談すれば患者の申すに水藥なれば或は滯なく納るべきやに申居候是
等は如何に可有之哉何卒御考奉願候

全體の病勢を申せば決して進むとは思はれず胃が痛むと申ても毎日痛むにもあらず起居都て常の如くにして唯胸邊
が人並ならず口に旨き物も思切て喰へずと申難澁に御座候何卒可然御工風奉願候早々頓首

七月十三日

印 東 様 几下

論 吉

一一八一二〇 印 東 玄 得 宛

一〇五

一二二 印 東 玄 得 宛

年未詳七月十八日付

今朝貞吉へ御傳言小兒の容體申上候様承知仕候下痢は何分宜しく無御座昨日は別して不出來晝の間に五度も通じ今日は少々軽く今朝より兩度の下痢に御座候尙御差圖奉願候勿々頓首

七月十八日

論 吉

印 東 様

一二三 印 東 玄 得 宛

年未詳八月三日付

過日は御來訪被成下偶然にも誠に難有奉存候扱其後病人事不相替痛劇しく晝夜共苦し居候昨夕老妻參り痛所を一見せしに水腫のやうに相成何かで潰したらば膿ではなくて水が出さうだと申候

帖する物は何もかも痛むと申其中にパツプなれば一番心地宜敷よしに付言ふがまゝにパツプを用ひ居候

右の容體にて腫物の皮は至て薄く紙のやうにてらく致し居候よし素人の視察當てには不相成候得共或は潰しても宜敷ものなれば潰し度事も固より素人の手に叶ふべき事にあらずさまで六ヶ敷病症にも無之候はゞ御門弟衆の中にても御壹名御遣し被下候義は相叶間敷哉容體を申上げ兼て願用まで勿々如此御座候頓首

八月三日拂曉 酒匂

論 吉

印 東 様

コカインの御藥奉願候

一二三 印 東 玄 得 宛

年未詳十一月十六日付

拜啓仕候陳ば山妻事服藥後頗る輕快を覺え下りものも量を減じて色も次第に薄く相成候よし尙持續服用可然候はゞ御附與奉願候右要用のみ申上度早々頓首

十一月十六日

論 吉

印 東 様 梧下

尙以藥毒に中るなどの様子は毫も無御座候爲念申上候以上

一二四 印 東 玄 得 宛

年未詳十一月十九日付

拜啓仕候陳ば今朝松山氏來訪今一應病人の検査を詳に致し度に付ては婦人科専門の醫師と相談を要する其人は誰彼れと申申櫻井某可然よしにて直に使を馳せ候處櫻井氏は今日午後一時來診可致よし就ては差掛り恐入候得共若し御都合宜敷候はゞ其節御立合御協議被下候義は相叶申間敷哉實は餘り火急の事にて如何と存候得共検査を要すること事實なれば一刻を空ふするも不利と存じ斯くは差急ぎ候義に御座候不惡御承引被成下若し御手隙も御座候はゞ何卒御來車奉願度奉存候早々執筆不文倍常御海容可被下候早々頓首

十一月十九日

論 吉

一二二―一二四 印 東 玄 得 宛

一〇七

印 東 様 几下

註 印東は塾員の醫師で、先生は家族に病人のあるときはよく松山棟庵と共に印東の診察を受けられた。本集所載の數通中明治二十四年のものは先生の第三女俊が卵巣囊腫の手術を受けた後の経過に關するものが多い。(編者)

はノ部

一二五 馬場辰猪宛

明治七年十月十二日付

益御清安被成御座奉拜賀此度小泉中上川龍動之罷越候差向何と申執行の目的も無之候得共私に朋友共に相謀るに方今日日本にて兵亂既に治りたれどもマインドの騒動は今尙止まず今後も益持續すべきの勢あり古來未曾有の此好機會に乗じ舊習の惑溺を一掃して新らしきエレメントを誘導し民心の改革をいたし度迎も今の有様にては外國交際の刺衝に堪不申法の權も商の權も日に外人に犯され遂には如何ともすべからざるの場合に可至哉と學者終身の患は唯この一事のみ政府の官員愚なるに非ず又不深切なるに非ず唯如何ともすべからざるの事情あるなり其事情とは天下の民心即是なり民心の改革は政府獨りの任にあらず苟も智見を有する者は其任を分て自から擔當せざるべからず結局我輩の目的は我邦のナシヨナリチを保護するの赤心のみ此度二名の歐行も其萬分一のためなり著の上は必ず御相談も可致御周旋被下度候傳習歸りの生徒も多けれども歸國の其モーメントより一文の錢なし遂には錢の爲に思はぬ言行を犯す者もなきにあらざるよし

右の外委細の事情は兩人より御承知被下度日本の形勢誠に困難なり外交の平均を得んとするには内の平均を爲さざるを得ず内の平均を爲さんとするには内の妄誕を拂はざるを得ず内を先にすれば外の間には合はず外に立向はんとすれば内のヤクザが袖を引き此を顧み彼を思へば何事も出來ずされども事の難きを恐れて行はざるの理なし幾重にも祈る所は身體を健康にし精神を豁如ならしめ飽まで御勉強の上御歸國我ネーションのデスチニーを御擔當被成度萬々奉祈候也

明治七年十月十二日

福澤論吉

馬場辰猪様

尙以林氏歸國の節はブツク御惠授被成下難有奉存候御厚禮申上候

註 馬場は此時英國に留學してロンドンに居た。(編者)

一二六 馬場辰猪宛

明治十三年六月二十九日付

益御清安奉拜賀候陳は過日來略御承知も有之候哉會堂建築の事に付御相談いたし度社中七八名案内いたし有之候に付來月二日午後五時拙宅へ御來會被下度此節御多忙の御中には候得共何卒御差線奉願候此段御案内申上御差支の有無奉伺候早々頓首

六月二十九日

福澤論吉

馬場辰猪様 梧下

一二五—一二六 馬場辰猪宛

註 明治會堂の建築に關するものであらう。(編者)

一二七 馬場辰猪宛

明治十七年五月二十九日付

昨日松山氏面會長谷川泰氏の事を承合候處松山氏も能く存居候氏の考にもライトはブーアメンの方に在るとの見込且長谷川は極めてヲネストに働き候よしに存候猶拜眉御話可致此様子なれば様々のシルコムスタンスを探るは難きにあらすと存候要用迄早々頓首

五月二十九日

註 いはゆる相馬事件に關するもの。(編者)

一二八 馬場辰猪宛

明治十九年七月三十一日付

六月廿七日の貴翰草郷氏より届け參拜見仕候先づ無御滞御著港のよし目出度奉存候長々幽囚後の航海途中如何哉と御案じ申候處何の御障もなかりしとは實に欣喜に不堪家内一同より宜敷申上吳候様申聞候

日本は條約改正内地雜居内決に加ふるに東海道には鐵道出來致人心は賑々敷相成候慶應義塾も本年秋より大に改革して多く外國人を雇入敷場都て英語を用ひて日本語を禁する位に致候積にて昨今其計畫中に御座候講堂もブリキハウスを作る積にて中村道太君より金壹萬圓寄附致しこれに加へ足して來年夏までには出來可申存候右御返事旁申上度早々如此御座候頓首

十九年七月三十一日

論

吉

馬場 賢 契 梧下

尙恐るべきは病なり幾重にも御用心被成度是のみ所祈候

註 馬場は爆裂彈事件で入獄、放免の後、米國に渡航した。(編者)

一二九 小田部禮子宛
服部鐘子宛

明治二十二年十二月九日付

其後は打絶御無沙汰仕候次第に御寒さに相成候處ますく御機嫌能被爲入御目出度奉存候扱當秋以來私共の事を申上候得ば九月中旬家内残らず中村の孫をも同道にて上方見物に出掛け先づ神戸へ參り中上川姉様並に捨次郎(當時山陽鐵道會社にあり)にも面會其邊の名所舊跡を見物致し夫れより中上川姉様並太郎さんとも同道して大阪奈良京都近江八景など方々を廻はり終りて姉様捨次郎には京都にて別れ私共家内一同は東海道の鐵道にて十月五日東京歸宅誠に面白き事に有之候然る處こゝに大災難と申は十月十七日よりおさと事熱病に罹り腸チフスのはげしき症にて凡九日の間は熱度四十度以上四十度八九分にまで進み晝夜共少しも間斷無之醫師の説も十中の八九は回復六ヶしかるべしとの事にて已に十月三十一日より十一月一日にかけて誠の峠に昇り今にも臨終かと存候私共夫婦は晝夜の別なく看護致し前後も分らぬほどの心配に有之候處幸なるは十一月一日の朝より或は助かるべきやと申容體に變じ實にうどんげの不思議それより次第く熱も下り萬死の中に一生を得たる事に御座候固より大病の義衰弱は甚しく今日にて凡五十日餘

一二七—一二八 馬場辰猪宛

一二九 小田部禮子—服部鐘子宛

一一一

に相成候得共今に座中の歩行も出来不申恐ろしき事に候得共死生不安心の界は疾く通過ぎ此後は唯養生一方の場合に相成候段御安心被下度候

右等事も疾くより申上候筈に御座候得共病人の混雜諸方手紙差出候暇無之のみならず來狀をさへ披見するの暇無之御無音仕候段あしからず思召被下度候

二十二年十二月九日

論 吉

小田部御姉様

服部御姉様

尙以時候の寒氣折角御いとひ被遊度私も不相替丈夫に致し居候おきんよりも宜敷申上候様申聞候私も來年は五十七に相成おきんは四十六に子供九人中々世話は多く候得共先づ〳〵老人夫婦共至極達者にて忙しき中に何か樂しむ工風致し居候

註 小田部服部は共に先生の令姉で中津に居た。(編者)

一三〇 服部 鐘子宛

明治二十五年九月十一日付

當月七日の御手紙今日相達し拜見仕候殘暑強く御座候處おまへ様益御機嫌能被遊御座目出度存候陳ばお一事福岡より歸り帆足氏の診察を受候趣こま〳〵お知らせ承知仕候隨分輕からぬ病症此上は一體に養生致し病毒の散するを待つ外の有之間敷就て考候に自宅養生は竹次郎も多用旁十分に行届兼可申に付留主居町の御住居へ御引取りおじゆん始め

一同にて氣を付薬よりも滋養に相成候品を澤山に用ひ候やう致候ては如何哉と存候右に付ては入費もかゝり候義に可有之候得共夫れは此方より一切御送り可申小田部姉様へ御相談の上品々御取計可被下候此義に付ては未だ中上川姉上様へ御相談は不申上候得共明日にも御目にかゝり御話可致積多分御異存は有之間敷存候おまへ様には別して御苦勞恐入り候得共幼少の時御世話被成遺候格別の譯を以て何卒御引取如何様にも養生の出来候丈け御たすけ被成遺候様吳々も奉願候

右御返事まで如此御座候かしく

九月十一日

論 吉

服部 御 姉 様 人々御中

尙以てお一の病氣に薬用は唯氣やすめまでにてとても妙薬も何も無之隨分手術の法なきにあらず候へども是は甚だ危し唯身體を養ふ一法のみ候へば玉子なりミルクなり又は魚類肉類何によらずせいぶんのつくものを澤山用ひ度事に御座候

本文申上候金子の義は御文通次第直に爲換にて差上可申候養生の爲めには金をおしまぬやう致度存候小田部より手紙並に福岡病院より帆足への手紙到來何れ此方より醫師へ相談可仕積り此度は御返事不致宜敷御傳言可被下候

註 お一は先生の兄三之助の女で田尻竹之助(後に竹次郎と改む)に嫁し、おじゆんは其間に生れた女である。(編者)

一三一 服部 鐘子 宛

明治二十五年十二月十二日付

先日御手紙被下お一事出血は有之候得共一體に元氣は衰へず先づ宜敷方のよし其後如何や毎度申上候通り唯々やしないをよく致し力さへ附候得ば病は自然に去り可申藥の功能よりも食物の吟味專一の事に候何卒朝夕御氣を附けられミルク玉子は勿論當人の好みに任せうなき、すつぽん、海魚等何によらず十分にたべさせ候やう致度事に御座候今便爲替にて金子小田部まで相廻し置候間姉様と御話し宜敷御取計可被下候右用事のみ申上度餘は次便に譲りあらしく

二十五年十二月十二日

論 吉

服部 御 姉 様 人々御中

尙々養生は食物第一に候得共氣分を養ふも大切の事ゆゑ若しも病人の心持次第にて芝居其外見物などへ參られ候事ならば御つれ被成度は亦爲念申上置候

一三二 服部 鐘子 宛

明治二十六年四月二十一日付

今朝七時十分發の電報八時四十五分到來お一事養生行届かずして昨夜十二時死去のよし誠に言語に絶えたる次第唯愁傷の外無之固より全快の道なき難病にて初より斯くこそあらんと窃に覺悟は致居候得共又或は身體の榮養を好くして自然に生力の付くに從ひ萬一にも取返しも出來可申哉と存日夜吉報を待居候處唯今の次第唯天命とあきらめるの外

無御座候おまへ様には始終御看病さぞ御つかれの御事ならん誠に恐入申のみならずおしほの不幸に引續き重ねくの御心痛吳々も御察申上候さきだつ者の不幸は因縁約束の事として尙此上は御身御大切に御保養被成度お願を始め跡に残る子供は如何にも不仕合なれども是れも致方無之亡母の追善と思ひ身を慎んで働き候やう御教訓奉願候將又今度の不幸に就ては萬事竹次郎の引受は當然の事なれども私も其まゝに見るわけに參らず此便を以て金子五十圓爲替にて差上候間石碑其外の供養宜敷様御取計被下度は亦奉願候右は要用のみ申上度尙御手紙も到來可致相待居候あらしく申上候

二十六年四月二十一日午前九時

論 吉

服部 御 姉 様 人々御中

尙以唯今宅より電話にて中上川へかけ候處同家へも別に電報御差出しのよし未だ姉様へは御目に掛らず候得共御愁傷の事ならん死生は人間の常にしてあたりまへの事なれども其事に當れば左様に思はれず迷に迷ふ人の心は自からも分らぬ事に御座候

一三三 小田部 禮子 宛
服部 鐘子 宛

明治三十年一月十日付

新年目出度申納候皆々様ますく御機嫌よく御越歲御壽申上候私方にてても一同無事加年候條乍憚御安心被下度元旦の詩一首御目に掛申候御笑可被下候右年始御祝儀申上度餘は永日の時に残り候あらしく

一三一—一三二 服部 鐘子 宛 一三三 小田部 禮子—服部 鐘子 宛

成家三十七回春 九子九孫献壽人
歳酒不妨舉杯晚 却誇老健一番新

三十年一月十日

論 吉

小田部御姉様 人々御中
服部御姉様

一三四 服部 鐘子宛

明治三十年六月十九日付

今朝七時發の電報午後一時著引續き午前九時四十分發の同斷午後二時四十七分著姉様御病氣いよ／＼御差重り遂に御死去の由御發病の其時より六ヶ敷御容體にて迎も助かる道はなき事と存じ當方にも色々醫師に相談致し候得共とんと名案無之既に昨夜も松山棟庵氏來訪色々話し候處十四日以来の昏睡とても／＼致し方無之と申のみ唯茫然として電報の到來を待居り今日午後ひるねを致居候處電報とき／＼飛起き見れば朝七時發にて危篤とありやれ／＼是はとてぐず／＼致居候中に次の電報を開き見れば最後の事實に／＼力なき次第昨年以來お婉様の御病氣にて心配の甲斐もなく一月二十二日御臨終半年もたぬ中に重ねて今度の不幸誠に當年は御同様に無上の悪年に御座候併し人間の死生は天の命する所にして如何共すべからず私は宗教の信心は無御座候得共諸行無常の理は獨り自から觀念して死を恐れ不申唯死後の事に心を用ふるのみ小田部の事は才菊市氏に申送置候御聞可被下候扱又御同様に兄弟五人大阪に生れて自から中津人とは別つの者のやうにそだち生來たゞの一度も兄弟けんか致候事もなく母様の手になりたち候處其五

人の兄弟は今三人をうしなひ最早やおまへ様と私とさし向ひ二人に相成候誠に淋しき事なれども天命なれば致方なし唯この上は御生涯らくに御暮し被成度私は御先祖様の遺傳母様の御養育にて心身共に甲斐／＼しく曾て不行狀を犯したることなく世に恥かしき事を爲したることなく財産も出來子供は多勢なれども其始末に困り不申樂に暮し居候間今後ともおまへ様御一身の事はたしかに御引受け申上何なりとも御世話可仕是は私が父上様母上様に代りて勤め候事故御ゑんりよなくさつ／＼と被仰下たく御生涯御不自由はなきやう可致存候右申上度此度は取急ぎ候間尙重ねて可申上候あら／＼かしく

三十年六月十九日午後三時過

論 吉

服部御姉様 人々御中

尙以姉様の御不幸は天命としてあきらめ私は決してくよ／＼不申何卒おまへ様も大自在の覺悟にてさらりと御忘れ被成度さりながら是まで手紙を上るに小田部服部姉様と御連名にて出したるも今後は御一名宛に相成候愚痴を申せば際限なく今日限りつまらぬ事は不申上

おまへ様も面白き御手紙御遣し被下度候

一三五 服部 鐘子宛

明治三十一年七月二十日付

暑さの時節いよ／＼御機嫌能御目出度存上候佐野より手紙到着この節は神戸へ御出のよし能こそ思召立被成候何卒／＼御滞留被成度お順さんも歡び候事ならん過日荒川お政さん中津より歸り御様子くわしく承り候其節元治殿出京の

一三四—一三五 服部 鐘子宛

一一七

義御傳言被下い才承知仕候私方の玄關に居り曾木の悴同様に家事を勤る傍に塾に修業とあれば差支無之候お政さんよ
り申上候事に可有之御承知可被下候右御機嫌伺まで申上度家内始め子供よりも宜敷申上候やう申出候あらしく

三十一年七月二十日

論 吉

服部御姉様 人々御中

尙々佐野氏へ爲替にて金子三十圓差上置候今度御旅行の御入用何か御保養被成度存候大阪の芝居などは如何や
併し暑中は萬事に付御用心專一と奉存候

一三六 服部 鐘子宛

明治三十二年八月三日付

大暑の時節相成候處御あね様御事ますます御きげん被遊御座目出度奉存候私事大病後次第によく相成候様御座候得
共人間百事知るが如く忘るゝが如く眞に及ばざるものに御座候今日病後はじめて筆にしるし申上候次第に御座候

明治三十二年八月三日

福澤 諭 吉

服部御姉様

一三七 服部五郎兵衛宛

明治二年八月二十四日付

打絶御無沙汰申上恐縮の至秋冷相催候處益々御清安被成御起居奉拜賀候隨て小生義無異消日罷在候乍憚御放念可被
下候略御承知も可有御座當四月中老母迎として登人差遣候處母もふすゝみ姉共もすゝめ不申旁以迎の者は空しく引取

申候右出府不同心の原因は種々可有之候得共此度老母よりの手紙中に内々申越候一事有之候即ち中津にて福澤の名跡
御取建にも可相成哉の風聞有之就ては江戸へ参るよりも中津に居る方云々の文あり此一事若しや出府の妨に相成候こ
とは有之間敷哉と深く心配仕候全體此世の中に奥平様にて私の家を立るとは何事なる哉大間違とやいはん大笑とやい
はん天下の大名自家の封土をも保つこと能はず先づ十分に減祿せり其家來も心ある者ならば百姓とか町人とか思
へば相應の活計に取附候こそ人たる者の本意ならず哉それもいくじなくして矢張舊來の知行にかじりつき心ならずも
其米を喰ひ一日の安樂を貪る者は其者の自業自得敢て傍より責るにも不及候得共既に其家來の籍を脱したる者を今更
其名跡を立るとはあまり時節違ひの議論ならずや大凡天下の喰ひつぶしにて近くは大名の家の邪魔ものたるは世祿の
臣を最とす一人にても減少すること天下の幸福大名家の爲筋に御座候此事状を知りながら今奥平様の御家に小生の名
跡を立て難有其命に服す可き哉御考被下度利祿は人の欲する所小生と雖も其祿はほしく思ひ候獨り如何せん一片の天
理假令ひ君公一萬石の祿を半にして五千石を給せらるゝとも理を棄て祿を取ること能はず斷然謝絶仕候間萬々一右様
の説も御座候はゞ御防被下度敢て百口を煩し御周旋相願候既にこれまで戴き來る六人扶持も先日鈴木力兵衛まで書面
差出し御辭退申上置候位の次第小生の心事御察し可被下候小生敢て奥平様を怨むにあらす唯世祿を嫌ふのみ功なくし
て空しく給料を貪る者を惡むのみ既に昨年より朝廷小生を徵すこと頻りなりしも病氣にて命に應ぜず當春は家塾に居
て人を教育するの賞として褒金を賜はる可きの内話ありしなれども功なくして金を取の理なしとて明に謝絶いたし候
蓋し其故は小生天朝に對し實功なければなり奥平様に對しても同様の義此後若し奥平様の爲に勞して其功あらば其功
の輕重に従て金を被下度小生敢て辭せず満足と存じ候までは頂戴可仕不分明なる理に基き百石や貳百石の世祿を以て

一身の面目を汚し世間に一の悪例を遺し候義は死を守て不致積に御座候
 右の次第に付中津にて祿を戴き候義は到底なきこと、母え御説得被下度私にて承伏不致候はゞ母へ御直に御扶持可
 被下理は有之間敷此一條に至候ては母の意に戻り親類朋友の御同心を犯すとも確乎不拔小生の心は動き不申候間事を
 未萌に防ぎ度事に御座候將又母の出府一條に付其利害得失は母え申遣置候間何卒其手紙を御一覽被下早々出府いたし
 候様御勸被下度奉願候頓首

八月二十四日

福澤諭吉

服部五郎兵衛様

久々備後え御出のよし兎角江戸には御縁無之面晤を不得何卒一度は御出府相成度御待申上候小生義も近來は益々
 勉強いたし候得共讀書の上達不致には汗顔の至八十歳までも存命に候はゞ少しは面白き眞味を嘗候場合に可至
 相樂居候追々讀書いたし候に随ひ飲酒の大悪事たるを知り三五年前より漸々に遠ざけ今日に至り候ては一日の量
 一合五勺に過ぎず此様目に候得ば追々眞の下戸に可相成存候右の故を以て身體は益々強壯に相成唯今にても一ト
 臼の米をつき候位はへの如きことに御座候何卒大兄にも酒は御謹被下度酒を飲み候ては人間の仲間へは遣入られ
 不申篤と御勘考可被下候以上

註 服部五郎兵衛は中津の有力家で、先生の姉鐘子の嫁した服部復城は其實弟である。(編者)

一三八 服部元治宛

明治三十一年四月二十五日付

本月二十一日の御手紙拜誦春暄の好時節にて御清安奉賀候過般御安産次第に御肥立も宜敷目出度奉存候其節直に御
 歡も可申上の處拙宅にては家内不殘流行の風邪に犯され十人の内免れたる者は三人のみ夫れ是れにて御無音の段あし
 からず御承引可被下候漸く昨今は何れも全快乍憚御放念可被下候病後家内は當節箱根に湯治に罷越候ゆゑ今に御不沙
 汰致候御小兒は文雄と御命名のよし善き名に御座候家内歸宅の上は又々御尋も可申上候得共不取敢御返辭まで勿々如
 此御座候頓首

四月二十五日

諭吉

服部元治様

一三九 花房義質宛

明治三十一年三月十二日付

拜復過日は態々御來訪被下候處折悪しく不在仕り失禮致候段御海容奉願上候借十日の御狀拜見仕候處老生を名譽會
 員に御推撰可相成御内意の由御懇切の段奉萬謝候就ては早速御受け可致答の處近來老生は大に衰弱致候に付何事に依
 らず世事には一切關係致さざることに相定め候間折角の御親切には相背候得共平に御斷り申上候間何卒不惡御承引被
 下度奉願上候先は御斷り迄略筆申上候勿々

三月十二日

福澤諭吉

花房義質様

註 「名譽會員云々」とは花房が副會長をしてゐた地學協會に關することであらう。(編者)

一三八 服部元治宛

一三九 花房義質宛

一四〇 原 時行宛

明治十二年一月七日付

唯今歸宅承候得ば過刻は御來訪被成下其節の御話に明日御出立可相成よし扱々火急の事なり私義今日は無據約束有之又候他出致候に付ては乍殘念拜願仕候義出來不申寒氣の折柄海陸隨分御厭奉祈候此品誠に輕微さし出候も如何敷候得共御餞別の印迄に拜呈仕候御叱留被成下候はゞ難有奉存候

先日御預り申候法帖小生には無理なる御注文御覽の通りの惡筆徒に美帖を汚すに足るのみ併後日記念の爲とあれば亦辭するに語なし憚なく二三字記し置候右申上度早々頓首

明治十二年一月七日

福澤諭吉

原 先生侍史

註 原は善延岡藩の有力家で、維新後一時宮内省に出仕したが、此頃より日向に歸り、初めて郡役所の設置せられたとき郡長になつた。(編者)

一四一 原 時行宛

明治十二年八月二十五日付

拜呈殘暑尙強益々御清適奉拜賀其後は久々御尋も不申上怠慢の罪御海容可被下四屋杯の話にて御動靜をば詳にせり近來は頗る御多忙の由爲人御自愛專一奉存候小生事も依舊無異當夏は少々病氣と偽て一月斗の閑を盗み一書を記して民情一新と題せり唯今製本中に付出來候はゞ四屋生に托して一本拜呈の積り御閑の節御一覽奉願候

四海昇平歌舞天

先生辛苦有誰憐

三句餘日幽窓下

纔記民情論一篇

己卯七月初八民情一新稿成

俄出來の詩人にて甚拙也唯一笑に付するのみ右御尋問申上度早々頓首

八月二十五日

福澤諭吉

原 先生 梧下

一四二 原 時行宛

明治十二年九月二十二日付

秋冷の好時節益御安康被成御起居奉拜賀陳は本年夏中數日の閑を得て一書を草し之を民情一新と題し今回發兌いたし候に付一本を呈し候御閑の折御通讀も被成下候はゞ難有奉存候製本は初旬出來候得共好便無之今日四屋延陵君より爲御知御歸國の人有之由に付則之に托し差出申候

府下相替義無御座太平無事なり

大阪にては藤田中野の捕縛山師も亦恐るべき哉

近日小幡篤次郎始社友三十名斗の發起にて文學講究時事諮詢の爲一社を結ばんとて昨今相談中不日社則も出來可申出來の上は必ず御報知御入社を促し候事と奉存候右良便に任せ時下御尋問旁申上度早々頓首

九月二十二日

福澤諭吉

一四〇—一四二 原時行宛

一一三

原 時 行 様 梧 下

一四三 原 時 行 宛

明治十二年十月八日付

要 用

先便申上候小幡始め社友の發起にて結社の義此度其假規則も出来候に付附言共數通御廻し申上候其御地有志者も夥多可有御座御申合の上傳へ又傳て加入相成候様御周旋被成下度奉願候尙い才は後便可申上要用のみ早々如此御座候頓首

十二年十月八日

福 澤 諭 吉

原 時 行 様 梧 下

一四四 原 時 行 宛

明治十九年九月八日付

其後は打絶御無音仕候本年は異常の大暑如何御消日被成候哉東京は炎暑に加るにコレラの騒ぎ誠に樂しまざる事に御座候今回藤田生の歸國は可惜存候得共是も無致方當地の用は今を限るにあらず其方様の御都合次第出京出来候場合もあらば御差出被下度後進の壯年は都會に居り見當り次第好き仕事に取付候方得策と奉存候府下の近況は藤田氏より御聞取可被下候長崎とか朝鮮とか様々の事もあり話も多く候得共至て御目出度き世の中の様に相見へ候右久々にて御尋問まで早々如此御座候頓首

十九年九月八日

諭 吉

原 先 生 侍 史

一四五 原 時 行 宛

明治二十一年一月十五日付

新年の御慶目出度申納候

其後は打絶御無音罷過候段恐縮に不堪實は一年三百六十日誠に多事に取紛れ乍存右の次第不惡奉願候舊年は御國産のうるか澤山御惠投に預り遠方御心頭に被掛芳情不知所謝難有奉存候東京も居慣れ候得ば變る事なきに似たれども三五年前の事を思出せば一昔の如し何卒御都合に任せて一度御出京相成度必ず相變る義の多き事と存候
右御禮旁申上度餘は附後便候早々頓首

二十一年一月十五日

諭 吉

原 先 生 侍 史

尙以慶應義塾には昨年より小泉を頼みて甚都合宜敷時事新報に未だ其人を得ず實に老生のシヨイモノにて閉口仕候兩三日より男子論を記し候何卒御一讀奉願無益の殺生とは存候得共亦是後生の爲めか唯一笑に附するのみ

一四六 早 川 政 太 郎 宛

明治二十五年六月二十四日付

先日小泉君より和田さんの碑文の所望あり別紙匂々認め一應奥さんの御覽に入れあり御考も御座候はゞ改め度宜敷

一四三—一四五 原時行宛 一四六 早川政太郎宛

一二五

御取計奉願候右要事のみ匆々拜具

二十五年六月二十四日

論 吉

早 川 様

註 和田さんとは和田義郎のこと。其碑文は續全集第七卷「諸文集」中の「碑文弔詞」の項に載録してある。(編者)

一四七 早矢仕有的宛

明治九年?六月二十九日付

諸拂少々不足東京より金子取寄候積の處尙未其手筈不致さし支困り候若し御持合御座候はゞ少々拜借仕度御手許の御様子相伺候上御都合次第にて肥田氏へ相談仕候ても出来可申候得共先以て一應奉伺候早々頓首

六月二十九日

註 明治九年春、一太郎捨次郎二令息を伴ひ上方地方に遊ばれたときのものか。大阪の丸屋に居た早矢仕に寄せられたものであらう。(編者)

一四八 早矢仕有的宛

明治十年三月二十二日付

此人は小川武平と申下總の國長沼村の年寄なり先年より同村長沼争論の事に付私方へ毎度出入尙引續種々様々の公事有之今日も渡船の事に付拙宅へ参候就ては此度自力社會へ加入いたし度尙い才は當人よりも可申上御聞取可被下候又社幹の衆も今日まで長沼の始末柄を聞き其書類を見るも自から利益可有之此始末は代言人を用ひず唯々自證の尻押

にて出来候事に御座候此一例にても必ずしも代言人の要用ならざるを知るべし何卒自力社も代言を勉めずして代言を用ひざるの仕組に盡力いたし度事に御座候右申上度早々頓首

三月二十二日

註 自力社會に就ては「福澤全集」第四卷に載録せる「福澤文集」卷之二「自力社會設立の記」参照。(編者)

一四九 早矢仕有的宛

明治十年四月二日付

口 上

此間より風邪にて引籠戯に三河屋の引札と思ひ別紙認申候御覽被下可然被思召候はゞ尙御正刪の上御取計奉願候以上

四月二日

福 澤

早 矢 仕 様

追て先日三河屋拙宅へ参り何か厚く御配慮に預り心の底より難有此上は何も包み隠すことなく一切萬事御依頼申上るとて萬々謝辭申述居候以上

自力社の書付は兩三日前仕立局の人え托し置候御落手被下候事と存候

註 三河屋とは神田三河町にあつた西洋料理店で、明六社の會合はよく此店で開かれた。先生案文の引札は残つてゐないので其文面はわからない。自力社に就ては前註参照。(編者)

一四七—一四九 早矢仕有的宛

一五〇 早矢仕有的宛
中村道太宛

明治十年八月二十八日付

御道中も川支にて頗る御困却の由併し疾く御著阪の義奉賀候當年は東京も殊の外大暑私宅にて九十度以上なること多し

當地師の騒ぎ徴兵の一條にて角堅吉杯は日々苦慮或は一と先故郷へ歸らんとすれば郷里にも其命ありしよし誠に困却なり朝吹も同様にて心配いたし居候

右の人氣にて商賣は先づおやすみなりゴールドモニの相場百に付一と申事なり此儘次第に登り加之下ルの相場も高く相成候はゞこれこそ大變或は云くガールメントにても此差を生ずるは覺悟の前とか申説あり彌以然らば篤と勘辨せざるべからず丸屋の店は品物に富み金に貧なるゆへ先づ患少しと雖も細流社の質には困り可申候私の兼て御話申上る福より丸へかし金最早ペーパーにて返済はいやに相成候此も中村様御相談の上宜敷御考可被下候此様子にては世の中に先づ書を読む者も有之間敷書物商賣は塞りなり其塞りに加るにモニの變化を以てす東京横濱の御留主番にては見込立ち申間敷其御地の御用は早々にて押付け早く御歸京可然右要用のみ申上度早々頓首

八月二十八日

福澤

早矢仕様
中村様

註 「師の騒ぎ」とは西南戦争のことであらう。「細流社」とは丸屋社中にあつた店員の積金を預つてこれを利殖する機關である。(編者)

一五一 早矢仕有的宛

明治十一年三月十八日付

其後は久々御様子不承一件も先づ其儘考中敷随分手間の取れる事なり何か相替候義も御座候はゞ御報知奉願候
明日の民間に被告方の者一人顯れ申候何れ原告より何とか返答すること、奉存候

近日ドルの相場は大變なり此義に就ては御見込可有御座何卒早々御報知奉願この相場は馬鹿直敷本直敷續く敷止む敷次第に上る敷下る敷何とすればこれを防ぐべき乎原因は貿易の事情に由る敷ペーパーの一事に由る敷何卒直に御返事奉願候私にも説あれども何分思切て不被申當惑閉口の次第なり此段要用申上度早々頓首

三月十八日

福澤論吉

早矢仕様

註 「明日の民間に云々」とは横濱瓦斯局事件に關し「民間雜誌」へ投書のあつたことを報ぜられたものであらう。(編者)

一五二 早矢仕有的宛

明治十二年四月九日付

其後は御互に多事御無音仕候扱此人は武田等と申し舊本塾社中近來は専らブックキーピングを業とし九段邊に私塾を開き生徒も相應に集候得共場所柄も宜しからず新橋銀座日本橋邊へ處を移し度小生も其家位は何とか加勢いたし本

一五〇 早矢仕有的—中村道太宛 一五一—一五二 早矢仕有的宛

一二九

塾の生徒にて記簿有志の者は之に就て學び候様いたし度杯の考にて先日より家を詮索致し候得共丁度好き明家もなく
日一日延引致居候次第何とか交銀局の御連中杯と申合せ五に助けて市中に一枚を開く工夫は有之間布哉武田と申人は
當時先づ府下第一流の記簿家と可申人物この人なれば必ず首尾能参り可申尙い才は本人より御話も可仕私も不日参上
萬々御相談可申上候得共不取敢右の事情申述候間篤と御勘考被下度候要用のみ早々不備

四月九日

福澤諭吉

早矢仕様 梧下

一五三 早矢仕有的宛

明治十七年一月十四日付

朝鮮人より人力車五十臺馬車貳臺注文有之候貿易商會か又丸屋にて御引受被下度其筋の人拙宅まで御遣し被下度様
奉願候營業會社の始末は如何相成候哉金子は既に用意いたし置候何卒一日も早く御片付被下度一日を後れば一日丈け
利足の損亡相成甚難堪次第に御座候御用繁の御中恐入候得共早々御片付奉願候頓首

一月十四日

諭吉

早矢仕様

一五四 早矢仕有的宛

年未詳十月二十六日付

新報社會計の事を唯今承候得ば代金滞の高六千九百圓有之よし畢竟會計局無人の爲に然る事ならん就ては岡崎氏へ

談じ人増しの工風云々の話中上川申聞候追々歳末も近く相成一日も油断なく集金に著手いたし度何卒御勘考早々御指
揮奉願候何れ彦次郎よりも可申上候得共六千九百と聞き驚候儘申上候右要用のみ申上度早々頓首

十月二十六日

諭吉

早矢仕様

一五五 早矢仕有的宛

年未詳十五日付

口上

御無心申上兼候得共塵末なる浴衣壹枚暫時拜借仕度此人を御附與奉願候以上

十五日

新報社 福澤

早矢仕様 御奥御中

註 時事新報社から近所の丸善店へ宛てられたもの。(編者)

一五六 林 鈞藏宛

明治二十八年十月二十九日付

昨日井上氏へ面會の處彼の一條氏の方には十分の用意有之候間早々著手致度との事に御座候何卒工藤氏と御申合直
に出来候様被成下度ケ様なる事は時機後れて益なし物が少々不出来にても三十枚か五十枚數日間に仕揚げ度存候永年
に遺る著述などと思はずして一時の新聞紙上消えて痕なきものと軽く見て快筆勿々御著手奉願候右要事のみ如此御座

一五三—一五五 早矢仕有的宛 一五六 林鈞藏宛

候頓首

十月二十九日

論 吉

林 様

尙々工藤氏方へは別に手紙も出し不申何卒本文の意を以て御相談可被下候

註 明治二十八年十月朝鮮王妃殺害事件の際、米國の輿論が喧しかつたので、先生はこれを緩和する一助にもせんとて、王妃が在世中慘虐なる陰謀を遂うした事實を物語風に綴り米國新聞に投書せしめようと思立たれ、林夙藏をして井上角五郎に就て其事實を聴取らしめ、これを義塾の英語教師工藤精一に英譯せしめ、「ニウヨオク・ヘラルド」に投書せしめられた。前掲井上角五郎宛
明治二十九年一月二十二日付の書翰参照。(編者)

一五七 林 董 宛

明治二十四年二月十五日付

拜啓仕候餘寒強候處皆々様御捕益御清安奉賀扱今回は婚式も首尾能く相濟御同様満足の至幾久しく萬々歳を祝するのみ將又滯留中は御招待に預り鄭重なる御饗應難有奉存候老生等は十二日其御地出立途中一泊昨十四夕歸宅致候段乍憚御安意可被下候出立の節奥様には態々御見送まで被下恐縮の次第老妻よりも呉々御禮申上候様申聞候右御挨拶旁申上度匆々如此御座候頓首

二十四年二月十五日

論 吉

林 董 様 侍史

尙以昨夕歸宅過日來の事情詳に語候處家内一同大に歡び祖母始皆々いまだ御目には掛らず候得共宜敷申上吳候

様申聞候何れ四月中には御出京其節こそ寛々拜顔可致と話合居候義に御座候以上

註 當時山陽鐵道の社員であつた先生の次男捨次郎は、兵庫縣知事をしてゐた林董の長女菊と結婚した。(編者)

一五八 林 董 宛

明治二十八年六月三日

口 上

過刻御話申上候竹の仕込杖中身は備前祐定にて餘り利刀とは思はれず歸宅老生の手にてねたばを合せ候得共素人の仕事ろくなことは出来不申唯實用のみ御同行申誰にても宜敷御持たせ被下度何卒實際不用に屬し候やう奉祈候不一

六月三日

論 吉

林 様

註 明治二十八年六月林董駐支公使となつたとき。(編者)

一五九 林 金 兵 衛 宛

明治十一年十月十五日付

秋冷の候益御清穆奉拜賀陳は更訂の一條も彌以志願の通りに相始候よし先く御安心の御事に候これを官民の喧嘩とすれば民の方は既に十分の勝なり勝て其勢に乗ずるは甚宜しからず此際には能く事物の前後を考へ唯目的をさへ達すれば喧嘩は素より好む所にあらず如何様にも術を盡して争論の端を避け候様御注意被成度且今日となれば縣廳に

一五七—一五八 林董宛 一五九 林金兵衛宛

一三三

ても態と人民の不便を悦ぶにもあらず必ず穩に保護いたし吳候事に可有之候間只管應に依頼して其好意を求る様御注意緊要の事と存候人民官に接するの要は之に恐怖するなく之に無禮するなく之に倭するなく之を疎にするなく近く交りて相親しむに在るのみ此度の一條もこれまでに参りしは實に上出来なり此機を失して再び破裂しては最早手の付様は有之間敷何卒堪忍に堪忍して治まり候様奉祈候今朝も其筋の人物へ面會様々話合いたし候事に御座候尙至難の事情も候はゞ被仰下度存候右申進度早々頓首

明治十一年十月十五日

福澤諭吉

林金兵衛様

註 愛知縣春日井郡數十箇村の人民が地價更訂の不當を訴へ陳情數額數十回に及び係争數年に互つたいはゆる春日井事件に關する書翰。林は其村民等の總代の一人である。(編者)

一六〇 林金兵衛宛

明治十二年三月三日付

追々春暖の好時節益御清穆奉拜賀御歸縣後も御多忙奉察百事緒に就き候哉御様子爲御知被下度且兼て御約束の儉約ケ條も先達より草稿を起し大略は出来候に付尙一度拜眉御話も致度御都合次第御自身にて御出京敷又は其儀六つか敷ば誰にても一名御遣し被下度ケ條に認るに至れば又地方の習慣風俗をも不心得ては不叶義何卒御目に掛り度事に御座候右要用のみ申上度早々如此御座候拜具

十二年三月三日

福澤諭吉

林金兵衛様机下

註 「儉約のケ條云々」とは續全集第七卷「諸文集」中の「雜纂其一」に載録せる「尾張國春日井郡四十二ヶ村儉約示談」と題する條文のことである。(編者)

一六一 林金兵衛宛

明治十二年九月七日付

八月三十日の御紙面相達し致拜見朝夕は秋涼を催し益御清適奉拜賀陳は儉約示談の草稿御廻し活版に附し候處直に出来不取敢五十部丈郵便にて御廻し申上候様申付置候過日御内話の當社の約束も昨今相談中未た何とも難申上何れにも事情取極次第御報知可申候夫迄は先々其儘に被成置候様奉祈候其御地にても結社の思召の由至極の御事なるべし別に六ヶ敷事も無之其集會には今回の儉約談杯第一のケ條其外には日本國中朝野の事情を知り役人世界の有様は如何商賣世界の模様は如何學者は何事を考居る乎新聞屋は如何なる心意氣の者乎飲めや歌へや騒ぎ廻る其間に好き金もうけの口はなきや矢張儉約一方律義正直にあらざれば永久の世渡りは出来ぬもの乎など様々に談話論説の其間には自から銘案も可有之詰る處人は相談相依て知恵も進み又事業の融通も付くものなれば結社の御企は如何にも美事と可申扱其名に至ては是と申す銘案も無御座名より實に存する事にて名は如何にても不苦一寸案じたる處にて獨立して孤立せず人民世に在て自から存するの義に取り自存社杯は如何尙御勘考可被下候右貴答申上度不相替多用早々執筆不文亂書御免可被下候早々頓首

九月七日

福澤諭吉

一六〇—一六一 林金兵衛宛

一三五

林金兵衛様

尙以小泉氏え御手紙は直に届申候嘗て同氏へ御贈りの品は中々落手不致其儘に御預り申置候尙い才は重て御出府の節可申上候活版速に出来好き手際に御座候代料は御遺しに不及先達御預りの木綿九十反賣却申付置近日代金参り可申此内にて仕拂可申積りなりさ様御含置可被下候い上

一六二 林金兵衛宛

明治十二年十月十一日付

秋冷の節益御清安奉拜賀陳ば先達も略御話申置候社中結合の義漸此節相談相整假の社則も出来候に付附言共數部御廻し申上候其御地御同志御申合傳へ又傳て幾人にも加入相成候様御周旋被下度奉願候結社の趣意は是れと申専門の事柄には無之唯々都鄙の事情を通じてお互に徒勞徒費のなき様便利を達せんとする迄の事に御座候兎角世の中の勢は人員に在ることなれば人の數は幾人にも多き方宜しく候其邊も御含迄申上置候右要用のみ申上度早々頓首

十月十一日

福澤諭吉

林金兵衛様

尙以大阪にも大造なる者を生捕たるよし山師も中々恐ろしきものに御座候尙少しく御閑暇も候はゞ御申合折々御出京奉待候い上

註「大阪にも大造なる者を生捕たるよし」とは、當時世評の高かつた藤田組廢札事件のことであらう。(編者)

一六三 林金兵衛宛

明治十二年十月十五日付

本月七日の御手紙致拜誦候時下秋冷の節愈々御清安奉拜賀候陳ば兼て御話の金子御廻し證書御買入の義何より易き事に可有之併し其金を小生の名當にて振込は或は世上に對し不都合にも可有之哉に存候に付

東京市日本橋區檜物町十番地

丸屋善八店

穂積寅九郎

右の名當に御廻し相成度い才は穂積に相談置決して間違は出来不申且丸屋の私立銀行も願濟相成昨今開業の積り旁以右等の義取扱候は容易なる仕事に御座候右貴客申上度早々如此御座候頓首

十月十五日

福澤諭吉

尙々時候折角御自重專一奉存候本文私立銀行は御加入如何御都合次第御入社相成候様致度發起人共も頻に企望の様子に御座候

一六四 林金兵衛宛

明治十二年十一月十日付

毎度御手紙被下逐一御返事も不致怠慢の罪御海容可被下候

先日は河野捨三途中貴宅へ罷出御世話相成候由同人より申參候又其節は交詢社入社に付ても御内話有之候由い

一六二—一六四 林金兵衛宛

才河野よりも申上候事ならん決して急ぎ候譯にあらず又強るにあらず地方は地方の情實あり可然御斟酌相成度事に御座候

爲替の金は其御地にて御都合出来候由拜承其段は穂積の方へも申通置候

御預りの木綿九十反賣拂代金請取置申候外に小泉えと申金二十圓此も御返し申積り何れ爲替にてさし上候様可致其内にて出版局印刷の代は引去り可申存候

地方儉約論も随分行はれ候よし何よりの御事尙御勉強奉祈候

右要用旁申上度早々頓首

十一月十日

福澤諭吉

林金兵衛様

註 河野捨三は後に桐原と改姓。(編者)

一六五 林金兵衛宛

明治十三年三月六日付

本月一日の華翰相達し拜誦時下漸春暄を催し候處益御清安奉拜賀陳ば今度は春日井郡東西に分れ東郡々長御拜命に付今後の御見込來年更訂一條に付如何との事御心配の段御尤千萬の御事に御座候竊に承るに更訂は春日井に限らず三五年來不公平の増租村々は必ず減じ又既に減じたる村々は更に増すことなく結局政府にて地租改正の爲め損亡を引受るとの事に候右の説果して實ならば決して御心配に不及郡長と爲りて村民を撫育し自から官民の情も通達して等しく

行はるゝ更訂も尙一層の便利可有之哉と愚考いたし候右貴答旁申進度早々如此御座候頓首

三月六日

福澤諭吉

林金兵衛様

尙以時候御自重專一奉存候河野捨三氏も此程大阪より歸り久々にて御地の模様杯物語承候義に御座候春暄にも相成候はゞ些と東京御見物御出掛被成度存候飯田君始諸君え宜敷御致意奉願候

一六六 林金兵衛宛

明治十三年八月十二日付

七月二十一日の貴翰拜誦時下暑氣尙強益御清寧奉拜賀此節は郡務御奉職爲に御多忙の由さ様にこそ可有御座何卒人の爲御盡力專一奉存候當地相替義無之弊塾も依舊異なるなし河野は當時大阪に在て商法講習所設立の事を企居候よし時々御文通もいたし候哉定て御無沙汰の義と存候梶田飯田兩君も御繁務の御事奉察御序可然御致意奉願候要用の有無に不拘折々は御出京相成度都下相替事なしとは申ながら申々以て相替事もあり久しく地方に居ては大に時勢に後るゝの患なきにあらず秋涼にも相成候はゞ些と御出京奉待候右貴答のみ申上度早々如此御座候頓首

八月十二日

福澤諭吉

林金兵衛様机下

一六七 濱野定四郎宛

明治十一年二月七日付

メンタル ステート ハ今ノ日本ニ居テ日本相應ニ日本第一流ノ地位ニ据置キ度事
 然ラザレバ世ノ人事ヲ見テ或ハ驚駭シ或ハ其趣意ヲ解セズ或ハ誤解シ或ハ迷惑スルコトアリ尙甚シキハ自己ノ
 ンダクト ヲ反顧シテ後悔スルノ場合ニ至ルコトモアル可シ人生第一ノ ダンジヤル ト云フ可シ
 此 ダンジヤル ノ生ズル原因ハ固ヨリ枚擧ス可ラズト雖ドモ其最モ有力ナルモノハ マインド ヲ スタジナル
 ステート ニ放頓スルノ一事最モ恐ル可シ人ハ動カザル可ラズ事ハ變ゼザル可ラズ動カズ變ゼザレバ精神ノ活潑力ハ
 起ラザルモノナリ就テハ暫時御出府ハ如何尙詳ナルハ手島君ヨリ御話可申上此一事ハ學校ノタメニ非ズ中津ノタメニ
 非ズ一切ノ外物ヲ除キ去リ唯君ノ御一身ノ上ノミニ就テ謀ルコトナリ

二月七日

福澤諭吉

濱野定四郎様

註 濱野が中津市學校に居たとき。(編者)

一六八 濱野定四郎宛

明治十一年三月十六日付

先便申上候通り當塾の教師さし支門野氏も彌以土州え參候處に決定就ては其御地御出立の御都合も可有之候得共一
 日も御早く御出張奉願候先年も内々申上候通り何れにも東京と中津と兩方共學校支けは尊兄の御引受と御決定被成下

度今日は丁度其時に當り候次第他人へは頼まず只管御出を奉待候義夫れ迄の處は無理に小幡君へ談判承知とか不承知
 とか昨今押合中なり兎も角も早々御出立奉願度此段重て申上候頓首

三月十六日

福澤諭吉

濱野定四郎様

尙以其學校に教師入用ならば其邊も被仰下度何とか繰合も出來誰れか参り可申存候
 御出立極り候はゞ何日御出立と申事を電報にて奉願候

一六九 濱野定四郎宛

明治十一年四月一日付

先日より電報も被下尙御手紙も相達し彌以御出府可被下處に御決定相成候得共昨今市校試業中に付遅くとも四月中
 には其御地御出立可相成との義大に安心仕候實は先便も申上候通り當塾教師さし支先月中より上等の一課小生引受毎
 日〳〵出席甚困却いたし居候小幡君にも頼候得共同君は少々氣分もあしく且新聞紙を書けば書く方の一方ならでは不
 都合との義是も無致方次第小生は近來書き物も忙しく塾の教授も同斷朝から夕までソンドーの餘暇もなく其間には客
 來澤山又他行の要用もあり實に迷惑至極の場合に御座候何卒一事にても手を引き折節は閑座又は遊歩の時を貪り度存
 候就ては御出立四月中とあれども可相成は一日も早く御著相成候様いたし度屈指御待申上候間御支度御出來次第早々
 思召立奉待候自身苦しさの餘り又々御催促申上候不惡御承引可被下候頓首

四月一日

福澤諭吉

一六七—一六九 濱野定四郎宛

一四一

濱野定四郎様机下

一七〇 濱野定四郎宛

明治十二年?三月三日付

唯今塾の中年生永井高木拙宅を参り語學稽古の仕組に付申分は童子は稽古自由自在なれども大人中年生は等級を限られ加之童子は無料にて大人は金を出す故に大人中にも稽古を欲する者あれども金の爲に斷念する者多し又中年と童子と其境界甚不分明故に或は中年にして下宿すれば童子の仲間に入るべきの事情なきにあらず旁以不都合なるが如しこの不都合は姑く聞き兩人の者中年なるが爲に出席の叶はざるは難澁に付何とか工夫いたし吳候様にとの請求なり右の一條は必ず御衆議にて御取極の事と存候得共尙御勘考の上衆望に適し候様可相成ものならば御處置被下度兩人の申分眞に然る歟否は不知候得共唯今承候まゝ申上候頓首

重 三

尙以私方の子供兩人も開成校へ通學いたし候得共校の教師なる者語音は頗る下手にて困却依て本塾の語學席へ童子と共に出席致度志願是亦宜敷御願申上候

一七一 濱野定四郎宛

明治十二年?八月十四日付

拜啓支那人給料爲持差上候金三拾圓御受取宜敷御取計奉願候小生義明早朝出立箱根へ参り廿日過に歸宅の積り留主中は百事可然御注意奉願候此段要用のみ申上度早々頓首

八月十四日

濱野様 梧下

福澤

註 支那人給料云々とは明治十二年に塾内に設けられた支那語科教師に關することであらう。(編者)

一七二 濱野定四郎宛

明治十三年十月二十四日付

益御清適奉拜賀陳ば明日は本塾の事に付小幡氏始社中集會の由實は此度塾の事をも發言したる者は小生にして遂に今日諸君を煩はすに至りし事なり就ては爰に一言いたし置度儀は既に昨今社中の談話にも此度は慶應義塾維持法云々とて必しも此學塾を維持不致ては不叶ものゝ様に認る者あるが如し小生の所見とは少しく異なり元と生の開申は塾を維持せんとする者にあらず開塾既に二十餘年一身一生涯の仕事としても澤山なり加之近來最も馬鹿くしきは交詢社と云ひ何々銀行と云ひ何々商會と云ひ又或は此度新築木挽町の會堂と云ひ何か爲にする所ありて本塾が其後楯に相成る歟と思ふ者も可有之尙甚しきは流行國會論の話もあるに付ては後世の馬鹿者は小生を誤認して政治社會の一人と思ふ者もあらん楯々面倒至極うるさき鄙劣世界哉是と申も本塾あればこそ斯の如し今朝にして之を潰せば百事洗ふが如くして本來の無に歸し老生は都下の何處かに老して生來好む讀書以て殘年を終らんのみ斯く致すとも唯今なれば幸にして家に少々の餘産あり生涯他人の世話に爲る事もならん若し然らずして此塾の御守りのみをいたし心を勞し金を費し其實は却て他のインスリユメンに爲り勞して功なく名利共に損害を蒙るが如きは無智の極度進退を決するは正に今日に在る事と存じ先づ小幡君に話したるは凡壹ヶ月前の事なり然るに二三の社友は廢止を悦ばず何とか工夫もあ

らんとの事にて様々内話の末遂に今日の集會にも及たる次第又小生が塾を廢すると云ふは塾が俄にイヤになりて廢すると云ふにあらず心に慊くして立つものならば固より之を保存するを好まざるにあらず唯小生が一身の爲に謀て馬鹿らしきが故に之を潰さんと申すのみ故に諸君御相談の上にて之を維持する事が出来るならば甚妙なり唯思召次第に任ずるのみ明日の御相談如何可相成候哉不知候得共御相談に苟も御遠慮被下間布候廢立共に差支ある事なし或は諸君が義理の爲め附合の爲めに維持法を議し又隨て醸金に無理を犯す杯は萬々御無用被下度斯く御遠慮被成も誰に對するの義理にもならず何人に接するの附合にも爲らず全く無益の舉動なり唯社中にては社外にても眞實自問自答出金して愉快なり出金すべき筈なり本意なりと先づ之を心に得て之を實に施し度此性質の金ならば多々益妙なり本塾は甘じて之を受納すべし語を易れば塾に受納するにあらず塾を擧て諸君の有に歸するものなり右の次第に付何等の事情あるも縁もなく志もなき他人へ向て金を募る杯は以ての外なり假令或は舊社中の名ある者にては本塾の精神と相投ぜざる者なれば之を他人視せざるを得ず決して此輩に向て求めざるのみならず彼れより來るも我より之を拒絶すべし小生の死後ならば格別苟も生前に膝を屈して他人に金の無心出來不申幸にして生來人に屈したることなき此膝を此度に限り金の爲に屈する事は出來不申唯今節を屈して人に四五萬圓の金を貰ふは塾の所有を賣却して四五萬圓金を人に配分するの愉快に若かず甚だ易き策なり其邊に萬々御如才はなき事と存候得共尙爲念願敏に御勘考被下集會諸君えも微意の通ずる様奉願候尙い才は拜眉萬可申上候早々頓首

十月二十四日

福澤諭吉

濱野定四郎様

尙以本文の義は小幡君へと存候得共横濱の病人旁取込と存じ指控候義御序宜布御傳奉願候以上

一七三 濱野定四郎宛

明治十四年四月二十九日付

證書調印致候宜布御取斗奉願未だ塾の印なきものも有之御注意可被下候

大河内君は如何相成候哉是非共依頼いたし度益田雨山其外え精々催促致候様御周旋可被下候

豚兒捨次郎大學を止め當期より本塾へ出席爲致度是も宜布御取計奉願候右要用のみ申上度早々拜具

四月二十九日

諭吉

濱野様 梧下

一七四 濱野定四郎宛

明治十六年二月八日付

愉快なる大雪相成未曾遇の事なり

雪の事に付學問上一説を綴り度ユニフルサルインフアルメーション杯調候得共新奇の説なし何か其外に御記憶は

有御座間布哉奉伺候頓首

二月八日

諭吉

濱野様

一七五 濱野定四郎宛

明治十六年六月十一日付

彌明朝出發と相成候に付ては今夕は賑にいたし度御閑も御座候はゞ拙宅に御一酌被下度或は教員の中御心當の向御同道も被下候はゞ最妙なり唯有合の酒肴のみ別段何も用意は無御座米客の多は厭不申何卒宜布御含奉願候早々頓首

六月十一日夕

論 吉

濱野様

註 先生の二令息米國へ遊學に付、其送別の小宴の案内状である。(編者)

一七六 濱野定四郎宛

明治十八年十二月二十八日付

表門坂の土を取る者は受負なれば安心なれども其外に日雇にて入りたる者もあらん此者共を監督するには専門掛りの者なきを得ず其人は如何可致哉關口さんにては迎も間に逢申間敷御考奉願候要用のみ早々頓首

二十八日

註 慶應義塾表門屋際の長屋を取拂つて車馬道を開いたときのものであらう。(編者)

一七七 濱野定四郎宛

明治十九年三月十九日付

留主中は都て御世話相成候義何分宜敷奉願候道中も存外に日を費すこと多くして迎も中山道は手に及不申再び四日

市へ出で、船に乗る積に致候昨日津へ著津田へも面會致し偶然に武藤氏へ逢ひ尊宅の事共物語りいたし候

藤本へ箱根に逢ひ候始末は岡本より申上候事ならん何れ二十三日の頃は神戸へ參候に付右の事も聞合せ可申存候道普請も大概出來の事と日々想象致し居候教師諸氏へ宜敷御致意奉願地方の父兄へ往々實學即實業の話致し何れも甚だ悦ぶ者の如しよ、塾の教育には注意致度存候

右申上度早々頓首

三月十九日 津の旅館開明樓

論 吉

濱野様

註 明治十九年先生全國漫遊の第一歩として東海道を経て上方へ赴かれたとき。(編者)

一七八 濱野定四郎宛

明治十九年三月二十一日付

昨夜は伊賀上野へ一泊同處にて辻寛に面會同人は此節上野中學の教師いたし居候よし久々にて話しも面白有之候

津にて津田堀三輪(信一郎)等に面會致候今日は拂曉上野を發して雨天ながら月ヶ瀬の梅林一見夕刻奈良へ著明朝出立大阪へ參候積り追々豫期の日數も少なく相成候に付中山道はやめに致し再び四日市へ出て船にて歸京の積多分來月六七日の頃歸京と存候

門野益田其外諸氏へ宜敷御致意奉願候地方の情況を察するに何分にも本塾生徒の父兄へ時々執監局より文通致候義最も要用と被存候假令へ是れと申用事はなくとも必ず文通は怠らざる様御注意可被下候

一七五—一七八 濱野定四郎宛

一四七